

社寺に難を避くる能はざるもの、西方の堤上に蟻集し、叫聲を揚げて救を求むる數百人の男女あり、草津村井口村の住民、漁船を出し來りて之を載せ歸り、同村の寺院に收容して救恤せり、町御奉行所に於ては廣島五組の用意米を殘らず買上げ、手附町御奉行所の屬僚に命じて、二日夕刻より十二日に至るまでの間、白粥或は握飯を作りて被難民に施與し、十三日より男女老幼の差別なく一人一日三合充て、十日間の糧米三升づゝを救與せり、其他市内富豪の商人、醫師等より粥の炊出しを爲して、遭難の窮民に惠施するものも亦多かりしと云ふ、次で七月町御奉行は遭難窮民の員數甚だ多く、容易に救濟し難きを認め、家持借家住の差別なく、一竈一家族の義につぎ舊銀札六百目づゝを貸與し、以て生業の資に充て、自活の方法を計らしめたり、

是より先き三日の夜子の刻、城下俄かに騷擾せり、失火ならんと云ふものあり、然れども火焰の揚るを見ず、北方を指して疾驅する數十人の一群あり、曰く「一本木の堤防決潰し、次で白島九軒町の堤防破壊せりと聞き、偵察に赴くなり」と、白島の諸寺院も亦警鐘を亂打して危急を報ず、其聲遠近に響き波れり、遂に南方なる六町目村竹屋町邊の住民に至るまで、之を傳聞して騷擾す、

虚妄の流言

南方より一本木の状況を偵察に往きし者、八町堀邊に至り、城濠の水路に揚り氾濫せるを見て驚き、一本木より漲水既に襲來せりと輕信し、馳せ還りて其狀を告ぐ、市中の騷擾、鼎の沸くが如し、是夜闇黒にて咫尺を辨せず、且一本木は城北要害の地なれば、藩府は西は元安橋より、東は猿猴橋に至るまで、本通筋に軒毎に釣燈を懸けて道路を照らさしめ、又河堤防禦に關與せる士卒に命じ、組子手附を召集して直ちに出張の準備をなさしむ、然るに偵察に赴きしもの一本木より還りて曰、一本木の堤防安全、白島附近平穩なりと、市民初めて虚構の妄言に欺かれしを知り、曉に及んで市中鎮靜す、後ち五日町御奉行は此の虚妄の流言を放てる白島村の青年四人の内、二名を拿捕して處罰せしが、他の二人は逃亡せりと云ふ、

大洪水の後ち天候容易に恢復せず、連日陰雨なりしかば、六月三日、藩主は命じて白神社、尾長天神社に於て五穀成熟萬民安全、天氣快晴の祈禱を行はしめ、翌四日より嚴島神社に於て天氣快晴氣候順行、諸作豐熟萬民安全の祈禱を行ひ、次で六日城内三之御丸稻荷社、二葉山麓明星院に於て同祈禱を修せしめらる、時に材木町稻荷屋儀兵衛と云ふものあり、同町年寄橘屋小右衛門

天氣快晴萬民
安全の祈禱

を経て、大水難以後は市況甚しく銷沈せるが故に、市内各地の氏神社に於て、國恩冥加の爲め、藩主の武運長久・五穀成熟、町中安全の祈禱を執行し、例年の國主祭に准じて大祭を行はんことを請ふ、町御奉行は藩府大儉令施行の際なりと雖も、特に市況振興策の一として之を允許し、七月九日・十日の兩日を以て市中一般に大祭禮を行はしめたり、

被害の箇處と員數

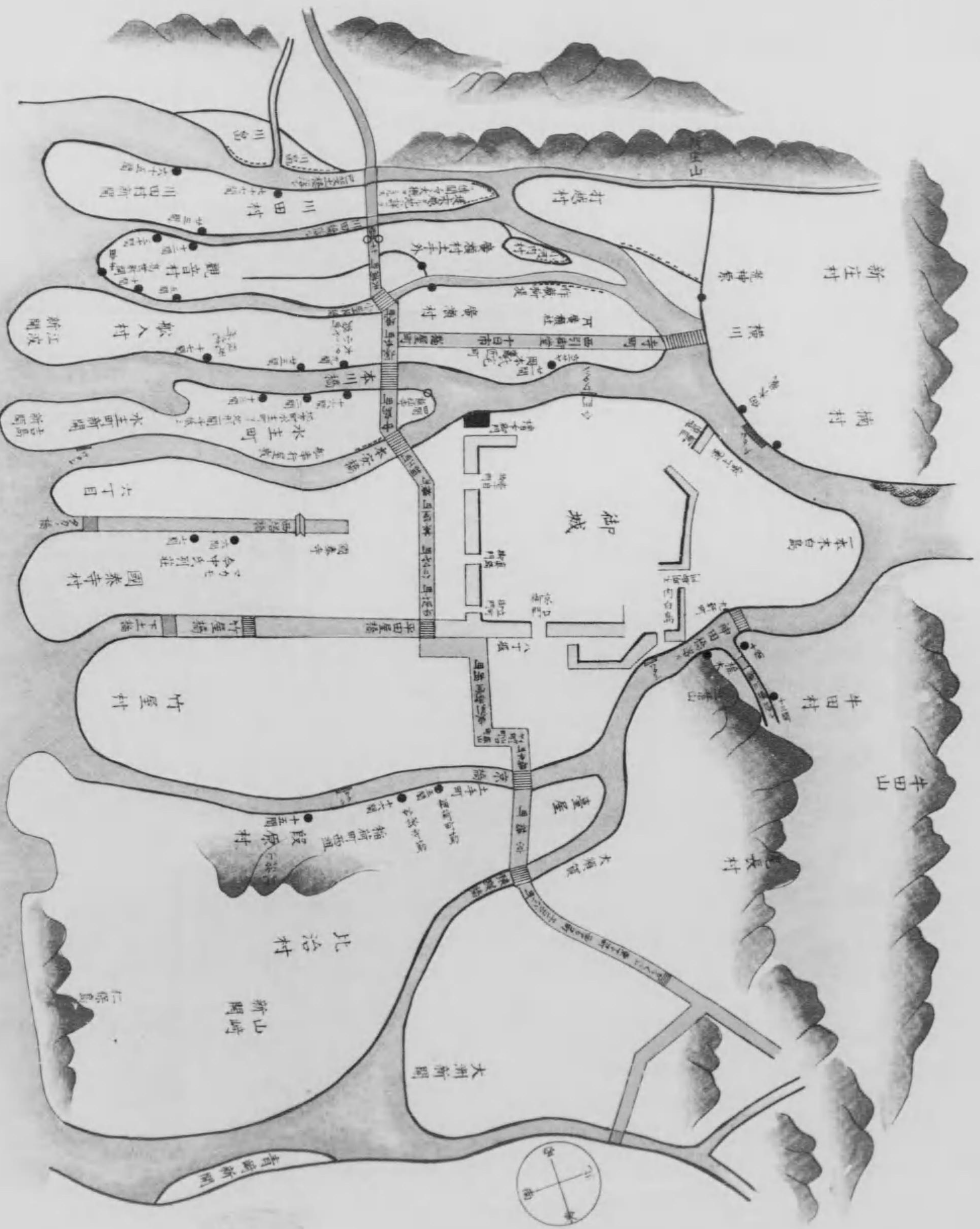
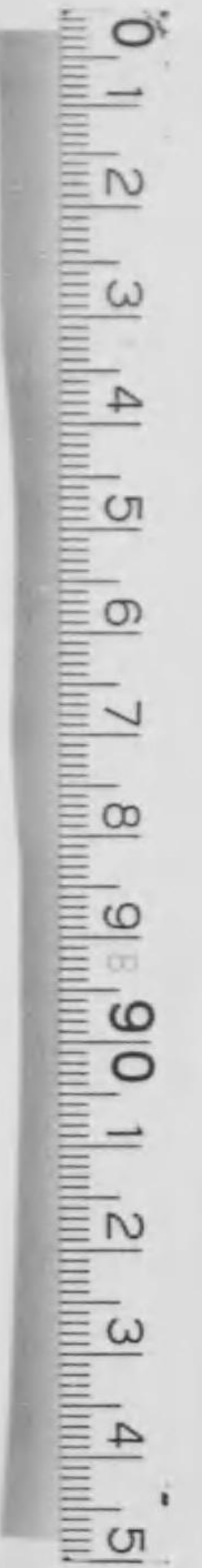
大水難の損害箇所并に員數

町方分

- 一 東柳町 今の土手町 稻荷町筋 凡五間程 切損し
- 一 稻荷町西組 妙詠寺筋二ヶ所、
一段原村境より 凡十六間程 同
- 一 東柳町 北堤 三軒 崩家
- 一 稻荷町西組 四軒 同
- 一 稻荷町中組 一軒 同
- 一 稻荷町東組 一軒 同
- 一 稻荷町立番所 一ヶ所 流失
- 一 稻荷町西組 一ヶ所 崩藏

を録せり
畧を

心製



廣島洪水決河畧圖

- 凡例
- 一 濃黑線 河堤
 - 一 ● 潰決
 - 一 ○ 堤上半潰堤趾崩決至原處
 - 一 青 河道及水災小罹る地
 - 一 白 水災を免れざる地
 - 一 黄 往還道筋
 - 一 楮板橋
 - 一 灰土橋

一 此圖嘉永三年六月朔日洪水廣島府下

流河堤潰決を寫せり柵村牛田村等々即

ち屬之府外も此れも府城小接近と沿河

此地も此れ八河道形勢を示さん為小附

載せり紀事の書之併せ見へし

一 河堤決口長短間數市令以書小據

て記し或を傳聞此確實なるを録せり

其他知るまゝとあるを記し餘を畧す

嘉永四年辛亥夏五月 木村尚震製

一 慈仙寺鼻、水越四間、中島本町三國屋伴藏掛持家二軒土手
一 建物等流失

一 堺町三丁目 一軒

崩家

一 堺町四丁目橋根堤

切損じ

一同町 五軒

崩家

崩家十五軒 流家三軒

一人馬溺死怪我人等無之事

新開分

一 國泰寺村堤 二ヶ所

切損じ

一 川田村堤 三ヶ所

同

一 観音村堤 五ヶ所

同

一 天満町北裏堤 一ヶ所

同

一 船入村堤 一ヶ所

同

一 西地方町堤 一ヶ所

同

一段原村堤 二ヶ所

同

一流家 二十九軒 籠敷四十二

淺野氏時代(溫徳院、大光院) 嘉永三年の大洪水

- 一 潰家 百二十七軒 竈數百五十三
- 一 潰藏 六ヶ所
- 一 砂入地損 凡五十町餘
- 一人馬溺死怪我人無之事、

以上

水難溺死者の
追吊大法會

此大水難は、廣島城下以外藝備諸郡に亘りて甚しく、封内田畑の總損害高十二萬九千〇七十八石餘、流失家屋百七十軒、崩潰家屋六百六十四軒、流死するもの三十八人男二十一一人あり、是年七月藩主より、國泰寺に於て、水難溺死者の亡靈を慰する爲め、大追吊法會を行はる。

第十節 嘉永七年(安政元年)の大地震

前代未聞の大
震災

嘉永七年十一月五日の夕、申の刻大地震あり、前代未聞の大震なりと云ふ、是より先き十月二十九日より十一月二日に至るまで、連日晴天にして、時恰も冬至の前なるに、氣候温煖なること全く春暖と異ならず、十一月三日は冬至

天候の激變

微震、大震

人の恟々

旭光紅の如く
禽鳥鳴かず
再大震

蜚語流言

神佛に祈禱

の日に當り、氣温俄かに變化し、寒風雪を吹き、凜冽堪ゆべからず、然るに世人敢て奇異の思を爲さず、是れ冬至の日なるが故に、寒氣の激甚なると信じたればなり、四日朝巳の刻微震あり、五日の夕、申刻に至り、俄かに激烈なる大震襲來す、家屋の動搖すること海船の巨濤に翻弄せらるゝが如く、屋瓦を飛ばし、墻壁を崩し、危險謂ふべからず、草露殿に曰、十一月五日七つ半、大地震、屋根の動くこと、大瀨の打つ如し、雙方へ振る事凡一尺六七寸なり、誠誠に恐敷事なり、市民皆な倉皇として戶外に飛び出で、難を避く、人心恟々たり、夜間大小の地震、數々臻る、男女街路に疊を敷き、屏風を立て、之を圍ひ、其内に跪座して夜を徹す、嚴寒肌を刺し眠る能はず、往、婦女小兒を附近の河舟に避難せしめたるものあり、侍士の多くは其邸後の竹藪に避難す、六日晴天、旭光紅の如く、禽鳥鳴かず、是日大震なきも、中小の震動頻々たり、七日の朝、四つ時頃再び大震あり、其強度五日の大震と異ならず、其後ち中小の地震襲來して尙ほ熄まず、人々恐怖の念を加へ、蜚語流言盛んに行はる、或は曰、世界の破滅近づけるなりと、或は曰、火災起る、城下市街を焦土に化せんと、世上の人氣銷沈し、愁歎の聲、市の内外に盈つ、是を以て到る處の神社佛閣に於て祈禱を執行し、以て世界の安全を祈る、遠近大鼓の聲、鑿々として絶へず、當時市内橋本町万

代四郎右衛門の日記に大震の状況を詳記せるものあり、乃ち左に抄録して之を示さむ、

万代日記

十月二十九日・三十日・朔日・二日頃と相覺へ、冬至前に候へ共、暖氣なる事、晴天には候得共、時下不相應、全春暖の様に覺ゆ、三日冬至也、雪も少々降り、寒風吹く、偕右暖氣より寒氣に變り候事、一際寒し、風吹すとも惣たい寒冷なる事實に冷し、冬至故寒氣と而已心得居候得共、四日朝地震は當所はちさく、諸人何之こゝろも不付候得へ共、五、六、七、八、九、十日大震より考合はせ候へば、五、七、八、九、十日以前より格別の暖氣又一際寒冷とも、時下大不順之義也、

十一月五日、晴、夕七ツ時半、地震發し候處、折節山脇桃庵入來に有之候處、誠に未曾有の大震、大變也、凡煙草五六ふく吞候間も震候様に相覺候得共、諸人共氣分轉動いたし、眩と覺える事なし、子供女などは十疊に集り、ウロタエ庭にも飛出度處、瓦などの飛落ち、怪我有之ものゝよし、話承り傳え、矢庭に制し、十疊に家内打寄り居る、暫いたし、居り合ひ候へ共、其節の心持は、實に世界滅し候もの歎と覺る、家の建物ゆり震ひ候音ギイチ／＼、座上のゆれる事、船に乗たる如く、恐ろしき事言語に絶す、

裏西藏の壁、東側瀬戸藏南側の壁、其間に震ひ落し、尤古藏なれ共、小まい竹共にドウとたほれ落、其音夥敷筈なれ共、不入耳、是を以て轉動恐怖、跡に而思ひしられたり、下女一人は瀬戸口にて用事有之處へ、震ひ出し、右土藏の壁ニツ共ゆれるを、夢の如くに思ひ見る内に、壁へヒ／＼キ入り、藏壁の下たの方よりバタ／＼と土落出すや否や、一度にドウト落るなど、放心いたし、門往來へ飛び出て、庭内通りし事も不覺、店之者共は門往來へ不殘飛び出で、家の内にては建物ギイ／＼の音に、家崩るゝ様に思はれ、往來真中へ飛び出で候事、追々承合せ候へば、市中一同之事、御家中にても同様の事の上し、市中東西とも家崩れ候儀は無之、古家納家等はアチコチ崩候事も有之、怪我人無之、婦女子或は病人等氣分あしき程の事は有之候、夕方座敷の壁土等落ち候を一應掃上げ、桃庵相手に酒少々吞む、夜に入、近所懸中一類中へも相互に見舞左右聞旁使遣し、役所内役人以下も見舞に追々來る、夜五ツ前頃チサキ分一つ震ひ、無程相應に大き分又一つ震ひ、夫よりは中小の震、度々有之、市中一同往來真中へ屏風圍ひ、疊を敷き、夜明し致し候事、

當家家内子供女藏子類は、京橋川に鹽船泊居候に付借請其船に泊る(中略)夕七半時、震出之分極大也、跡は中小といろく、震ひ度々有之、兼て氣おくれもいたし居候間、中位の分にてても建物はギチ／＼響き、船にゆれる心持にて、諸人顔色は青ざめ、大震の節は座上往來とも歩行は不相成もの也、足の歩び付ぬもの也、珍事也、々々々、地震の前に山川鳴ると申話有之候へ共、現在耳に入候處既に四日朝氣分鎮り、十疊に居候處、庭前の方、空中ゴウーと申鳴る、全く風に木枝の鳴る如く也、障子を明け見申候處、樹木の枝も不動、何の音哉と只思ひし斗り也、無程地震に相成、左候へば、五日夕大震之前も鳴候事に可有之候得共、此分は耳に入らぬ。

霜月六日晴

晝前頃より子供女等一圓船え遣し、京橋川に居る。○今朝以來も不絶空中鳴り候に付、未だ大變有之と風説いたし、氣分居り合はぬ事ども也。○相應に相暮し候者は、何方も船を借請け、寢起いたし、婦女子は船住居多し。○今日も天氣朝より日輪の光色、初夏の空合など、申す説有之、日蔭白き様に

覺ゆ、全く天氣續き快晴なれども、氣分の轉動^{倒カ}も有之哉。○朝よりも度々震ひ候へ共、先づ大震は無之、徐々相鎮り候事と相心得る。

霜月七日晴

地震追々鎮り候に付、今朝座敷押込迄も取あげ、壁の落土を掃き上げ、掃除いたし、極朝より風呂立て、入る、極少々の震ひは有之候へ共、一ト先づ安心し、朝飯一統仕舞ふ、此間内の見舞に歩行き候者も有之、人氣居り合ひに至りかけ候處、今朝四ツ時頃、誠に大震發し、五日夕大震と相變り不申、其恐ろしさ言語に絶し、大變也、是より世上人氣も變はり、大歎息の事、まだ、大變有之よし、アチラコチラ神社御祈禱有之、御圖に斯様／＼と申觸、諸人大歎息の趣に見へる、今夕七ツ時頃より往來の真中へ小屋を懸け、いづれも這入り居り候事、人氣東西とも同様にて、西東共小屋がけ一時也。○當家には裏屋敷山本の表露路射^{ばカ}まい之處、柳町大手之内也、其所無心を申借り請け、十二三疊敷の小屋をかけ、子供等も有之候得ば、夫え寢起いたし、夜中寒冷大變の事ども也、四五日借り請け居候得共、追ひ／＼震ひも居り合ひチサク相成候に付、内え歸り寢起致様に相成、安心に至候事也、此時の事、難

城内の震災

書盡候事

是に依りて當時市中の混亂市民恐怖の状況の一斑を推知し得べし、又城内の震災につきては、草露敲に記して曰、

一栗林御櫓一ツ崩レル、同續キ五番ノ御櫓ヒバキ入、瓦丸落、役ニ不立、同續御櫓大損ジ、一、二ノ御丸八千藏大損ジ、南側高塀ヨリ崩ル、三ノ御丸御米藏御二戸前御屋根瓦不殘落、大ヒバキ龜甲成ニ入ル、學問所大損ジ、大腰掛大荒鶴ノ御前高ユリ崩レ、其外ノ箇所數知レズ、

臨時國主祭

御家老以下の登城奉伺

震災後の天候

同月十五日市民俄に國主祭を行ふ、蓋地神を慰め、國家安全、武運長久を祈らんが爲めなり、是時藩主は述職して江戸に在り、世子は會川上邊に放鷹せらる、其歸途城東栗林御門の附近にて此大震に遭遇す、御家老御年寄御番頭以下の輩登城して世子の安否を奉伺し、七日大震の後ち再び登城して安否を奉伺す、八日に至るまで大中小の地震五十五回あり、是より後ち殆ど毎日微震あり、且天候數々劇變して、災異並び臻る、十一月十六日大雹降り、積むこと一尺二三寸、雪中地震あり、同二十五日大雨雷鳴四五回、次で十二月十六日再び大雪あり、同月十七八日の頃再び大雷あり、寒中の雷鳴珍事なり、翌年三月

震災の終熄
封内の損害

十六日に至りて震動全く熄む、

此大震災の被害は封内一般に亘り、藩府より江戸幕府に報告せる届書に據れば、曰、

私領分安藝國備後國之内、去寅年十一月四日、同五日、嚴敷地震に付、先達而

一通り御届仕候通、城内内外并々所々損之覺

一城内走櫓損

二ヶ所

一同壁落瓦落等

數ヶ所

一外曲輪櫓崩

一ヶ所

一三原城西曲輪出口門臺石孕出

一ヶ所

一内外曲輪櫓臺石垣孕出

一ヶ所

一家五百八十五軒

二十二軒

潰

三十九軒

半倒

一軒

燒失

五百二十三軒

破損

淺野氏時代(溫徳院、大光院)

嘉永七年(安政元年)の大地震

一 土藏二百四十六棟

内 四十一棟

二百五棟

倒 破損

一 牛馬屋二百三十三ヶ所

潰

一番所二ヶ所

倒

とあり、其他廣島附近にては、己斐の土橋墜落し、諸所の土橋被害せるもの少からすと云ふ、

第十一節 定期航路の開始

從來廣島城下の海運業は未だ幼稚の域に在りて、出帆航行の期日一定することなく、旅客貨物あれば出船するも、若し船客なく又載貨なければ、幾日を費すも之を待ち、其のこれあるに及びて初めて解纜せしものなり、然るに時運の進展に伴ひ、その幼稚なりし海運も漸次發達し來り、殊に前代に於ける國產獎勵の結果は、其產品の量額増大と爲り、之が爲めにも著しく海運界の

發展を促進し、嘉永七年に廣島三津ヶ濱間の定期通航を開始したるを始めとし、爾來僅々數年の間に於て廣島廣浦間、廣島下の關間、廣島竹原間、及び廣島新港間等多くの定期航路を開始するに至り、廣島の海運界は茲に急轉して、大に其面目を改めたり、

廣島三津ヶ濱間 嘉永七年四月十日、廣島城下の三反帆船持主等は、一同連署の書を時の町御奉行に上り、毎月一六の日を以て、伊豫國三津ヶ濱に定期航路を開始し、白神組三町目可部屋勘助を船宿引受となさんことを願ひ出で、町御奉行の允許を得て、新に藝豫間の定期通航を開始せり、尋で翌年八月二十六日には、廣島城下の諸川惣船持等再び擬議して、前年許可を得たる毎月一六出帆日の外に、更に三八の日を加へ、毎月十二回の出船とし、三八の出船場并にその船宿は別に西土手町に構へたき旨を請ふ、町御奉行これを允許し、且つ諸事念入れ正道渡世いたすべき旨を、惣船持主等に達示せり、
廣島廣浦間 同七年九月、廣島城下の西堂川中島川、平田屋川、廣瀬川等の小頭及惣船持のもの一同より、連署の書を町御奉行に上つり、請ひて曰、從來廣島より賀茂郡廣浦に渡海すべき乗船場は、區々一定せず、爲めに當地の商人、

廣浦附近の住民并に旅客共に常に不便を感ずるが故に、自今同海船を中島本町土手下に繋留し、毎日出船すること、定め、廣浦渡海稼の者及當城下の船持一統の者ども、入合稼ごとなさば、第一御用向は勿論、都て往來旅客の便利も至大なるべし、又船宿の儀も是れまで一定せざるが故に、中島本町對馬屋久兵衛方を定船宿となさば、旅人并に船乘業者の便利も亦少からざるべしと、同十月十日町御奉行その請を容れて、廣浦渡海の繋船場を元安橋下の西岸に指定し、對馬屋久兵衛を定船宿となし、又久兵衛よりの願に對して、其軒頭に「廣浦日船」の看板并夜中掛行燈を掲ぐることを許可せり、

上

川々

一私共儀、從來船稼仕候處、御蔭に而渡世取續、難有仕合奉存候、就而者當川々より他邦又は浦邊渡海仕候段、素より之儀に御座候處、賀茂郡廣浦渡海之儀、是迄乗場區々に而、御當地商人、同所近浦并旅人等、迷惑仕候趣に御座候間、爾來船を中島本町東側土手下たに繋置、毎日出船差間不申様仕度旨、同浦渡海稼之者、御當所町新開船持一統へ入合稼之儀、相願申候に付、凡小方浦渡海同様取計申度奉存候、左候得者、第一御用向者勿論、都

而往來之便宜敷奉存候、且船宿之儀、是迄耽と相定り不申候間、此度中島本町對馬屋久兵衛方に而、諸事引受宿仕吳候様相頼申度奉存候、何卒御赦免被爲仰付被下候様厚奉願上候、此段宜様被仰上可被下候、以上、

寅九月

西堂川小頭 藤藏 印

太兵衛 印

新吉 印

中嶋川同 清藏 印

乙藏 印

國藏 印

平田屋川同 新五 印

理八 印

廣瀬川同 和助 印

甚助 印

甚次 印

年寄宛

付紙

此儀願出之趣聞届候、尤一統船持共差支不相成様相持、渡世いたし候様、久兵衛へ申付置候間、此旨相心得可申候、依而別紙書付下げ候、

十月十日

乍恐奉願書付之覺

中島本町

一私義、從來商事向爲一端、浦邊役人衆宿仕來申候處、加茂郡廣浦渡海船持共、御當所へ同浦へ同船之儀相企申度段、内談仕候付、御當所船持中へ及熟談候處、素より入合稼に仕候得ば、菟口無御座候旨、双方居合宜、尙私船宿仕、万事引受吳候様相頼申候、依之廣浦日船看板、夜中掛行燈差出、萬端引受申度奉存候、何卒御救免被爲仰付、被下候様厚奉願上候、此段宜様被仰上可被下候、以上、

寅九月

坪井七郎右衛門借家 久兵衛

年寄 秋田儀右衛門殿

覺

一町内坪井七郎右衛門殿借家久兵衛へ、別紙之通、願出申候に付、則書付取次差上申候、以上、

寅九月二十三日

年寄 秋田儀右衛門

藤井茂八郎殿

付紙

此儀願出之趣聞届候、尤一統船持共差支不相成様相持、渡世可致候、依而別紙書付下げ候、

藤井茂八郎様

四人

別紙御付紙にて御下被成候間、此段御申付可被成旨に御座候、以上、

十月十日

廣島下の關間 廣島城下より四國方面への通航は先年既に三津ヶ濱航路に毎月十二回の定期通航を開始したるも、西海方面に向つては未だ定期通航を爲すの機運に達せず、廣島町新開の海船持主等これを遺憾と爲せしが、

廣島竹原間

廣島新港間

其後ち機熟して、安政二年四月二十八日、町御奉行は當業者一同の願出に依り、毎月一六の日を定日として、下の關に出船し、廣瀬川船年寄増田屋直三郎を以て諸事引受と爲し、町新開の海船をば交互順番を以て出航することを許し、且諸川の船持主に、諸事念入れ、正道渡世すべき旨を達示せり、
 ●廣島●竹原●間 ●廣島●新港●間 ●其後西堂川の船持小頭六兵衛は、西堂川より賀茂郡竹原に至る通航定日を毎月三八の日とし、同川筋の船持共一統順番に出船することを願出で、又中島川今の元廣瀬川今の天の船持等は、防州岩國新港に毎日番船を出すことを協議し、船年寄を経て願出で、安政五年二月十五日、町御奉行より共に之を允許せり、

第十二節 藩政の改革

執政今中大學相親は、執政首座關藏人を輔佐して、幼冲なる藩主の擁立に、饒津神社の造營に、又江戸城西之丸修築の公役等に盡力し、藩政に致す所の功績甚だ顯著なるものありき、然るに天保の中頃、藩府の財政困難に陥りし際、

關藏人疾病を以て致仕せしより、大學嘉永五年三月丹後と改稱す、是より後其後を襲ぎて、専ら藩財政の整理に焦慮し、松野唯次郎、横山十介等を擢用して、其局に當らしめ、百方周旋、頻りに理財の方策を求めしは、前に述べしが如し、而して初め木屋理助の建言を用ゐて、六會法を起せしも、時勢に適せざるを以て、中途瓦解して之を廢止し、次で、扱苧賣買取趣法を創設して、郡民の擾亂を惹起し、次で、豊島屋圓助の獻策を納れて、御殖し方を新設し、諸國より正金銀を移入せんと欲せしも、其効果意の如くならずして、三たび蹉跌せり、加ふるに幕府の公役と、天災凶歉は交々臻り、嘗て濫發せる藩銀札と綿座預切手は益、其價位を下落し、之に反して諸物價は日々騰貴して底止するところ無からんとす、是に於て屢、物價の調節策を試みし事あるも寸効を見ず、藩府は已むを得ずして、藩士卒の祿米に未曾有の削減を行ひ、知行二ツ物成となして、大儉令を布き、又御勘定所吏員瀧戸幸藏の建議を採用して、改印銀札を發行し、所謂四拾掛相場の令を出し、次で又五百掛相場の令を發し、財政益窮迫せしかば、遂に士民怨嗟の聲は饒ひ起り、盛んに藩府の失政を咎むるに至れり、是より先き御家老淺野遠江三原城主初め大和と稱し、後遠江飛騨と改むは、深く時事の日に非なるを

慨し、以爲らく、藩府の財政紊亂し、益、其累を加ふるは、執政其人を得ずして、施政其宜しきを失へるが故なりと、是を以て竊に府中廓清の志を抱けり、偶、御旗奉行黒田圖書が剛直にして才識あるを聞き、一日延見して、圖書の人と爲りを知り、遂に與に爲す所あらんとす、是時に當り御持弓筒頭辻勘三郎二百石、後ち特賞と稱す、維新後の男爵辻維岳も亦現今海内漸く多事ならんとするに際し、先づ藩府の稅政を釐革し、以て武備の振張を計らんことを期し、密に建白書を藩主に上らんとす、其草案既に成るに及んで、藩士中にて與に謀るべき士を物色し、遂に當時青山支家松平近江守諱は長訓、右京長樂の第五子、後ち安政の藩主となる、節山公是なりに倚りて之を上らんと欲す、時に幾三郎江戸祇役中に在り、親しく相見ゆること能はず、乃ち書を致して其志を述べ、建白書の是非を問はんと欲し、密に幾三郎の弟石井雄之介後ち修理と稱し、又傑堂と改むに告げて、書狀の送致を託す、嘉永六年九月十三日の夜、辻勘三郎は觀月の詩筵を自邸に設く、黒田圖書、石井雄之介、小鷹狩介之丞御歩、行組等これに列せり、是に於て雄之介は勘三郎に勸めて、他日介之丞の紹介に依り、黒田圖書と會見し、謀議するところ有らしむ、淺野遠江これを傳聞して、深く喜び、一日勘三郎と相見て、遂に盟約す、又藩儒金子徳之

助御歩、行頭、次席、霜山と號すなるものあり、一藩の耆宿なり、遠江は之に告ぐるに其懷抱せる意見を以てし、現執政を淘汰し、大に稅政を釐革せんことを謀る、徳之助初め難する色あり、然れども遠江の決心半乎として、抜くべからざるを知り、遂に賛同す、既にして米艦の浦賀來航に及び、遠江は益、竭國の念慮を加へ、藩主に建白して、大に積弊を蕩滌し、士氣の振興を謀らんことを期せり、是時藩府の要路に在るもの執政首座今中丹後執政二川清記、同生田筑後、同寺尾石見、同淺野若狹、御用人郡御奉行山下右仲丹後、の弟、大御小姓頭今中權六丹後、の嫡子、大御目付同格御勘定奉行頭取御用達所詰兼帶横山十介、御納戸奉行上席御用達所詰横山十郎十介の嫡子、等なりとす、而して二川清記は現に江戸に祇役して、直接に藩政に與らず、生田筑後淺野若狹の如きは、必ずしも今中丹後の執る所に心服せざるも、甘んじて之に屈從せるのみ、其他の輩は皆兄弟親子、若くは其外の賣縁を以て一黨を爲すものなれば、遠江は今中丹後父子寺尾石見、山下右仲、横山十介父子等を除かんと欲し、日夜旦夕を問はず、銳意盡策し、議の漸く熟するや、建白書を作り、先づ之を御家老上田主水安節、同淺野豊後道興に謀りて、其賛同連署を得、將さに藩主及世子慶應に之を上らんとす

然れども言路壅塞せるを以て、甚だ之を患ひ、苦心焦慮、遂に圖書が權謀を用ゐて、深く後房に結託し、遠江は其家幸脇本武兵衛及其儒臣吉村重介名は晋字は麗明秋を使者として、建白書を齎らし、密に廣島を發して江戸に抵らしむ、是年嘉永六年十二月十六日二使は江戸に着し、翌日竊に御奥附御用人増田平太夫名は高に面會して、先づ使命の要旨を述べ、淺野遠江の書狀及黒田圖書藤田新五郎二人よりの手書を渡し、三家老の建白書は、先づ支家近江守の手を経て、藩主父子に捧呈し、後房に於て熟覽あらんことを請託す、是故に三家老は別に近江守に一書を呈して、首尾始末の斡旋を請ひ、且つ丹後等黜斥せらるれば、黒田圖書藤田新五郎後ち兵庫を執政に任命し、小島太郎作を御用人並郡御奉行に、辻勘三郎を大御目付に、永田完二を御米銀引受に、遠藤佐兵衛を御勘定奉行同格御用達所詰頭取に任命あらんことを請ふ、是に依りて平太夫は即日青山邸に抵り、近江守の家老木村幾三郎を訪ひ、三家老が藩主に上れる封書及び近江守に呈する書を附與し、又同日近江守に執謁することを得て、遠江が武兵衛、重介兩人をして江戸に至らしめたる顛末を言上す、近江守は大に之に同意し、十二月二十二日三家老の建白書を藩主に呈し、藩主父子及夫

人と後房に於て閱覽せらるゝの機會を得たり、其建白書に曰、
乍恐奉申上候、御國體從來御手厚之御仕成にて、御公務并士民御撫育等之筋に至迄、萬端御行届被遊、一統奉感戴候義、御代々様御恩德者不及申御主意奉繼承候御年寄共御政事取計振にも相係る義と奉存候、然に先年以來御勝手向御不手繰に成行候上、臨時御入用等被爲續、御借財相嵩み、當分之御模様増、御逼迫に被爲至、不被得止御家中御扶持も追々格外之御減石被仰付、一統難澁に陥り、士風相衰へ、兼々被仰出候文武之道も難被行、就而者武器等之備も手薄に相成、萬一非常之義御座候ては、御不都合之儀も御座候半と、誠以恐懼至極奉存候、此場合之義、御年寄共奮發仕、連々被仰出候御節儉之義、内外實意に可申談筈之所表立候義者重き御廉をも御省畧申値、上々様方御身前等之義迄も御勘辨被遊候様申上候義に付、其外之義は尙更種々御取締筋申値候趣には相見候得共、品に寄り連續不仕廉も不尠、就而者御家中も右に准じ、着服を始め諸人耳目に相觸候廉々は、禮式に相拘り候品、武備等之義迄も相省候得共、内實は是に反し、音信贈答其外日用之暮向等に至候ては、兎角御主意通實驗不相行、甚以恐入候義奉存候、畢竟御

年寄共取計振熟と無御座候よりの義と奉存候付、近年御年寄共心向竊に相察候處、一同箇様と申には有御座間敷、今中丹後義御先代様以來數年相勤追々結構被仰付、當時筆上之義、御政事向專取計候より、權勢加り、外同御役共も古老之者追々物故仕候付、彌以隨意我儘に相成、乍恐御上をも輕蔑仕、専ら横山十介申合、得手勝手之所作不少、諸御役人選舉之義も、私情に涉り候沙汰多く、親族并腹心之者共を要地々々へ差置、理論等仕其意に忤候様之者共は、轉役左遷等被仰付候様仕候付、言路相塞り、御爲筋等申出候者無御座、偶有志之者も右等之勢不得止乍不本意時節を相窺止居候様子に御座候、前方私共より心付之廉々申聞候義も御座候得共、是以取用候振合にも相見へ不申候、且又自家内輪向之義に當り候ても、兼々御示し之御主意に反し、兎角華美を相好、御時體をも不憚、萬事自在の振舞仕、御家中始め末々之者御撫育筋之義は、御時節柄を申立、都度々々申談も不仕候に付、諸士は勿論郡町迄も不平之趣、何時何様之異事出來可仕も難計に付、何卒尊慮を以て、丹後十介并腹心と相成權勢相助候者共、夫々相當之御裁許被仰付、人望にも相叶、誠實之才力御座候者共御舉用被遊、要地之役儀被仰付候

はゞ、人心一變仕、御政體古格に相復し、御勝手向も追々御取直しに可相成と奉存候、勿論御政務筋之義は、御年寄共より御内慮奉伺候上取計仕候義にて、大意御承知被爲成御座候義に付、前文之次第等は、嗚々御案外御不審にも可被思召候得共、畢竟伺申上等之義は、品宜敷取繕御安心被思召候様奉申上置候付、委細之義は御承知も不被爲在、其儘御任せ置被遊候段は、乍恐御尤至極之御義と奉存候、全體此義は疾にも可奉申上哉とも申値仕候得共、其内には御聽にも相達、尊慮も可被爲在と、先差控居申候處、今般亞墨利加船渡來一條、殊に書翰之趣、杯は不容易義に御座候而、此先猶又渡來仕、御警衛被爲蒙仰御人數出等に相成候節、前段之通士風相衰、且人心不平にては、其期に臨、如何様の御國辱出來可仕も難計奉案勞候、從來御堅固之御國風に御座候處、ケ様成行候者、全丹後心向よりの義に付、最早此儘に被成置候ては、御不爲至極、實に奉恐入候、瑣末の廉々迄も御尋等被爲在候得者、無論奉申上候得共、如何煩雜に付、其段は相省、前件之次第大意のみ奉申上候、右之趣は近江守へも申上置候間、御同方よりも御聞取被爲下、何卒御速に御裁許被仰付候様にと奉存候、此度之一條奉恐入候得共、全國家之御爲

不得止義に御座候間、萬々御仁恕被爲成下候様伏而奉希候、誠恐誠惶、頓首謹言、

嘉永六年十一月十八日

淺野 遠江
上田 主水
淺野 豊後

別に此建白書と共に捧呈せる副申書と見るべきもの二通あり、其一に曰、乍恐猶又奉申上候、寺尾石見義は御役成未格別間合無御座、御政事筋に當り又取計之廉屹度申上候程之ヶ條は相見え不申候へ共、是迄御上を奉輕蔑心得違之義も御座候義承及、且丹後へ諂諛隨從仕、人望も不宜、表裏難測心術に付、是亦其儘當御役に被差置候ては、別紙に奉申候人心一變之義届兼、何れ丹後同様御不爲の者と奉存候間、伏而奉仰尊裁候、誠恐誠惶、頓首、

十一月十八日

三家老名同上

其二に曰、

一 御役御免、隱居謹慎 今中 丹後
一 御役御免、並寄合 寺尾 石見

一 御役御免、差控 山下 右仲
一 御役御免、差控 今中 權六
一 丹後家督知行 右 同人
一 御役御免、隱居謹慎 横山 十介
一 御役御免、差控 横山 十郎
一 十介家督知行 右 同人
右丹後、石見其外共御裁許之義、前條之通申値仕候、尤家督知行半減又は三箇一減じ并謹慎差控日數等之義は御例形も可有御座候付、思召も不被爲、在御義に御座候はゞ、此元御年寄へ申談可申達哉と奉存候、

丑十一月

初め改革黨が、近江守を経て、藩主父子の後房に於て建白書を熟覽せられんことを請ひたるは、力めて其事を秘密に行はむことを望み、執政等の耳目に觸れざらんことを欲すればなり、然るに此書遂に執政二川清記の手に落ち、執政の評決を以て處理することゝなれり、是に於て清記は熟慮し、今中丹後、横山十介、及其近親四五輩の政權を解除して、閑職に轉せしむることに内決

執政等の黜陟

したり、十二月二十七日、藩主より三家老に親書を賜ひて曰、寡人建白書を熟覽するに、卿等協同の所見を陳述し、至誠感ずるに堪えたり、丹後以下黜斥のことは、寡人既に意見あり、經畫決定、不日皆將に轉官せしめんとし、在江戸の執政に下命して處置せり、卿等の建白書は、其内決以前に於て之を接手せば、更に考慮を要する所あるべしと雖も、今は乃ち斯の如くなれば之を領せよと、此書、近江守の手を経て、廣島に送りて、遠江に下せり、嘉永七年安政と改元正月十九日、執政首座今中丹後を罷め、更に御中老格に拜す、丹後文政五年三月九日、執政となりしより是に至るまで三十二年なり、次で同月二十三日、執政寺尾石見を罷め、更に御寄合と爲し、大御目付同格御勘定奉行頭取兼御用達所詰頭取横山十介を罷め、更に郡廻りに任じ、御用人郡御奉行山下右仲を御旗奉行に轉じ、大御小姓頭今中權六を罷め、更に御先手者頭に任じ、御納戸奉行上席御用達所詰横山十郎を罷め、更に浦邊御藏奉行と爲し、同日御勘定奉行永田完二を町御奉行格に進め、御用達所詰と爲して十介に代へ、又御作事奉行遠藤佐兵衛を御勘定奉行に任じて完二に代はらしめ、二月二十七日、御用人上席藤田新五郎後ち兵庫と改稱すを執政に任じ、以て石見に代はらしめたり。

改革黨失敗の
原因

嚮きに淺野遠江等三家老が企圖せしところは、今中丹後横山十介等の職を削りて之を處罰し、其黨與を悉く芟除して、藩府の大廓清を爲さんとするに在り、而して今や僅に小變動に過ぎざる而已ならず、丹後政權を削らるゝも、尙御中老格を拜す、御中老は公子の臣僚に下るもの、爲めに設けし榮官たり、其他の輩も亦轉官せるのみ、蓋改革黨第一の失敗と謂はざるを得ず、是より政權は移りて二川清記生田筑後兩人の掌中に歸せり、初め改革黨が改革を畫策するや、慎重周密、遺す所なかりしに拘らず、遂に失敗せし所以を釋ぬるに、昨秋辻勘三郎が建白を企つる際、先づ其是非得失を質さんと欲し、老成篤實の士として倚信したる者は、近江守の御家老木村幾三郎なり、然るに幾三郎は江戸に發せし密事は、皆在藩執政に之を通報し、又近江守の本藩執政に示さずして臨機謀らんとするものは、悉く之を執政に示さんことを勸む、三家老の建白書の速に清記の手に落ちたるも、亦幾三郎の近江守に注意したるに據ると云ふ、蓋し幾三郎は其職に在らざる者、漫に其政を謀るを無理となせしに出しならん、是れ改革黨の事を遂げ得ざりし要因なりと云ふ、初め藩士民の藩政に不平を抱くや、その多くは執政の驕奢專横を惡みたる

改革黨の再舉

に出づ故に今中丹後横山十介等が樞要の地位を去るや、士民等は想へらく、善政を見る將さに遠からざらんと然るに清記・筑後等の施政方針は、一に華美を去り、節儉を爲すに在りて、孜孜汲々蓄財を是れ事とするのみ、是を以て天下の大勢は推移し、外交攘夷の議、海内に喧傳すと雖も、軍備の整不整、士氣の振不振を省みざるが如きは、其意異なりとするも、丹後執政の日と差別なきなり、江戸在役辻勘三郎、坂田大之助等相謀りて以爲らく、丹後等樞要の地位を去るも、清記・筑後等の爲すところ、茫乎として望を措くに足らず、而して時勢を顧みれば、米艦既に再航し、外交の危機切りに迫り、國家愈々多事ならんとするも、何を以て藩屏の職を完ふせんとするや、藩政の振興を計らんと欲せば、遠江速に江戸に來り、藩主父子及近江守を一堂に會し、遠江をして之に陪座せしめ、熟議協謀、前途の經畫を立て、直に遠江に命じて踐行するにある而已と、本多庫人御目付増田平太夫及金子徳之助等と謀りて、頻りに遠江の出府を督促せり、然るに遠江は他の二家老并に家臣の爲に沮止せられ、遂に東上するを得ざりき、時に江戸より筑後に命あり、筑後臨時に出府し、清記と相謀り、益、自己の地位を鞏固にす、蓋執政等の主唱する所は、國老政權を掌握す

れば威力を擅にし、藩政を擾亂するの恐あり、是れ中古以來國老の執政を廢止したる所以なれば、之を徵證として以て防禦せり、而して御用人吉田儀右衛門、大御小姓頭、格安井勇之丞等は、専ら執政の味方となり、國老遠江の一派に對抗の行動を盡せり、然るに遠江は新執政が施政の方針を見るに、節儉度を踰え、一に退嬰自守の小策を弄するに過ぎざりき、嚮きに丹後執政の日に在るや、過失の寡からざるは免るゝ所に非ずと雖も、人と爲り事務精練、才氣人を壓し、士民に對し時に惠政を施せり、故に人其威を恐れて、漫りに輕侮する者罕なりき、而して今は然らず、士卒の賞賜すべき者ありと雖も、之を行はず、加祿その期に達する者あれば、政費節約を標榜して、恩賜の典に與らしめず、新たに他の官職に轉じて、舊勳勞を無効に屬するが如きは、其一例なり、又當時大儉中なるに、更に又、出格御大儉の令を發し、藩主近郊放鷹の際、其休憩所に充てし大須新開、皆實新開の兩御休所を撤去し、又藩府は泉邸内の幽玄庵の修理を中止して、之を崩解し、市中の男女美服を着服する者あれば、直ちに巡檢の吏に命じて之を拿捕し、町御奉行所に拘禁せしめしが如きは、其二例なり、此他諸吏の黜陟頻繁なるも、殆んど其當を得ず、一藩の頹弛、日を逐

ひて加はるのみ、唯執政等が藩金私借を斷然廢止したるの一事は、筑後首位を占めたる後ちの二川清記は安政二年六月五日病死す一大美舉と爲すと雖も、其他は望みを囑するの途愈絶へたれば、改革黨の奮激は益甚しく、將に機會を待ちて再び爲す所あらんとす。

家老淺野遠江の直諫

安政二年五月二十二日藩主江戸より歸城せらる、十二月九日三家老寒氣伺候として登城し、藩主に執謁す、上田主水、淺野豊後が君前を退きたる後ち、遠江は獨り君前に留まり、徐ろに奏上して曰、生田筑後等は時勢に通曉せず、施政方針を誤り、德澤庶民に及ばず、士氣日に萎靡して、國家其弊を被むるも敢て省みず、外侮も亦意に介する所なきが如し、藩屏の職を全ふせんと欲せば、速に藩府を刷新せざるべからず、故に先づ筑後を大寄合に轉じ、御用達所詰頭取永田完二を御普請奉行に左遷し、而して御年寄見習澤徳三郎後ち外衛と改稱す、公叔長忠の第八子にして、淨讀岐三石と號すの後を嗣ぐ、文久三年復籍して公子に上る、名は憲昭、通稱式部、松岡と號せり、及辻勘三郎の二人を以て執政と爲し、又完二に代ふるに遠藤佐兵衛を以てし、且遠江不敏なりと雖も、日日政廳に參列して事を見るを聽されんことを乞、藩主その直諫を嘉納す、然れども事終に行はれざりき、是れ改革黨第二の失敗なり、是より先き黒田益之

遠江骸骨を乞ふ

亟後ち益男と改む屢、遠江の邸に出入し、頻りに藩主に直諫のこゝを激勵す、是に至りて益之亟以爲らく、今回の舉は自己の激勵に出たるもの多大なりと、故に將に禍の遠江に及ばんことを患ひ、江戸に上り近江守に執謁して、遠江の素志を貫徹せんと欲し、之を黒田圖書に謀る、圖書これを許さず、策を授けて曰、京師に上り京都町御奉行淺野中務少輔長祚に謁すべし、中務少輔は我藩家の支族なれば、之に倚囑して善後の措置を講ずるに如かずと、十二月十四日益之亟廣島を發して上京し、我藩留守居役筒井極人に倚りて、圖書の書翰を中務少輔に呈し、且巨細の事情を陳べしむ、中務少輔乃ち書を裁して近江守に送る、益之亟大喜して同月二十九日廣島に歸る、而して事遂に再び成らず、安政三年三月遠江遂に病と稱し、骸骨を乞ふ、藩府は是月二十三日關尙之亟後ち稱すを執政と爲し、四月二十八日遠江の請を允許し、食邑三萬石を嫡子雅樂後ち右近、又敬五と改む、諱は忠英、實は出羽の子に繼がしむ、五月十八日遠江は廣島を發して備後國三原城に還る、後ち六年を経て、文久二年七月海内多事の際、藩主長訓は三原より遠江を召し、懇命を下して藩政に參與せしめられたり、

第十三節 編年記事

襲封

●天保二年正月二十日、藩世子齊肅幼名勝吉 溫徳院繼立襲封時に年甫めて十五、同三年七月二十三日江戸柳營に於て加冠の禮を行はれ、從四位下に叙し、侍從に任じ、安藝守と稱せらる。○同年五月十五日、廣島町大年寄新町組支配室屋七代目喜右衛門、廣島町中總代として、江戸に赴き、六月二十日藩主に謁見して、鳥目五百匹廣島町中より干鯛一箱、酒二樽喜右衛門よりを獻じ、襲封の賀詞を述べ、七月二日喜右衛門江戸を發し、歸るに臨み、銀五枚を賜る。

淺野長晟公二百回忌法會

○八月二日、三日、淺野長晟公二百回忌法會を國泰寺に於て行はる。御年寄木村丹波御用奉たり、大御目付町御奉行御勘定奉行御普請奉行御作事奉行各一名及び御目付は交代御用掛を勤め、御家老以下諸士惣儒醫に至るまで御寺詰を命せらる。藩主齊より御作善料銀五十枚、造花一對を獻備せられ、御家老淺野甲斐をして代拜せしめらる。右京長懋も亦參詣寺詰をなし、香奠金三百匹を獻せらる。法會終りて後ち諸士御步行組に至るまで參拜し、封内座頭、盲女に施物を賜ふ。是日京都紫野三玄院巖峨寶壽院、高野山悉地院及江戸青

綿改所頭取

松寺に於ても同法會を行はる。

○九月九日、綿改所頭取芥河屋久五兵衛病に依り請ひて其職を辭す。茶屋新平に綿改所頭取本役を命せらる。

畫家河原南汀

○九月二十五日、畫家河原南汀歿す。享年五十六。藥研堀禪昌寺に葬る。南汀、名は實秀、通稱は勇次郎。南汀は其號、藩士なり。畫風は土佐派に屬す。『藝藩通志』の圖畫の筆者の一人にして、世に名著はる。

串田凡十

○十月二十五日、串田凡十歿す。凡十の通稱は彌助。後ち豐三と改む。名は定頼。凡十は其號なり。風律に就きて俳諧を學び、土手町に住居して大吉庵と號す。公暇斯道を鼓吹す。屢、江戸に祇役し、徒士より侍士に進む。俳名世に著はれ、門人頗る多し。此に至りて歿す。享年八十七。六町目村今は大手町七丁目本選寺に葬る。

孝子松桂

○十二月二十四日、京橋町醫師松桂に生涯毎歲銀五枚を給はる。松桂の父は庄五郎と云ひ、賀茂郡杵原村の農夫なり。松桂四歳の時、其母故ありて家を出で、行く所を知らず。松桂二十八歳の時、廣島に出で、町醫木原某の贅婿贅婿となり、其業を勵み一家を立つ。松桂その母を追慕し、三十年來、須臾も忘るゝ能はず。遠近尋ね求むれども効なし。一夜靈夢に感じ、伯州米子に行きて、終に亡母の

墳墓を得たり、又松桂は幼時より祖父甚五郎が四國順禮に出で、歸らざることを聞き傳へ、四國に渡海し、遍歴すること四回、終に豫州宇和島に於て其墳墓を發見せり、是れ皆孝感の致す所ならんと聞くもの感歎せざるはなし、松桂亦常に貧者を憫れみ、貧苦のものに衣食を施し、懇切に治療を加へ、而して其報酬を受けざるを常とす、藩主より其孝心篤行を賞し、毎歳銀五枚を給せられ、天保六年特に年頭謁見を聽さる、翌年三月藩主近郊遊獵の際、召見して鳥目一貫文を賜はり、同八年十二月より毎月五人扶持を給はる、安政五年三月十八日歿す、享年八十四、尾長村今の尾長町瑞川寺に葬る、

釣燈御用につき被下銀

藤井犀右衛門に代々苗字御免

嚴島繪馬鑑の刊行

●天保三年二月、堀川町釣燈屋市郎右衛門、數十年來藩用實直に勤仕せるに依り、特に毎歳銀二百目を賜はる、
○六月十五日、廣島町大年寄中島組支配藤井犀右衛門生涯苗字帶刀御免祖父以來町大年寄の要職を忠實に勤め、且藩主の大婚慶事につき御用銀を永代獻納せしを以て、特に三十六人扶持を給ひ、代々苗字を稱することを許さる、
○七月晦日、播磨屋町樽屋惣左衛門より出願せる「嚴島繪馬縮圖本初篇草稿嚴島繪馬鑑ならんか」を町御奉行所に於て檢閲し、是日其刊行并に賣弘を爲すことを許す、

嚴島神社に大繪馬の奉納

感冒症の流行

廣島町大年寄(中島組)の更迭

明星院祈禱堂八幡社の罹災

○九月晦日、是より先き、藩主の襲封・加冠將軍初謁見等の大禮、萬端首尾能く終了せしを以て、前例に依り嚴島神社に大繪馬を奉納せんと欲し、是日江戸に於て狩野探信に命じて雲龍と野馬の畫を揮毫せしめ、十二月これを廣島に贈致し、額縁等を調成す、翌年四月二十九日御持筒頭植村昇これを捧持して嚴島に渡海し、五月朔日客人社に雲龍の大扁額を奉納し、同二日本社に野馬の大扁額を奉納す、
○十月、廣島城下に於て感冒症大に流行す、時人呼んで「薩摩風症」といふ、薩摩藩主松平修理大夫の通行後に流行せしを以てなり、
○十二月四日、廣島町大年寄中島組支配藤井五代犀右衛門、老年の故を以て請ひて其職を辭す、嫡子藤井六代幸之助後三郎に命じて同職を襲がしむ、又犀右衛門多年在職精勤せるを以て、特に優遇して大年寄格に列せらる、
●天保四年二月十二日夜、明星院祈禱堂より出火し、御供所寮廊下及鎮守八幡社に延焼し、同本社拜殿及門前の民家二軒類焼す、此時祈禱堂の本尊佛具等悉く罹災す、天保十五年四月二十七日、安政三年五月二十三日の項参照

狂歌師栗本軒貞國

○二月二十三日、狂歌師苦屋三兵衛歿す。三兵衛は狂歌を善くし、京都の家元より栗本軒貞國の號を得たり。享年八十七。

異國船打拂御手當の鹽味贈薪御用

○二月、藩府より、廣島町大年寄中島組藤井六代幾三郎に其父犀右衛門が在職當時の如く、異國船打拂御手當の爲め、鹽味贈薪等の御用を仰付らる。

三村廣馬の養父殺害事件

○三月十九日夜、雨を冒して藩士三村直人御馬廻の兄廣馬、その舊養父牧野久太夫御中小姓頭同格學問所掛の宅を襲ひ、槍を以て久太夫及其妻子を刺殺し、自宅に歸りて自刃す。蓋去年廣馬が其養家を離縁せられしを怨みてなり。是を以て久太夫の家斷絶し、廣馬の遺骸を取棄に處せらる。又三村直人が其兄廣馬の變死を隱蔽して、病死と届出でたるの罪を咎められ、其知行を沒收し、俸十口を給して、逼塞を命せらる。後天保五年十二月十五日、牧野久太夫の家系は軍學の家柄なるを以て、特に日比内記の二男鼎に命じて、牧野の家名を相續せしめ、俸十口を給し、軍學の訓練に奮勵すべき旨を仰付けらる。

紙屋町の火災

○四月二十八日夜、紙屋町筆屋より出火す。時に北風烈しく、本通り筋に向ひて延焼し、民家四十軒を焼失す。

大割方掛の設置

○六月朔日、從來大割銀は五組大年寄年番にこれを取扱ひ來りしが、今後再

西町御奉行の更迭

び綿座に於て、これを徴收取扱することに復し、白神組支配大年寄三原屋一七代目三郎右衛門、新町組支配大年寄室屋七代目喜右衛門に大割方掛を命じ、綿座御役所に出勤執務せしむ。第二卷第三四六頁大割方の項參照

天神町を南北二組に分つ

○七月朔日、西町御奉行石原司馬丞、大御目付に轉じ、御持筒頭植木孫六に西町御奉行を命せらる。

菊細工の見せ物興行

○七月十七日、天神町の幅員、他町に比し廣きが故に、自今南北兩組に區分し、各組に町年寄一人、組頭二人を置くべきことと定む。

朝鮮流の軍馬稽古

○九月十九日、沼田郡横川町今の安佐郡三篠町大字横川に於て、菊細工の見世物興行をなし、備後國糸崎八幡宮の社殿を菊花にて模造す。觀客頗る多しと云ふ。
○十月十七日、藩府より令して曰、「御騎馬弓筒之輩、平常朝鮮流の鏡留にて馬上射撃の練習をなすべき旨、文政元年九月八日を以て仰出されし儀は、畢竟弓銃と馬術とは離るべからざること、両輪の如く相心得、鍛練なすべしとの御趣意の處、右鏡留のみにては、馬術鍛練相成り難きに付、自今御騎馬弓筒之輩一統朝鮮流軍馬稽古をなし、馬上弓銃之業、手厚く相成るやう心懸く可き旨を仰出さる」と。

平塚の火災

○十二月二十五日、曉刻、平塚火あり、民家凡四十軒を焼失す、

櫻の馬場に櫻樹の補植
江波村傳藏の篤行

○是年、佐伯郡己斐村の山目付市左衛門、國恩報謝の爲め櫻杉の苗木を藩主に獻す、藩主より御普請方に命じて、其櫻苗を櫻之馬場に補植せらる。○沼田郡江波村傳藏、資性篤實にして、他國往來の船、風波の難に遇ふ時は、危険を犯し、哨船を出して之を救ひ、又江波村の地たる、もと廣島と離れたる島地なりしが、傳藏は往來の陸路を築成せんと欲し、嘗て城下諸川浚渫の時、請ひて其砂を江波島の傍に棄てさしめ、而して自力を以て、其砂にて長さ二町の長堤を築く、後ち藩府其附近の斥鹵を開築して、田畑となし、陸路を開修する時の助となれり、是に於て藩府より其篤行を賞し、同郡代官より鳥目五貫文を授與せらる、

藩主の讀書筆道

○天保五年正月二十五日、從來藩主の讀書并に筆道の教授は、御儒者加藤太郎三號、椋に仰付られしが、今後讀書の教授は金子徳之助八雲山人、霜山、に、筆道の教授は頼餘一名は元徳、筆庵と號す、山陽の長子なりに命せらる、

俳人北川素白

○二月三日、北川素白歿す、享年五十九、新川場町聖光寺に葬る、素白、名は寛、通稱は金五郎、素白は其號なり、藩の徒士たり、和漢の學に通ず、俳諧を嗜み、飯田

幕府に初めて國産吳産を献上す

篤老、串田凡十等と交友す、著はす所、素白集二十卷許と老梅園筆記四卷とあり、

疱瘡と疫病の流行

○五月九日、江戸に於て、末姫藩主齊肅の夫人、將軍家齊の女、年賀の爲め登營し、西の丸に於てらる、而して同月十三日將軍に吳産七枚、御臺所に同三枚を献上せらる、
○四五月の頃、疱瘡并に疫病大に流行し、死するもの甚多し、竹屋町のみにても病死八十人に及ぶと云ふ、特に荒神町、古町今の猿橋町、京橋町、竹屋町等最も劇甚なり、五月十五日より三日間、白神社に於て除疫の祈禱を行ひ、同月晦日より三日間、藩主より三之御丸稻荷社に於て同祈禱を行はる、

槍術師範杉山房次

○六月二十二日、槍術師範杉山房次歿す、享年七十六、房次、通稱は龍右衛門、槍術を以て藩の師範たり、資性剛直、老て益壯なりと云ふ、下流川町常林寺に葬る、

綿改所頭取筆上

○八月七日、綿改所頭取肥後屋太郎兵衛、綿改所頭取御勘定所御用聞茶屋新平、共に職務に勵精せるを以て、綿改所頭取筆上を命せられ、室屋正三郎を新たに綿改所頭取同格となし、綿改所に出勤、頭取本役同様相勤むべき旨を命

西町御奉行の更迭

○九月十七日、西町御奉行植木孫六、御騎馬頭に轉じ、御勘定奉行藥師寺九郎に西町御奉行を命ぜらる。

明教寺其他六箇寺四派に復

○九月、猫屋町眞宗東派明教寺、其持僧永光寺、萬福寺、西念寺、三光寺、教西寺、教傳寺の六寺と共に西派に復歸し、材木町眞宗淨圓寺の觸下に屬す。

新田の石高

○九月、廣島城下新開部の新田石高を調査す。

高三百七十二石一斗九升

廣島町はづれ

高六千五百四十六石七斗四升八合

同 新開

高二千七百四十四石三斗五升六合

寛文四年 新田高

高七百三十二石一斗七升一合

貞享元年 新田高

高三百七十九石五斗四升

正徳二年 新田高

高百四石九斗二升七合

天明七年以後 新田高

皿山方并小倉織方

○九月、絹座御用掛藤屋市郎兵衛に皿山方并小倉織方御用向兼帶を命ぜらる。

近郊の大火

○十二月四日、曉寅の刻、安藝郡海田市大火あり、民家二百〇五軒籠敷二百二十六軒を焼失し、卯の刻鎮火す。

藩主の歸城

○天保六年五月晦日、藩主、襲封後、初めて江戸より歸城せらる。

冥加銀永代献上の褒詞

○七月三日、中島本町栗田屋傳右衛門、細工町伊豫屋甚右衛門、立町世並屋吉郎、右衛門十日市町古手屋勘兵衛等、國恩報謝の爲め、冥加銀若干を永代獻納せしを以て、町御奉行より其篤志を賞し、且藩主に其旨を奏聞す。十月十六日、傳右衛門に二十人扶持を、甚右衛門に十二人扶持を給せらる。

御供船の繪圖を藩主に献す 繪師彦六

○七月、藩主より内命して、廣島各町嚴島御供船の繪圖を上つらしむ。町御奉行より紙屋町繪師彦六に命じ、絹地幅一尺五寸、長一尺七八寸一枚に一艘づつ、極彩色の密書に描寫せしめ、之を献上す。彦六は青蛙の千橘園或は鶴亭と號し、陶盃等の彩書に巧妙なりしと云ふ。翌七年、彦六に江波皿山方御用聞を命ぜられ、毎歳銀二百目を給せらる。

多賀庵三世玄蛙

○是年、俳人多賀庵世三玄蛙歿す。享年六十四。玄蛙、姓は小田、名は默居、字は春琳、山縣郡有田の人なり。俳諧を善くし、廣島に出で、醫を以て家業とす。推されて六合の後を襲ぎ、多賀庵三世となる。後ち庵を出で、元安河畔に住し、合歡ハハ廼

右京長忠逝去

家と號す、

◎天保七年正月十九日、淺野右京長忠前々藩主重政の庶子、藩主齊肅の叔父、次の藩主長調の父に當れり、城中竹之丸御屋敷に於て逝去せらる。享年五十。同月二十一日、町觸を發して、二十一日間音曲を停止し、同二十九日國泰寺に葬らる。覺道院殿慎儀維則大居士と諡す。

公役

○二月二十四日、江戸幕府より濃州勢州川々御普請の公役を藩主齊肅支家松平美作守長調并に小倉藩主小笠原大膳大夫忠固、宇和島藩主伊達遠江守宗紀、岡崎藩主本多中務大輔忠孝に課し、命じて其費を獻納せしむ。十一月十五日將軍家慶より其功を賞し、藩主に時服三十領を、支家美作守に時服十領を賜ひ、十一月二十六日御年寄今中大學以下十三人松宮支善、福永助左衛門、武田每權、佐々木此母、以下略すに時服并に白銀を賜はる。

藩主の孝子節婦忠僕篤行者召見

○三月二十四日、藩主齊肅東方近郊に遊獵の際、東御茶所岩島に在り、享保二年初めて藩主長調の時の御休所なりに於て、從來旌表せられたる孝子節婦、義僕篤行者の生存者三十九人齊美、三十九人となす、尼子氏に依れば五十人ありを召見し、鳥目一貫文づゝを賜はる。

廣島町大年寄(廣瀬組)の更迭

○三月二十八日、廣島町大年寄廣瀬組對馬屋六代七郎右衛門、老年に依り請ひて其職を辭す。七郎右衛門が多年在職の勤勞を賞し、銀五枚を賜はる。其嫡

子清八郎に命じて同職を襲がしむ。清八郎後ち對馬屋七代七郎右衛門と改名す。

藩主の發駕

○四月朔日、藩主齊肅發駕して、江戸に赴く。

大雷雨洪水

○六月十一日夜、大雷雨、十二日曉大洪水となり、元安橋、猫屋橋今の本橋、神田橋等皆落つ。栗林立町八丁堀邊は、城濠の水溢れて道路を浸し、徒渉することを得ず。舟に乗りて往來するに至る。封内田畑の損害高二十五萬五千五百七十七石餘に及ぶ。

煎海鼠長崎差下し方御用

○七月二十九日、中島本町世並屋伊兵衛に、煎海鼠別手長崎へ差下し方御用聞を命せらる。

長崎に賴皮煎海鼠の密賣と輕追放

○十一月十三日、是より先き、堺町肥後屋五郎兵衛、十日市町野上屋七左衛門と共謀して、密かに京都三條家道中繼人馬の符札を偽造し、五郎兵衛は賴皮煎海鼠等一駄を携へて長崎表に下り、之を密賣せんことす。彼の地に於て長崎奉行所の偵知する所となり、逮捕せらる。長崎奉行久世伊勢守廣正は五郎兵衛を鞠問し、廣島より七左衛門を長崎に召す。是日其罪を糺彈し、五郎兵衛七左衛門の兩人を輕追放に處し、日光道中、江戸十里四方、京大阪、安藝國肥前長

米會所附屬煮賣屋の取締

崎御構を命せらる。
○十二月六日、從來新川場町米會所附屬の借屋に於て、飲食店を營むを許し、客筋の便利を計り來りしが、近來同處に於て女を抱へ置き、往々三味線、鼓弓、太鼓等にて囃し立て、遊興するものを生じ、弊害少からざるを以て、是日其煮賣株を取消し、更に其取締規則を定む。

覺

新川場町濱側

米會所借屋

右家借請候者、住居中者、於宅客引請、酒肴料理物等致賣事候儀、勝手次第可申候事。

一御家人者勿論、都而帶刀之者引請候儀者、不相成候事。

一女を抱置候儀、并給仕女を雇ひ、酌致させ候様之儀、一圓不相成候事。

一三味線、鼓弓、太鼓等者勿論、都而鳴物取扱候儀、不相成候事。

右之通、此度相改候に付、下地右家に附置候煮賣株者、自今消株に相成候事。

申十二月

藩主の昇官

○十二月十六日、藩主齊肅左近衛權少將に昇任せらる。○翌年正月二十四日、

廣島町大年寄 中通組 茶屋 九代 次郎右衛門、廣島町中總代として登城し、藩主

昇官の賀詞を述べ、賀錢鳥目三百匹を獻す。從來藩主御昇官の時、は町大年寄一人、江戸例に於て之を献上し、且賀錢も五百匹なるを三百匹に減せしめられしなり。

大阪大鹽平八郎の亂

○天保八年二月十九日、大阪に於て大鹽平八郎の亂あり、市街大火起る。江戸に於ては藩主歸國發駕の期を延ばし、又廣島に於ては藩士商賈の出船を見合はすもの多し、二十一日に至りて大阪鎮火す。

疫癘退散の祈禱

○四月、藩府、二葉山御社 今の饒津神社 に於て、初めて疫癘退散の祈禱を行ひ、其護符を町御奉行所より五組大年寄に配授す。

藩主の歸城

○六月十三日、藩主 齊 江戸より歸城せらる。

東町御奉行の郡中御米銀方引請書家梶山立齋

○七月十七日、東町御奉行松野唯次郎に郡中御米銀方引請兼務を命せらる。
○七月十八日、書家梶山立齋歿す。享年七十。臺屋町専光寺に葬る。立齋名は思齋、通稱は與一、後ち六一と改む。立齋は其號なり、頼春水及杏坪に就きて儒學を修め、又春水の書風を習ひて熟達し、藩學問所詰を命せられ、藝備孝義傳の校録淨書に従事せしことあり。

頼采眞より亡父杏坪自撰詩鈔を藩主に獻す

御山奉行廢止

砲術家伴左門

東町御奉行の御勘定奉行頭取兼務

町御奉行格

廣島町大年寄四人在職中苗字御免

○十月六日、御作事奉行頼佐一郎杏坪の子、采眞と號す亡父杏坪の自選詩鈔を藩主に獻す、藩主より佐一郎に伊川院筆三幅對掛物を賜はる。
○十一月二十三日、藩府、御山奉行を廢し、御山方御材木場を御勘定所の支配に屬せらる。

○十二月二十六日、御騎馬筒伴左門、砲術并に軍馬の術に熟達し、拔群優秀なるを以て、特に知行取の格となし、百三十五石を給して大御小姓となし、奥彌兵衛の稽古場并に朝鮮流軍馬稽古場に出仕を命せらる。

○十二月二十八日、東町御奉行兼御世帶御米銀係松野唯次郎に町御奉行兼御勘定奉行頭取を命せられ、知行百石を加増し、足輕二人を増附せらる。又御目付黒田齋を町御奉行格役料只今迄の通りとなし、足輕十人を附せらる。翌年八月二十八日、黒田齋、西町御奉行本役となる。

○十二月晦日、白神組支配大年寄三原屋代目一三郎右衛門、新町組支配大年寄室屋七代喜右衛門中通組支配大年寄茶屋目九代次郎右衛門、廣瀬組支配大年寄對馬屋七代清八郎の四人、多年役方の儀厚く力を入れ、出精相勤め、示教筋行届き、一統居合宜しきにつき、格別を以て在職中苗字御免を仰付らる。是よ

幕府御役人衆旅籠料賄料の増額

り後ち三原屋は沼田、室屋は岩室、茶屋は佐々木、對馬屋は坪井の苗字を公稱す是より先き中島組大年寄藤井五代目厚右衛門は文化九年八月に生涯苗字御免を蒙りしこと前に記せり。

○天保九年二月二十六日、近年諸物價騰貴に就きては、長崎御奉行其外幕府御役人衆通行、當町御休泊の節、從來の旅籠料、晝食料にては到底支辨し難き旨、請負の商人より歎願せしに因り、廣島五組大年寄より連署して狀を具し、増額支給せられんことを乞ふ。是日町御奉行は其願旨を聞届け、幕府御役人衆の旅籠料并に晝賄料を左の通り改定増額す。

- 一 御上御一人御旅籠請負に仕らせ、是迄之處、御旅籠料十二匁 晝賄六匁
- 此度御定め被遣候御旅籠料十八匁 晝賄十匁
- 一 御家來衆分一人に付、是迄之處、御旅籠料四匁五分 晝賄二分五厘
- 此度御定被遣候御旅籠料八匁 晝賄五匁
- 右●御●客●屋●之●分●

- 一 御勘定役御普請役、都而公儀御役人衆旅籠料一人に付、是迄之處、御旅籠料五匁 晝賄二匁五分
- 此度御定被遣候御旅籠料八匁 晝賄五匁

國前寺題目堂
日體の遠島

幕府巡見使の
來廣

沼田郡産出の
草履

右●東●西●用●意●宿●其●外●町●宿●之●分●

○四月、尾長村日蓮宗國前寺題目堂の住僧日體、不埒の所業ありて、江戸幕府の爲めに逮捕せられ、鞠問糺斷を受け、遠島流罪に處せらる。
○六月十四日、江戸幕府巡見使番諏訪縫殿助副使西之御九御小姓組竹中彦八郎、同西之御九御書院番石川大膳等、長防二州を巡察して來り、佐伯郡玖波村に宿泊し、翌十五日嚴島に渡海社參し、同夜草津村に宿泊、同十六日高宮郡可部町に着し、同十八日可部町を發足して奥郡を巡行し、同二十日大田川を下りて、廣島西土手町に着船す、御家老淺野孫左衛門上田主水、御年寄今中大學、藥師寺九郎町御奉行同格黒田齋、其外御用掛等出迎し、巡見使諏訪縫殿助は中島本町藤井幾三郎中島組支の宅に宿泊す、副使竹中彦八郎は坪井清八郎宅に副使石川大膳は八百屋惣兵衛宅に分、藩主より使者大御小姓頭同格勤向大御小、梶川角右衛門を遣はして、其勞を犒ひ、同二十一日御巡見衆發足東上す、御家老御年寄御用係の輩、町境に出で、之を送る。

○六月十七日、沼田郡より産出の草履大阪表積登せ方につき、町御奉行より五組大年寄に命じて曰、「沼田郡上安相田、伴長樂寺、後山、高取の諸村より造り

出す草履は、先年御勘定所諸品方の一手取引に相成りたる節、大阪表積登せ船手の儀は、出雲屋權平に申付け置かれ、荷物は、大田屋一郎右衛門より受取り、船積の儀は、右權平傳ひにこれなくては、猥りに積登相成らざる旨、先年改役頭取より川々船年寄に示談これありし事と相見ゆ、然るに近年往々抜荷取扱ひ、權平の手を経ず、相對にて積登す者も有る趣につき、得斗相しらべ、紛敷荷物は見當り次第差押へ置き、人名等相糺し、早速御勘定所に申出づべき様、川々船年寄より船手之者共へ厚く相示し置くべき旨を申付け置かるべし』云々。

西町御奉行の
夏送

藩主の發駕

氣候不順、米麥
凶作

畫家小倉武駿

○八月二十六日、西町御奉行藥師寺九郎の職を免じ、町御奉行格黒田齋に西町御奉行を命せらる。

○九月十三日、藩主齋發駕して、江戸に赴く。

○十月、今夏氣候不順、雨繁く、且虫害あり、特に北奥郡には八月初旬より霜降り、米麥凶作、封内損毛高十七萬四百石餘に至る。

●天保十年正月十六日、畫家小倉武駿歿す、松川町妙詠寺に葬る、武駿名は之駿、通稱は健次郎、武駿は其號なり、岡岷山の子なり、出で、小倉氏を繼ぐ、特に

古切支丹類族

彩色畫に長せりと云ふ、

○四月四日、安藝國豊田郡本郷村古切支丹類族藤右衛門五代の孫御勘定所支配足輕山中藤右衛門幕府に御届書中の名は万穂とあり廣島に於て病死す、御勘定奉行小池一三其遺骸を臨檢し、中島本町禪宗傳福寺に之を葬る、古切支丹類族藤右衛門の血系斷絶す、是を以て十二月二日藩府は江戸幕府宗門改役大御目付土屋紀伊守廉直御作事奉行土岐丹波守頼旨に此旨を届出づ、

古切支丹藤右衛門——山中權兵衛——山中權左衛門——金次郎——
和三郎——藤右衛門

藩主の歸城

○五月二十七日、藩主齊江戸より歸城せらる、

日蝕

○八月朔日、日蝕、

米株問屋元締
木屋利助に苗
字御免

○九月二十四日、御銀方御扶持人綿改所頭取同格綿座役所詰木屋利助に苗字岡山を公稱することを許可し、座順町大年寄次に列せしめ、米株問屋元締役を命ず、

二葉山供僧社
人に年頭謁見

○十一月朔日、藩府より、二葉山供僧社人に今後年頭謁見仰付らるべき旨を命せらる、

立會中株の増
株

○十二月十二日、近來兩會所の立會中買商事渡世相續を志願するもの増加し、當時株數に制限ありて其志望を達し難きもの多きが故に、從來立會中買七十九株なりしを、下方融通便利の爲め、更に十一株を加へて、九十株となすべき旨を令す、

○十二月二十四日、御城郡御役所御用聞御領分煎海鼠買集并に取締役世並屋伊兵衛、公儀煎海鼠買集め、長崎表へ差下し方念入れ、萬端綜合宜敷、出精相勤めしにつき、町年寄同格を命せらる、翌年正月二十二日生涯綿改所頭取並を命せられ、年頭謁見を聽さる、

○十二月二十六日、廣島町大年寄中島組藤井幾三郎、永代帶刀御免を仰付けらる、町人にして永代帶刀の許可を蒙りしもの是を以て始めとす、世人これを榮とす、

○十二月二十七日、御扶持人八百屋惣兵衛、永代苗字(尾崎)を公稱することを許され、座順銀札元の次に列せらる、

○是年、江波の登り山に洞穴抜け、爲めに大木を倒す、

◎天保十一年正月十八日、八百屋惣兵衛、栗田屋傳右衛門の兩人に綿改所頭

八百屋惣兵衛
に永代苗字御
免

江波の洞穴抜
ける

栗田屋傳右衛
門の永代苗字
御免

淺野氏時代(溫徳院、大光院)

編年記事(天保十、十一年)

伊豫屋其右衛門米屋忠左衛門永代苗字

茶屋新平殿屋助三郎古手屋助兵衛小島屋件藏の永代苗字御免

世並屋市郎左衛門の永代他所向苗字御免

西町御奉行の交迭町御奉行加り

取兼役を命じ、又栗田屋傳右衛門に永代苗字を公稱することを許し、座順銀札元の次に列せしむ八百屋惣兵衛が永代苗字の公稱を許されしこと天保十年十一月二十七日の項に見ゆ。

○正月二十二日、御銀方御扶持人綿改所頭取並五組年寄筆上伊豫屋甚右衛門、町年寄筆上頭取を命せられ、永代苗字(西村)御免座順町大年寄次、生涯他所向出會帶刀御免を仰付けらる。○御銀方御扶持人綿改所頭取並米屋忠左衛門に永代苗字(加藤)御免、座順銀札元次、生涯他所向出會帶刀御免を仰付けらる。○綿改所頭取筆上茶屋新平、永代苗字(田上)御免、生涯座順銀札元次を仰付けらる。○御銀方御扶持人綿改所頭取同格鉄屋勘三郎、永代苗字(堀部)御免、生涯座順銀札元次を仰付けらる。○御銀方御扶持人古手屋勘兵衛、永代苗字(谷口)御免、生涯座順綿改所頭取同格を仰付けらる。○御銀方御扶持人小島屋伴藏、永代苗字(小島)御免、生涯座順綿改所頭取並を仰付けらる。○御銀方御扶持人世並屋市郎左衛門、永代他所向苗字(寺田)御免を仰付けらる。
○四月六日、西町御奉行黒田齋、大御目付に轉じ、郡廻上席勤向町御奉行加り吉田矢柄に西町御奉行を命せらる吉田矢柄の町御奉行加りとなりしは、天保九年八月二十八日のことと見ゆ。○同日、湊源太郎に郡廻上席勤向町御奉行へ加り相勤むべき旨仰付けらる。

藩主の發駕書家山下愛藏

洪水

玄猪祭

○四月十六日、藩主齊發駕して、江戸に赴く。

○四月十八日、藩士山下愛藏歿す、享年七十五、大手町六丁目明信院に葬る、愛藏名は正氏、後ち正彦と改む、愛藏は其通稱なり、資性嚴正、書道を吉川禎藏に學び、同家門弟三千餘人の中に於て十七人を特選せられたる一人とす、武術は劔と弓とに最も長じ、又和歌を好む、著述には「庭のをしへ」三冊、其他二・三部あり。

○五月、下旬より霖雨、六月三日の夜大雨となり、同五日廣島の諸川水漲り、水主町・國泰寺村等の堤防越水す、又横川橋の副柱抜け危険となり、渡船を用ゐて通行す、皆實新開の十軒屋にては、山崖崩壊し、農夫清次郎の住家を破潰す、封内田畑の損害高十二萬七千二百餘石、流屋二百七十六軒、死者四十五人男二十四人、女二十一人、牛馬の流死するもの八匹あり。

○十月三日、近來亥の子祭に就き、小兒等兎角町境を争ひ、喧嘩に及び、終には荒々しき振舞に至ること往々これあり、且石突を催す際、家々の寄附の多少に依り、聞苦しき雑言惡口を爲し、又夜宮と唱へ、小兒多數相集り、燈明を灯ぼし、徹宵鼓笛を鳴らすを以て、五組町大年寄は其取締方につきて協議し、町境

喧嘩につきては、豫め親々より兒童に説き示し、隣町相互に睦敷いたし、若し町境に小兒相集るときは、早速罷出で、雙方より相制せしめ、又石突の節、惡口雜言を禁じ、夜宮の節も、曉夜の太鼓を禁じ、唯だ晝間のみ太鼓を打鳴らすこと、定め、各町肝煎に命じ、其旨を各町々に傳へしむ。

銀札元長谷川清三郎の在職中帶刀御免

仙洞御所崩御

○十一月二十三日、銀札元上席長谷川清三郎、在職中帶刀御免を仰付けらる。
○十一月、仙洞御所光格崩御に就き、翌年正月二日藩主より御使者として、大阪御屋敷番頼佐一郎杏坪の子、采眞と號すを京都泉涌寺に差遣し、御香奠白銀十枚を奉獻せらる。

藩主從四位上に昇叙平日金紋挾箱を許さる

○十二月十六日、江戸に於て、藩主齊肅從四位上に昇叙せられ、平日行列中金紋挾箱を用ゆることを許さる。吉報廣島に達し、翌年正月御家老以下諸士登城慶賀し、御太刀馬代銀を獻じ、又廣島町中よりは總代として町大年寄一人人名見ぬす登城し、賀錢鳥目五百匹を獻じて之を慶賀す。

藩主昇叙を諸社寺に奉告

●天保十二年正月十日、舊臘藩主從四位上に昇叙に就き、代拜御用人木村一學を白神社に、代拜御年寄上座關藏人を三之御丸稻荷社、二葉山御社饒津に、神社に代拜御年寄澤讀岐を明星院、日通寺に、代拜御年寄今中大學を國泰寺、正清院

江戸大奥に國産物の献上

に差遣し、神前并に歷代藩主の靈前に其旨を奉告せらる。
○正月十八日、江戸に於て、末姫藩主齊肅の夫人江戸城大奥女中衆に國産の枝柿、手平鰈、鹽鮎、水飴等を獻せらる。是れ國産手平鰈、水飴等を江戸大奥に献上の始めなり。

側醫惠美三圭三代三白

○正月、惠美三圭三代三白歿す。享年八十。鹽屋町專勝寺に葬る。三圭、名は初め養健、後ち貞秀、字は君實、三圭と稱す。後ち三白の稱を襲ぐ。父は初代三白三白にして、其長子正因死し、季子三圭尙ほ幼なるを以て、大笑二代を養ひ嗣となし、以て三圭の長するを待たしむ。後ち大笑出で、一家をなし、三圭宗家を繼ぐ。藩府に仕へ御側醫師となる。天保四年九月十四日故ありて其職を免せられ、翌年四月二十日其嗣子三廻に俸五口を給し、御醫師組に仰付けらる。

荒物屋株の新設

○三月二十六日、新たに廣島町新開の荒物屋株を設け、平澤屋與市、楠木屋國太郎に荒物屋筆頭を命じ、荒物屋の商事方取締をなさしむ。

藩主の歸城

○五月二十八日、藩主齊肅江戸より歸城せらる。

落雷

○六月二十五日、六町目村長遠寺の鐘樓に落雷す。

尾道生酢一手賣捌方和久屋眞平

商の者は専ら和久屋より之を買ひ受け、決して尾道より積來る船頭等より直買す可からざる旨を達示す。

永代苗字御免
(森川)

○七月五日、御銀方御扶持人堺町四丁目年寄萬株問屋小頭満足屋長右衛門に永代苗字(森川)御免、生涯座順綿改所頭取並を命せらる。

西町御奉行の
更迭

○八月九日、西町御奉行吉田矢柄郡廻に轉じ、郡廻上席勤向町御奉行加り、源太郎に西町御奉行を命せらる。

廣瀬組氏神祭
日乙九日と
定む

○九月十三日、廣瀬組町年寄等連署し、内窺書を町大年寄坪井清八郎を経て町御奉行に上り、從來廣瀬組の氏神祭日は中の九日、乙九日後の九日と兩様に日取違ひ、雙方とも祭客等を初め、近來何角と超過仕り、町民中には迷惑する者も少からざるにつき、一同乙九日に一定せば、大儉中自然と賓客も相止み、下方一統大に便利につき、新開方と協議せしに、全く同意につき、今後町新開とも一同乙九日を以て氏神祭日と一定したき旨を請ふ、是日町御奉行より之を許可す。

眞宗明教寺復
派の差纏れ

○十一月四日、是より先き廣島猫屋町東派眞宗明教寺西派に復派し、其事件差纏れ、本山より公訴に及び、江戸幕府町御奉行遠山左衛門尉景元より廣島

町御奉行寺社掛り松野唯次郎御勘定所御歩行筆頭格町方附横田百藏を江戸に召致して鞠問し、後ち歸國を許す、是日一件落着し、松野唯次郎代理宮川柔輔を寺社御奉行松平伊賀守忠優の邸に召し、唯次郎に「押込」を、横田百藏に「急度叱り」を申渡さる。

苗字帶刀御免
(末谷、宮川)
藩主の發駕

○十二月二十四日、棟梁末谷彌八、同宮川惣次郎に苗字帶刀御免を仰付らる。

劍術師範關六
左衛門

●天保十三年三月九日、藩主齋發駕して、江戸に赴く。

芝居見せ物等
の禁止

○五月九日、劍術師範關六左衛門歿す、享年五十一、六左衛門は眞影流劍術を父七左衛門より傳へ、藩の師範たり、下流川町常林寺に葬る。

中島本町の火

○十月、藩府、江戸幕府より、諸侯の領内諸所に於て神事祭禮等の節、芝居、見世物、歌舞伎、淨瑠璃の類を演ずるを停止する旨を令せられたることを達示す。

○十月二十四日の夜、中島本町酒造業米屋猪右衛門の宅慈仙寺小路角より北側東へ二軒目より出火し、中島本町東半及材木町の北半を延焼し、民家八十五軒中島本町五十五軒、材木町三十軒、〇總類焼す、是時肝煎勘兵衛は目安箱を撤し、白神組大年寄沼田三郎右衛門の宅に移して、避災せしむ、近年稀有の大火なり、十一月朔日藩主より三之御丸稻

荷社に於て三日間火災避除萬民安全の祈禱を行はれ、護符を郡中町新開に頒ち賜はる。

○十一月十一日の夕刻、安藝郡海田市百姓甚藏の宅より出火し、船越村に延焼す、民家海田市三百四十三軒竈數三百二十九軒船越村十九軒を焼失す。

●天保十四年三月十五日、藩府より、近年金銀不融通、米價を始め諸色高直となり、人民困窮せるを以て、郡町協力上下和合し、金銀融通便利の爲め、「六會法」を創設する旨を令せらる。本章第四節六會法の設立の條第二六八頁に詳記

○三月、江戸幕府より人別改の制を布き、在方の者の新に、江戸人別に加はるを禁じて、大工、左官、木挽、袖、其他の諸職人、出稼の爲め、江戸に出府せんとするものは、村役人を経て領主に願出で、其家臣の奥書捺印ある期限を附せる免許状を得ざるべからずと定め、廻國修行六部順禮に出づるものは、從來村役人、或は菩提寺より往來手形を受けしが、自今村役人を経て領主に願出で、其筋より廻國期限を附せる免許状を受けざるべからず、出家せんと欲するものも、必らず所役人より領主に願出で、許可の上、添書又は奥書を申し請くべしと爲し、又在方人別改めには、自今必らず死亡、出生、嫁娶、出稼奉公を記入し、

在方の者の江戸人別に加はるを禁ぜらる

近郊の大火

六會法の創設

出稼奉公人にして、若し期月、期年に歸らざるものあらば、之を領主に訴へ出づべし、近年江戸に入込み、裏店借り受け居住せるもの、内には、妻子も有せず、一期住み同様のものあるべし、此類のものは、早速村役人より郷里に招還すべしと令せらる。

豊島屋圓助の年頭謁見聽許

落雷類々

○四月九日、豊島屋圓助に五人扶持を給し、年頭謁見を聽され、座順銀札元次に仰付けらる。

永代苗字御免(岩室)

藩主の歸城

澤三石

○五月二十七日、曇晴雷鳴、少雨にして晴れ、三本松に落雷す。○六月十日、劇雷強雨、西寺町善正寺に落雷す。○同月十一日、曉雷雨ともに劇しく、市内四箇處に落雷す。

○六月二十三日、新町組大年寄岩室喜右衛門に永代苗字御免を仰付けらる。

○七月十六日、藩主齊江戸より歸城せらる。

○九月十八日、御年寄澤讃岐、老年の故を以て、請ひて致仕す、藩主より其多年の勤功を賞して、御召小袖二枚、同御羽織一枚を賜はる、其嗣子德三郎右京長懸の庶子家を襲ぎ、知行千貳百石を給はる、讃岐名は喬、字は伯遷、梅陽と號す、通稱は初め左仲、後ち讃岐と改め、致仕の後ち三石と稱す、又以て號と爲し、因て磊翁と

も號せり。前藩主重晟の近側に仕へ、殊に寵眷を得。天保二年十二月二十四日御年寄政執となり、祿累加して千三百石に至る。執政關藏人、今中大學等と共に幼主の擁立、藩主夫人の婚約、入興、饒津神社造營等に參與し、功勞頗る大なり。此に至り年老ひ、骸骨を乞ふ。藩主優旨を下して聽さず、再び乞ひ、遂に聽さる。讚岐は書畫共に善くし、其書は氣韻頗る高し。支那人曾て頼春水の書と並べ見て、三石は必ず大臣ならん、自ら品格高しと評せりと云ふ。著書に「竹館遺事」あり。嘉永六年正月十一日歿す。享年八十二。田中町興徳寺に葬る。

東御山屋敷

○九月二十四日、藩主、東方近郊に放鷹す。鶴一羽を獲て、尾長村東御山屋敷に入り、鶴二百四十六羽を獲たり。世子定之丞に鶴十五羽を配ち賜はる。同月二十六日世子定之丞、亦た東御山屋敷に遊獵し、所獲の鶴十五羽、松茸十五本、柿一籠を藩主に獻せり。

國産木綿改所の設置

○十二月十九日、國産の木綿を他國に積出す際は、其荷物を絹座役所に於て検査すること、定め、細工町伊豫屋吉左衛門、白神組一町目豊島屋圓助に木綿改所頭取役を命じ、六町目原田屋源二に木綿改所懸り役を命ず。

眞菴春和園

●天保十五年弘化元年二月二十六日、藩主、近年藩用殊に繁多の際、御年寄今中大

學が精力を盡し相勤めたるを満足に思召し、刀一腰并に國泰寺村眞菴下屋敷地後ち春和園と云ふ、今の廣島公會堂の敷地を賜はる。

藝備孝義傳第三編并同拾遺を江戸聖堂に献上
饒津神社に奉納

○二月、藝備孝義傳第三編并に同拾遺の梓刻成る。九月日缺藩主より同書各一部を江戸聖堂に獻せらる。○翌年弘化二年二月日缺藩主、藝備孝義傳初編九册第二編七册第三編十七册同拾遺二册を饒津神社に奉納し、三月朔日、廣島五組大年寄、新開方大割庄屋及び町年寄筆上に、藝備孝義傳第三編并に同拾遺各一部づゝを賜ひ、下民一統教導の資に供せしめ、八月二十八日同書編纂に従事せる輩の勤勞を賞し、金子徳之助號霜山に金五兩外に御内々銀十五枚加藤太郎三號松頼餘一號半庵奥田善介、右井内外諱は景毅阪井百太郎號虎山大藤源七郎諱は恂郷手島三五諱は翼山野啓次號峻峰等に銀十枚御内々銀二十枚を賜はる。

- 一 孝義傳三編并に拾遺 壹部づゝ 五組大年寄
- 一 右同斷 壹部づゝ 町年寄筆上

御領分孝義傳三編并に拾遺編輯被仰付、此度御開板出來に付、先年之通り町方大年寄、新開方大割庄屋共え、別紙之通り御下げ被下候、此儀先年も相達候通り、全く御國民御導之爲め、厚き思召を以て御開板有之候事に候得

者、第一町新開役人共、勸善之御趣意、厚く相心得、下々一統教導筋之儀、町役人共彌、以力を入れ可申、餘は相達候節之御趣意不取失様、導方之儀、厚く心を付可申候、

弘化二年三月朔日

藩主の發駕

○三月十二日、藩主齋發駕して、江戸に赴く、

明星院祈禱堂の再建

○四月二十七日、是より先き、天保四年二月十二日の夜、明星院祈禱堂罹災す、天保四年二月十日、爾來同院これを再建せず、是日同堂は國家鎮護之祈禱堂たる二日の項參看

を以て御家中、郡中町新開とも勸化仕りたき輩は、多少に關らず、銘々寸志の寄附致すべき旨を令し、同日西町御奉行湊源太郎及新町組支配大年寄岩室喜右衛門に再建御用向勤務を命せらる、弘化三年四月三日同祈禱堂落成し、八月九日藩主より城中に西町御奉行湊源太郎、新町組支配大年寄岩室喜右衛門等を召し、同堂再建御用出精相勤めしにつき、湊源太郎に白御召帷子一枚、銀十枚を、岩室喜右衛門に金三兩を賞賜せらる、

○七月九日、二葉山御社并に白神社神職野上陸奥守、本所より大宮司職受領につき、二葉山御社、白神社とも「大宮司」と唱ふべき旨を達示せらる、

野上陸奥守の大宮司職受領

天保十五年藝州產物方の錢札 (錢三十文預)



同 (錢百文預)



木綿方爲替金
銀錢札

藩主の歸城

京橋川入津鹽
取引方の開始

東町御奉行の
更迭

仁孝天皇崩御
の奉悼

多賀庵四世
史

藩主の發駕

○七月、始めて木綿方の爲替銀に専ら通用すべき金銀錢札を發行す。

●弘化二年六月二日、藩主齋江戸より歸城せらる。

○九月、京橋川入津鹽取引方を開始し、京橋町繩屋七兵衛に其引受方を命じ、絹座役所の指圖に依り、法則相守り、正道取引をなすべき旨を達す法則の條文は傳はらず

●弘化三年二月十五日、東町御奉行御勘定奉行頭取松野唯次郎御用人並に轉じ、御歩行頭澤井善介に東町御奉行を命せられ、御勘定奉行小池源六に町御奉行同格を命せらる。

○正月二十六日、京都に於て仁孝天皇崩御あらせらる。藩府封内に五日間の普請、鳴物音停止令を布き、三月二十五日、藩主齋肅より京都泉涌寺に使者を差遣し、御香奠銀十枚を奉獻せらる。

○四月二十七日、俳諧師菫史歿す。享年七十四。材木町傳福寺に葬る。菫史の家號は茶屋通稱は宗七。菫史は其俳號なり。多賀庵世二六合の養子にして、十日市町に住し、賣茶を業とす。俳諧を善くし、多賀庵三世玄蛙の後を繼ぎ、其四世と爲る。

○閏五月三日、藩主齋發駕して、江戸に赴く。

宮島市立ちの
股賑

○閏六月十七日、宮島市立ちにつき、遠近より渡海參詣するもの數萬人、廣島市中毎戸臺附燈灯を出し、諸川に御供船を浮べること二十餘艘、最近二三十年以來比類なき般賑なりしと云ふ。

歌人大藤恂郷

○九月十九日、藩士大藤恂郷歿す、金屋町淨念寺に葬る、恂郷、通稱は源七郎、恂郷は其名なり、藝備孝義傳第三編編輯の時、金子霜山と共に其編輯事務に關與す、致仕の後ち一泉と號す、和歌を江田居中に學び、其門弟中の高足たり、廣島に於ける二條家歌人として居中に亞ぐと云ふ。

東町御奉行の
更迭

○九月二十日、東町御奉行澤井善介病死す、十二月朔日御勘定奉行平野群次に東町御奉行を命せらる。

心學家矢口仲
子

○十月十三日、女流心學家矢口仲子歿す、享年五十七、大手町七丁目長久寺に葬る、仲子は林氏の女にして、廣島心學家の泰斗、矢口八郎平に嫁す、資性温良、貞淑夙に石門の心學に志し、良人八郎平の薰陶を受け、修行熟達して善導教授の印鑑を得、常に良人を輔けて共に社友を導き、特に専ら婦女の教導を擔當し、教誨克く勉む、是に依りて其社友中善導と爲りし女流に、万代與子、種野信子、田上鶴子、櫻村とせ子等あり、又輔仁を許されしものに、万代貞子、赤松志

東町御奉行の
更迭

厚尼竹内里加子、久保田知世子等あり。

○弘化四年三月二十五日、東町御奉行平野群次病死す、六月四日御目付蒲生織之助後ち御年寄と爲り、司書と改名すに東町御奉行を命せらる。

廣島町大年寄
(白神組)の更迭

○四月三日、廣島町大年寄白神組支配沼田三郎右衛門病死す、中通組支配大年寄佐々木次郎右衛門に白神組當分支配兼役を命せらる。

藩主の歸城

○五月二十二日、藩主齋江戸より歸城せらる。

白島の大火

○六月二十二日の夜、白島中町門司介一の住宅より出火し、西方に延焼して、侍屋敷三軒、御貸家六十軒、民家五十軒を焼失す。

廣島町大年寄
(白神組)の更迭
在職中苗字御
免(沼田)

○八月十八日、廣島町大年寄中通組支配佐々木次郎右衛門の白神組當分支配兼役を解き、三原屋十二三郎右衛門に白神組支配大年寄を命じ、在職中苗字(沼田)を稱するを許さる。

孝明天皇即位
大禮の奉賀

○九月二十三日、孝明天皇即位の大禮を行はる、藩主齋肅より正使御年寄上座、今中大學副使御鍵奉行吉川多次見を京都に差遣し、金若干を獻じて之を奉賀せらる。

領内大相撲

○十一月十二日、尾長村八幡社境内に於て、封内の力士を會し、大相撲を興行

綿座元締役
長崎町人藩御
用江崎卯三
郎

他國人の和製
小間物木綿織
類持參販賣禁
止
力士亂獅子善
太郎

藩主の發駕
藤井吸齋

す、時人御國寄相撲と稱す、觀客頗る多し、
○十二月二十七日、綿座役所頭取岡田集介に同役所元締役を命せらる、
●嘉永元年三月十七日、藩府より、長崎町人藩御用聞中尾長三郎の御用聞を
免じ、同所町人江崎卯三郎に藩御用聞を命じ、毎歲合力銀十枚を給せらる、次
で四月四日、白神組一町目御客屋に於て卯三郎に酒饌を賜ひ、時服二枚と銀
十枚を賜はる、

○五月朔日、大阪其他大和周防阿波丹波近江等より他國行商人の和製小間
物木綿織類を持參販賣すること自今相成らざる旨を令す、

○九月四日、力士亂獅子善太郎歿す、善太郎は廣島に生れ、巖卷四代亂獅子丈
五郎の弟子となり、荒神町に稽古場を設け、弟子を養成す、文政元年、觀音村沖
新開築成の時、藩許を得て、諸國の力士を廣島に集め、同處に於て大相撲を興
行せり、寺町光圓寺内其師丈五郎の墓に合葬す、

○九月十一日、藩主齋發駕して、江戸に赴く、

○十月二十三日、藤井吸齋歿す、享年八十三、吸齋の通稱は四代德兵衛、白神組
一町目富士屋喜右衛門の分家にて、家號を同ふす、白神組二町目今の大手に住
町二丁目

近郊の大火

槍術家島末雄
介

他國産石灰の
販賣禁止

難帳につき五
組大年寄の協

し、吳服商を業とす、茶道を好み、號を吸齋と云ふ、

○十一月十日、海田市大火あり、民家百十八軒難帳百八十九軒、土藏十七棟を焼失し、死
者三人、負傷者一人あり、

●嘉永二年正月、槍術家島末雄介歿す、享年五十九、雄介の名は基隆、佐分利流
の槍術に達す、文政四年父に繼ぎて藩の師範となる、從來師範の風習、互に練
習を秘して他人に見せしめず、又他國の漫遊修業者とも對試せざりしを、雄
介建議して之を改めしむるに至れりと云ふ、

○二月二十三日、藩府より、國産石灰の外は一切市内に於て賣買することを
禁止し、他國産石灰の購入を停止せらる、

○二月二十五日、當時格別御省略年限中、上巳、難帳午帳につき、五組大年寄協
議して申合書を定む、曰く、(一)上方の仕入物は、誂たりとも一切相成らざるこ
と、(二)地細工、極手輕の品は、誂に應じ製作するも苦しからず、尤上品なるもの
は、相斷はり、強て申付らるゝ場合は、其段申出づべきこと、(三)以前より持合せ
の難帳を手輕に建つることは、苦しからず、(四)誂の外は賣買決して相成らず、
(五)幟添木とも極く手輕に致すは、苦しからざれども、上方染并に唐木綿等一

切用ゆること勿れ、地染にても繪を染入るゝ様の儀は相成らざること、(六)初
雖、初幟につき、進物の儀は勿論、他向客來は向、兩隣家たりとも一切致すまじ
きこと、勿論幟立の節、手傳として、多人數相集る儀、決して致すまじきことな
り。

藩主の歸城
蘭法の醫師

○閏四月二十二日、藩主齊江戸より歸城せらる。

○五月二十日、近來蘭法の醫師増加し、世上にても之を信用する者、往々これ
有るやに相聞ゆ、内外風土の差異もこれあるにつき、今度幕府に於ても蘭法
禁制の旨、御醫師衆に仰出されしが故に、自今封内に於て蘭法を學ぶ者は外
科眼科の外は決して登用せられまじき旨を達せらる。

堀川町諸品方
御役所の廢止
心學家奥田頼
杖

○六月、堀川町の諸品方御役所廢止せられ、木綿方御役所を同所に移さる。

○七月朔日、藩士奥田善介の弟壽太、多年心學を研究し、専ら教導筋出精奇特
につき、格別を以て生涯俸五口を給はる。未だ幾くもなく、是年八月五日壽太
歿す。享年五十餘。細工町西蓮寺に葬る。壽太の名は在中、號は頼杖。壽太は其通
稱なり。初め矢口來應の門に入り、善導手引を受け、後ち京都に赴き、上河淇水
に親炙し、石門學派の蘊奥を究め、四方に遊歴して道を説くこと數歲。天保十

大風雨潮霧

白龜

岩室喜右衛門
藤井幾三郎の
御用銀獻納

年江戸に往き、講筵を參前社に開く。社友の一人平野橋翁其道話を筆記し、積
んで五十卷に及ぶ。之を名けて「如是我聞」といひ、後ち京都の社中より之を刊
行し、心學道の話と題す。其他遺稿多けれども、廢藩置縣の際、悉く烏有に歸し
て傳らず。只、知足の辨のみ存すと云ふ。是より先き、中島本町藤井犀右衛門な
るもの自力を以て天神町天神社の前に歡心舎を興す。壽太は迎へられて之
が舍主となる。講演太だ務め、斯道大に振ふ。嘗長州の毛利侯、壽太を聘して領
内郡村を巡回せしめ、以て道を説かしむ。民俗漸次淳良に移りしかば、侯亦自
ら招きて道を聞き、其功を以て終世毎歲米五十俵を贈り賜はりしと云ふ。

○七月十日、十一日の兩日、大風雨、潮霧、廣島城下を始め諸郡の損害甚多し。封
内田畑の損害高八萬五千二百石餘。民家六百四十五軒、社寺三十五棟、高札場
二箇所を崩壞し、倒木六萬千三本あり。

○十一月十一日、高宮郡中市村に於て農夫福八と云ふもの白龜を捕獲す。同
月二十日、御家老上田主水より之を藩主に獻す。

柔術家小室達源

て褒詞を賜はる。

●嘉永三年正月十六日、小室達源歿す、享年七十六、鷹匠町清住寺に葬る、達源の名は利用、初め伊太夫と稱し、中頃善右衛門に改め、後ち達源と稱す、難波一甫流四世矢野徳十郎清次の門弟にして、文化三年免許を得、廣島西地方町に道場を構へ、藩士卒及其子弟に教授す、藩の徒士たり、

藩主の發駕

○同年三月十二日、藩主齋發駕して、江戸に赴く、

廣瀬村西地方町の火災

○四月二十七日の曉刻、廣瀬村の新地大通り西角なる万助の宅より出火し、西地方町に延焼し、民家四十九軒電數六を焼失す、

大洪水

○五月中旬より連日陰雨、六月朔日より強雨止まず、二日市中の諸川氾濫し、堤防を決潰し、大洪水となる、寛政八年以來未曾有の大洪水なりと云ふ本章第九節嘉永の大洪水の條(第三四〇頁)に詳記

西洋流大砲の鑄造

○八月朔日、藩府より、廣島に於て西洋流大砲一挺を製造せんことを江戸幕府に届出づ、砲の口径六寸六分、砲身の長二尺五寸二分、重量九十五貫目、砲丸の重量七貫目なり、

暴風雨

○八月七日、暴風雨あり、廣島城下にて崩家七十二軒電數百十六軒に至る、封内田畑

醫師明北溟

の損害高十六萬九千三百石餘、倒木十二萬八千九百餘本、破船百六十四艘、崩家三千六百九十一軒、死者二十二人男十一人、女十一人あり、

○八月十八日、明北溟歿す、享年七十、鷹匠町清住寺に葬る、北溟の名は熾、字は元昌、北溟は其號なり、伊豫國沖島の人、廣島城下に來りて醫を業とす、北溟初め牛尾氏に従ひ、素靈の書を読み、後ち轉じて長沙の説を旨とし、傷寒論名目を著はす、又儒學を好み、備後國尾道の島末利方に就きて神儒學を學び、神儒説を唱導し、僧侶の讒謗を受くるに至れり、

本川入津鹽引受

○十一月九日、細工町兩替商長門屋與三郎に本川入津鹽引受を命せらる、

體國院殿百回忌法會

○十二月十二日、十三日の兩日、體國院殿淺野吉長百回忌法會を國泰寺に於て行はる、二川清記、蒲生織之助等六人に御用掛を命せられ、御家老淺野遠江、藩主の御名代として參拜し、生田筑後、世子善次郎の御代香を勤む、

去夏水難新民の救恤

●嘉永四年二月、去夏大洪水の爲め米價騰貴し、市況振はず、下民困窮せるが故に、細工町年寄榎屋正右衛門、油屋町年寄芥河屋助右衛門、竹屋町組頭塗師屋勘三郎、元柳町組頭佐伯屋柳助、十日市組頭平野屋周三郎、猿樂町組頭煙草屋八兵衛等を御用掛となし、救助米を給與して窮民に京橋川下流并に本川

下流の毛保蘆洲の地を開かして、新田を作り、又婦女小兒には、よもぎを摘採りて綿座役所に持参せしめ、よもぎ百目につき麥一合の割合を以て之を買上げ、細民を救恤す。

○三月十二日、廣島町大年寄新町組支配岩室喜右衛門同見習岩室彌八郎、去夏大洪水の際防水に盡力し、又遭難の窮民に米銀を施與し、奇特の至につき、是日藩主より褒詞を賜はる。

梅棹院の歸廣

廣島町大年寄中島組の更迭

○三月十八日、藩主の生母梅棹院、江戸より歸り、城内南御屋敷に住居せらる。
○五月十八日、廣島町大年寄中島組支配藤井幾三郎病死す、廣瀬組支配大年寄坪井七郎右衛門に中島組當分引請を命ず。

藩主の歸城

西町御奉行の更迭

畫家山野峻峰

○五月二十一日、藩主齋江戸より歸城せらる。
○八月十日、西町御奉行湊源太郎の職を免せられ、十月九日御供頭石田平五郎後ち御年寄となり能登と改名すに西町御奉行を命せらる。
●嘉永五年二月二十一日、畫家山野峻峰齋歿す、享年六十九、寺町報專坊に葬る、峻峰齋の名は守嗣、通稱は啓次、峻峰は其號なり、狩野派の畫を善くし、藩の繪師たり。

藩主の發駕

藩世子の歸城

宮島の市立ち

永代銀札元次
豐島屋圓助の
退隱

野非人救恤者
に賞賜

○三月十二日、藩主齋發駕して、江戸に赴く。
○五月二十五日、藩世子慶熾、江戸より歸城せらる。
○六月十五日、宮島市立につき、廣島諸川御供船を出すこと凡十三四艘、遠近郡國より來り觀る者甚多し、京橋川にては堀川町、京橋町、東引御堂町の御供船を浮べ、同夜船中にて鉦鼓管絃の音曲を奏し、般賑甚し、觀衆橋上に群集す、京橋墜落して負傷するもの夥しく、小兒一人溺死す。

○七月十三日、永代銀札元次生涯大年寄次豐島屋圓助病に依り、其弟儀三郎に家業を譲らんことを請ふ、是日藩府より之を許可し、儀三郎に永代銀札元次、年頭謁見先格の通り仰付らる。

○七月二十九日、御銀方御扶持人伊豫屋吉左衛門同加藤忠左衛門同森川長右衛門同矢野屋平四郎、綿改所頭取二文字屋源右衛門、綿改所頭取並太田屋五左衛門同平野屋三右衛門、細工町槩屋正右衛門等、一昨年の大洪水につき、去冬以來特に多數の野非人市中を徘徊せるを以て、東西近郊に假小屋を新設して之に收容し、且多數の斃死者を寺院に葬送し、失費も厭はず救濟せること奇特の至りにつき、各銀壹枚を賞賜せらる。

心學家久米道柳

○八月十六日、心學家久米道柳歿す。享年七十八。新川場町本照寺に葬る。道柳名は義祥、字は休祥、通稱は與兵衛、幼名は政次郎と云ひ、後柳二と改む。道柳は雞髮後の號なり、廣島中島新町に住し、家號を阿波屋と稱し、紺屋職を業とせり。文化十三年より天保九年に至るまで町役人を勤め、年寄役に進む。人と爲り、擊實温厚、壯年より石門學派に入り、矢口來應を師とし、善導手引を受け、又奥田壽太の薰陶を受け、修行熟達して、歡心舎の都講となり、會友輔仁を経て善導教授となり、文政九年五月京都明倫舎より諸國總教授の印鑑を授けらる。敬信舎、歡心舎、其他城下各所に講筵を開き、盛に社友の善導をなせり。

○九月九日、尾長村天台宗教禪院第八世住職密成歿す。同院の墓域に葬る。密成は學徳ありて、律師となり、世人に尊信せられ、生佛の稱あり。

○九月十八日、木原梅居歿す。比治山町廣寂寺に葬る。梅居の名は清纓、字は公濯。梅居は其號なり、書を善くし、常に子弟を集めて書法を授けり。

○十二月、廣島町大年寄廣瀬組坪井七郎右衛門の中島組當分支配を解き、藤井隆太郎に廣島町大年寄中島組支配を命ず。

●嘉永六年二月四日、藩世子慶熾發駕して、江戸に赴く。

僧密成

書家木原梅居

廣島町大年寄
(中島組)の更迭

藩世子の發駕

藩主の滯府

米艦浦賀に來

○三月十五日、藩主歸國の順年なるも、當年は江戸に滯府せらるべき旨を令せらる。

○六月三日、北米合衆國の水師提督ベルリ軍艦四艘を帥ひ、國書を齎らして相州浦賀に來泊し、修交互市を請ふ。江戸市中騒然たり、幕府は江戸芝浦より品川驛に至るまでの沿岸に邸宅を有する万石以上の諸侯に命じて、各自邸宅の警固を爲さしむ。時に藩主齊肅述職して江戸に在り、乃ち御先手者頭御槍奉行をして兵三百を率ゐて、築地の藩邸を警固せしむ。幕府の大砲方亦同邸に出張して砲壘を構ふ。同月十二日に至り、ベルリは明年再び來りて決答を得んことを約し、軍艦を帥ゐて浦賀を去る。同二十日、藩主より嚴島神社に於て外艦退散、世上靜謐の祈禱を命せられ、二十三日より三日間祈禱執行あり、宮島御奉行小野彦之丞、藩主の代拜を勤仕す。七月朔日、江戸に於て將軍家慶は天下の諸侯を城中に召し、命じて米國と和戰の可否につき意見書を上らしむ。是秋、藩府は江戸近海防禦の爲め、廣島に於て新たに大砲三挺五貫目玉、三貫目玉、筒一挺、三を鑄造し、又大砲五挺并に彈藥を廣島より江戸に輸送せらる。

○六月、心學家增原正寬歿す。享年七十五。鹽屋町專勝寺に葬る。正寬の通稱は

心學家增原正寬

宮島の市立ち

丈四郎藩府より勘定吏に登用せられ書物掛を命せらる。壯年にして石門派心學に志し、矢口來應に就きて性理の蘊奥を究め、京都明倫舎より諸國總教授の印鑑を授けらる。廣島天神町歎心舎第二の舎主となり、月並道活井に會輔ともに善導教授の任に當り、多くの社友及公衆を教誨し、餘暇あれば、市内各所に聘せられて講説す、又周易に通せりと云ふ。○同月、宮島市立につき、廣島諸川御供船を出すこと十艘、宮島に於ては大芝居を興行し、大阪より市川海老藏其他の名優來りて演技す、市況頗る殷賑なりしと云ふ。

異國船打拂の爲め大砲鑄造

○八月二十四日、藩府に於て、異國船打拂の爲め大砲鑄造につき、市中の古道具屋其他古銅を取扱ふ商人より、現時所持せる古銅の重量價格を書面に認め、町御奉行所に届出づべき旨を内達す。

同上

○八月二十九日、藩府より、江戸近海防禦の爲め、新たに十三貫目玉砲一挺、五貫目玉砲一挺、三貫目玉砲一挺、十六ポンドホーイッスル挺數を廣島に於て鑄造せんことを江戸幕府に届出づ。

同上

○十月十七日、藩府より、廣島に於てホーイッスル十三貫目玉砲一門を新鑄すべき旨を江戸幕府に届出づ、次で同月二十一日、江戸に於て神田下白壁町

同上

鑄工勇次郎に命じ、ホーイッスル六貫目玉砲一門、同三貫目玉砲二門を新鑄すべき旨を江戸幕府に届出づ。

同上

○十一月朔日、二日の兩日、藩府新鑄の西洋流大砲を江波一之御小屋に於て、大砲方奥彌右衛門に命じ、試験射撃を行はる。藩執政以下出張檢閲し、兩日間、江波觀音新開古江章津沖一圓の磯稼を禁止す。

歌人松宮香子

○十一月六日、藩府新鑄の大砲を丹那浦松ヶ久保に於て、大砲方井上權之丞に命じて試験射撃を行はる。御年寄今中大學出張して之を檢閲す。

○十一月八日、歌人松宮香子歿す。享年八十一。新川場町戒善寺に葬る。香子は藩士天野傳兵衛の二女にして、松宮權藏の室なり。年二十四にて良人を喪ひ、尼となり、法名を嶺樹院智馨尼と云ひ、寡居淑徳あり。藩士江田居中に従ひ、和歌を學び、後ち京都飛鳥井家の門に入る。常に好んで皇典を究め、又諸多の技藝に長じ、書も亦拙ならず、其性行の事白杏公子長の聞く所となり、貞子を天野正貞院香子の兄天野左源次の妻と共に召し、爲めに雅會を御泉水下屋敷縮景園に催し、爾來和歌和文の贈答あり。香子は良人を喪ひてより、終世謹慎肉食せざりしと云ふ。

大砲鑄造につ
き古銅器類の
献納

大砲方に足輕
等の附屬

諸侯の江戸に
大砲兵士の呼
寄を許さる

新鑄大砲の射
撃試験

藩府の武術奨
勵

○十一月二十七日、當時藩府に於て大砲鑄造中にて、其原料銅鐵の入用少からざるにつき、侍士以下市民に至るまで古銅、真鍮、唐金、錫鉛類の器具にて用に堪えざる品を所持せるものは、之を御軍方に納むべき旨を内達す。

○十一月、大砲方奥彌右衛門井上權之丞の兩人に各御勘定所足輕十人を屬せしめ、十二月十五日御長柄之者二十五人、小頭一人宛を屬せらる。○同月、江戸幕府より、江戸近海防禦の爲め、諸侯の勝手に領國より武器を取寄せ、兵士を呼寄すことを許るし、又西洋砲術練習の際、器械の名目號令等に蠻語を用ひずして、國語に譯し用ゆべき旨を令せらる。

○十二月四日、藩府、江波一之御小屋に於て、大砲方奥彌右衛門新鑄の西洋流大砲の試験射撃を行はる。

○十二月十二日、藩府より令して曰、文武之道相勵むべき儀は、從來數、仰出されの趣もこれある處、近年異國船度々渡來につきては、防禦筋武事奨勵の儀幕府より仰出されの趣もこれあるに依り、一統武藝厚く相勵むべく、又西洋砲術練習の際、器械の名稱號令等に蠻語を用ゆるを停め、専ら國語に譯して用ゆべき旨を令せらる。

綿改所頭取筆
上

米艦再び浦賀
に來航

綿改所頭取筆
上
他國移入の蠟
實生蠟類の一
手引受販賣特
許

○十二月二十七日、綿改所頭取同格十日市町年寄森川長右衛門に綿改所頭取筆上を命せらる。

●嘉永七年安政元年正月、亞米利加合衆國水師提督ベルリ軍艦七艘、兵員六百餘人を率ゐ、再び浦賀に來り、前約を履み、決答を求む。幕府、江戸町御奉行井戸覺弘大學頭林健等を遣はし、前約の延期を求む。ベルリ之を聽かず、遂に横濱を以て接見所と爲し、覺弘健等をして米使と會見せしめ、條約十二條を結び、下田箱館の二港を開く、世に之を下田條約と云ふ。

○二月五日、綿改所頭取平野屋茂右衛門に、綿改所頭取筆上を命せらる。

○二月二十七日、是より先き中島本町佐伯屋柳助なるもの、國恩寸志の爲め、自力を以て、封内各地に植苗の植弘めを爲し、漸次繁殖して、將來専ら國産の蠟實を原料として蠟を製出するに至らんとし、國益の爲め裨補するところ少からず、是に依り、是日町御奉行は、柳助の奇特なる行爲を劇賞し、其計畫せる製蠟事業を保護奨勵せんが爲め、柳助に他國輸入の蠟實、生蠟、晒蠟類を一、手引受販賣することを特許し、且つ自今營業上、不當の利を貪ることなく、誠實に取引を爲し、都て株問屋どもの故障とならざるは、勿論、他國荷主の信用

を損せざるやう取引を行ふべき旨を命ず、

中島本町

佐伯屋柳 助

其方儀、御國恩爲寸志、自力を以て、御國中、櫛苗植弘め之儀に付而者、段々厚志有之、追々植付増長にも至り候事故、此先彌見込通り相開け、御國産之櫛實第一相用ひ、蠟製いたし候様相成候得ば、一段之事に付、彌以致出精、専ら開業之儀、厚心掛可申候、依之他國カ入來之櫛實生蠟晒蠟類引受賣事之儀、格別を以、願出之通差免候條、其旨相心得、右入津之品、賣買直組等不當之儀、無之様、諸事實意正路に取引いたし、都而萬株問屋共障りに相成候様之儀、勿論、荷主共氣受に掛り候様之儀等致間敷候、
右之通可申渡候、以上、

二月二十七日

他國酒の移入
助過

○三月七日、町御奉行より令して曰、從來他國酒并に郡部醸造の酒を移入し、市内に於て之を販賣するは、堅き禁制にて、其取締も嚴重に行はるゝところ、兎角他國酒郡部酒を密賣するもの絶えず、近來其數も益増殖する傾向ある

京都禁裏御所
の炎上

は、畢竟當市醸造の酒に比して、酒味優良、價格低廉なるものあるが故ならん、是に依り、自今毎年市内醸造の價格は、酒屋筆頭より一統定め、の直段を町御奉行に願ひ出で、其許可を受くるの舊制を廢止し、酒屋に於て各自勝手次第に賣價を定め、成丈け廉價に賣捌き、酒味の劣らざるやう注意を加へ、各自相勵み、實直に商事を營み、是を以て他國酒郡部酒の城下に移入するを防遏すべきなりと、元治元年日録に、四月二十六日五組酒屋筆頭より酒直段一升につき一歩づゝ直段引上げの儀を伺出で、五月二十九日町御奉行これを聞届けたるこゝ見ゆれば、數年にし、再城下の酒價統一の爲め、毎歲酒の價格を町御奉行に伺出づるの舊制に復せしものならん、
○四月六日、京都禁裏御所炎上す、四月二十九日、藩主より正使大阪御屋敷番百々龜之丞、副使筒井極人を京都に差遣して、天機を奉伺し、五月十九日縮緬三十卷、干鯛一箱を禁裏御所に、紗綾二十卷、干鯛一箱を准后御殿に奉獻せらる。○四月晦日、禁裏御所炎上につき、藩府より封内に三日間の鳴物音曲停止を令せらる、

○五月十五日、小原屋甚三郎より國恩報謝の爲め、寸志銀を獻納す、藩主より其奇特なるを賞して、米十八俵を甚三郎に賜はる、

○五月十七日、藩府御山方より、諸郡産出秣料引受定問屋を尾道町木屋六右

國恩報謝寸志
銀の献上
秣料定問屋

奇異なる蜚語の流行

衛門中島新町柴屋忠兵衛同町中屋茂助同町能美屋傳吉に命せらる。蓋異國船打拂武備充實の爲めならん。此頃廣島にて秣料の商家十四軒あり。

○五月二十八日、此頃市中に専ら蜚語行はる。云く、夜中街路に奇異なる老婆、毒酒を賣りて徘徊す。其酒を呑めば即死し、老婆門を叩くに答ふるも絶命すと。市民これを信じて畏怖し、各戸の門柱に「天の岩戸の浦酒や、女の酒賣入るべからず」の句を記せる赤紙を貼り、以て除魔の籤となす。不良の少年これに乗じ、夜中密かに老婆の聲色を用ひて呼び戯れ、且門戸を叩きて婦女兒童を恐怖せしむ。是日町御奉行、市内の酒擔き賣を停止し、巡檢の吏を派遣して、不良の白徒を逮捕せしむ。

御供船の停止

○六月十日、當時大儉中につき、嚴島管絃祭に、各町より御供船を出すことを停止し、唯御用船のみを嚴島に發すべき旨を達示す。

京阪地方大地震の影響

○六月十四日の夕刻、微雨、夜中地震あり、強くして且長し。京都・大津・大阪・伏見及奈良地方大地震の影響なりと云ふ。

遊行上人の巡錫

○六月晦日、遊行上人一念備後國尾道より海路廣島に來り、材木町誓願寺に入る。中通組支配大年寄佐々木次郎右衛門、廣瀬組支配大年寄坪井七郎右衛

貫心流劍術家細呑空

門町方附御歩行伴喜八郎帖元頭取永原哲藏、同香川貞右衛門等に接伴御用掛を命せらる。然るに當時藩府大儉中につき、送迎の儀式を省略し、御家老、御年寄往訪の慣例を廢し、郡御奉行町御奉行のみの往訪に止む。藩主より使者を遣はし、杉御重一組、白銀三十枚を上人に賜ひ、兩使僧に各金二百匹を賜はる。翌七月十一日、上人嚴島に渡海參詣し、十三日防州岩國に赴く。

綿改所頭取

○七月十五日、貫心流劍術家細呑空歿す。享年七十二。廣島藥研堀禪昌寺に葬る。呑空、名は義爲、通稱は六郎、宗關の子なり。家傳の劍道貫心流又は司箭流に熟達し、當時海内無比と稱せらる。故に鬼六郎の稱あり。六町目村今の大手町八丁目に居る。其宅前の巷路を「細の小路」と呼ぶ。遠近郡國より來りて其門に入るもの甚多く、爲めに道場に容るゝ能はず。別に一舎を起すに至れりと云ふ。

異國船防禦御用銀の献納

○閏七月二十七日、綿改所頭取銀山町年寄茶屋吉兵衛、病を以て其職を辭せんことを請ふ。是日これを免じ、吉兵衛が町年寄に就職以來多年の勤功を賞し、金二百匹を授與し、特に綿改所頭取同格に列す。

○八月五日、東白鳥町中田屋彦兵衛、異國船防禦の爲め、御用銀として平素貯蓄せる金若干を永代上納として獻納せんことを請ふ。東町御奉行蒲生織之

助より彦兵衛を召し、拔群奇特なる篤志を賞し、願意を藩主の台聽に上達すべき旨を口達す。

○十月十日、從來西地方町壹番小路と中島木挽町雁木との間に設置せる渡船は、西地方町津國屋次郎右衛門なるもの、其渡船株を所持せしも、近年中絶し、往來の諸人迷惑せるが故に、中島新町阿波屋源七郎より書を町御奉行に上り、再び同渡船を開始せんことを請ふ、町御奉行乃ち吏員を遣はして調査せしめしに、今年五月より津國屋再び従前の通り渡船の業を営み居るも、時々勝手に休船せば、諸人の不便多きが故に、是日阿波屋源七郎に渡船株を許可し、津國屋と協同し、毎日交代に一艘づつを出して業務を執らしむることを命ず。

大地震

○十一月五日、夕刻大地震あり、郭内栗林北より二番目の櫓一基崩損し、民家を崩し、塙壁を倒し、屋瓦を墜す、市民皆な戶外に出で、難を避け、街道に疊を敷き、屏風を圍ひ、其中に跪座して寒夜を徹し、婦女小兒は附近の河船に乗りて避難す、六日大小の地震頻りに臻る、七日朝再び大震あり、人心恟々として、蜚語流言盛んに行はる、市況銷沈し、恐怖悲歎の聲街路に盈つ、市内の神社佛

西地方町壹番
小路の渡船二
株となる

閣に於て地震屏熄の祈禱を行ふ、前代未聞の大地震なりと云ふ本章第十節嘉永七年の大地震

震の條(第三四頁)に詳記

改元

西町御奉行の
更迭

幕府巡見使の
延期

○十二月五日、安政と改元あり、

●安政元年十二月十二日、西町御奉行石田平五郎、御中小姓頭同格御供頭に轉じ、翌二年六月十八日御勘定奉行菅平角に西町御奉行を命ぜらる、

○十二月、江戸幕府より、諸國巡見使派遣のことに關し、令して曰、去年將軍御代替に就きては、諸國巡見の面々先格の通り差遣はさるべきのところ、當時海岸防備片時も遷延し難き時節にて、諸國に於ても防禦手當向専務の折柄、費用も少からず、就ては去丑年嘉永六年より五箇年間嚴敷儉約仰出され、夫々武備調練等一圓に獎勵せらる、然るに諸國巡見先例の通り近々差遣はさる、時は、諸家一般莫大の失費も愈増し、當今専務の防禦警固向、自然と手薄く成り行きては、以之外のことにこれあり、其上不時の變災にて、諸國地震或は津浪等にて、居城其外居館并に町村等まで、大破に及べる向も少からざるやに相聞え、是亦莫大の失費、銘々の難儀たるべしと思召され、諸國巡見の儀は、來る巳年まで、御猶豫遊ばされ、午年安政五年より仰出さるべし、夫に就ては(中略)追

て巡見の面々差遣はされし節は、海岸防備の厚薄、并に地震、津浪の破損修理等に至るまでも見分致させ、其品に寄りては、追て御沙汰の次第もこれある可しと。

◎安政二年正月、當時嚴敷御省略年限中に屬するも、本年より初めて城中に於て賀新の禮を行はる、依て市中一般に賀新の禮を行ふ、然れども是時地震尙ほ息まず、三月十六日に至るまで、殆んど毎日強弱の地震あり、市民恐怖の念を抱きて、新年を迎へりと云ふ、

○正月二十四日、舊冬御扶持人、刀工廣隆、富次郎、國恩、寸志の爲め、大刀并に脇差を新造し、藩主に獻せんことを請ふ、翌年三月朔日、藩主より富次郎の篤志を賞し、銀十枚を賜はる、

○正月二十五日、藩府、異國船防禦手當の爲め、大砲鑄造につき、市民中より寸志として古銅を獻納せる者の篤志を賞せらる、

○三月十二日、東町御奉行、浦生織之助、異國船防禦御手當の爲め、御用銀を獻納せる市民を立町誓立寺に招集し、藩主よりの褒詞を傳達す、

○三月、江戸幕府より、異國船防禦御手當の義につき、諸國に令して曰、海岸防

初めて賀新の禮を行ふ

廣隆、富次郎の
新刀獻上

大砲鑄造につ
き古銅獻上者
を賞す

異國船防禦の
御用銀獻納者
を賞す

異國船防禦の
爲め諸國寺院

の梵鐘を大砲
に改鑄すべき
事を令す

藩主の歸城

孝子節婦忠僕
等の出迎

綿改所印判の
改造
江戸の大地震

御の爲め、此度諸國寺院の梵鐘は、本寺の外は古來の名器及び時の鐘に使用せるものを除き、其餘は大砲小銃に改鑄すべき旨、朝廷より仰出され、竊慮の趣深く感戴あらせらる、是に依て一同厚く相心得、海防の儀彌、相勵むべき旨仰出さる、是れ全く武備充實の趣旨に基づくものなれば、都て銅鐵は勿論、錫鉛硝石等、何れも必備の品につき、右等にてこれ無くとも相濟むべき品を、右類にて製造することは、自今一切相成らず、且又銅鐵を以て新規に佛像、佛具を鑄造する儀無用たるべしと、

○五月二十二日、藩主齊江戸より歸城せらる、是日廣島町新開の孝子、東白島町長濱屋清吉外二十六人、忠僕京橋町友屋彦右衛門、家僕德藏外五人、節婦御勘定所支配足輕石井爲次郎の母なを等沿道に藩主を出迎す、藩主特に謁見を賜ひ、同月二十五日、鳥目五百匹づゝを賜はる、但忠僕西魚屋町茶屋惣太郎、手代佐助ののみは病氣につき罷出でず、又稻荷町東組御勘定所支配足輕三宅五右衛門の娘さのみには銀二兩を賜はるを見ゆ、

○八月三日、綿改所の印を改造し、万代不易の文字を用ゆ、

○十月二日夜、江戸大地震あり、諸所に火災起る、時に藩主江戸に在り、同月十日飛檄廣島に著し、藩主の安全を傳ふ、江戸藩邸の震害頗る大なれども、火災

江戸幕府諸國
金銀具を猥り
すに用ゆるを禁

を免る。

○十一月、江戸幕府より諸國に令して曰、金銀具の儀につきては、從來觸示の趣もこれあるところ、近來又々金銀具を猥りに用ゆること相聞へ、不埒の事なり、既に公儀幕府に於ても金銀具を用ゆる儀、格別省減し、武家一統に對しても、此度猶又減省の儀仰出さる、其餘の者ども猥りに金銀具を使用する儀、素より相成らず、神社佛閣の莊嚴、神器佛具の類、屏風、襖等に猥りに金箔類を用ゆること勿れ、在來の分にては、修理の節、他品に代へ得べきものは替ゆ可し、其外梨子地高蒔繪金糸の類も、格別奢美なるものは同前たるべく、自今據るなく、金銀の品を用ゆるものは、奉行所に伺出て、其指圖を請くべし、武家の誂品たりとも、武器の外は無益の翫具に金銀を用ゆること相成らずと、

○十二月二十六日、古町今の猿橋町増田某の子東太郎なるもの、當夏城中御勘定所に忍び入り、貯銀を盗取りし罪を以て、竹ヶ鼻に於て胴切りの刑に處せらる、

○是年、國産柿の相場、祇園坊百顆に付八匁、上々柿百顆に付五匁五分、上柿四匁五分、中柿三匁七分なりと云ふ、

國産柿の相場

竹ヶ鼻の處刑

京紅染木綿の
販賣禁止

○安政三年正月八日、町御奉行より五組大年寄に口演書を下して曰、當時大儉中につき、唐紅染木綿は販賣禁止のところ、近來、京紅染と唱へ殆んど同品の染色木綿を京地に註文いたせしやに相聞ゆ、たとひ「京紅染」と唱ふと雖も、勿論販賣相成らざるに依り、其旨同品商賣のものどもに洩れなく申聞かすべしと、

○正月十五日、西町御奉行菅平角御騎馬頭に轉じ、五月十八日御目付川崎鹿之助に西町御奉行を命せらる、

○正月二十四日、藩府より令して曰、「諸國寺院の梵鐘を大砲、小銃に改鑄すべき旨、先般公儀幕府より仰出されし處、猶又此度梵鐘差出すべき制限を仰出さる、然るに右御引上の儀は、追々御取計振りもこれあるべしと雖も、即今武備急務の時節柄、重き御趣意を以て仰出されし儀、彌、以御國備手厚く成し置かれたく、上の御道具の内をも、追々大砲に御改鑄仰付らる、御含み故、銘々所持の品は、是まで獻納の輩もこれありと雖も、尙此上要用の器具の外、有合せの銅、錫、真鍮、鐵の類、獻納致したき輩は、御家中并に末々とも心次第に差上ぐべきやう、夫々相觸らるべし」と○同日、藩府より、大砲鑄造の爲め、諸廳にて

藩府砲銃鑄造
用の銅錫鐵真
鍮の器具を徵
す

西町御奉行の
更迭

器具の内、銅、鐵、錫、真鍮の類、差向き不用の品、又は他品にて代用し得べき品は、夫々書付け差出すべき旨を達示せらる。

○二月三日、藩府、御槍奉行を御大筒頭と改稱し、座班は御使番御槍奉行と同じく、先輩次第となす、但し御槍奉行の内、三人は依然舊職名を稱す。

○二月二十七日、藩主齊肅江波に赴き、奥彌右衛門の大砲試験射撃を檢閲せらる。

○四月三日、心學家中村德水歿す、享年五十九、材木町妙法寺に葬る、德水の名は道貫、通稱は内藏助、幼名を兵藏と云ふ、德水は其號なり、市内新愛宕町字吉田町^{今の壘}、井原嘉平次の二男なり、文政二年二月中村德右衛門の養子となり、家を繼ぐ、壯年にして、矢口來應に就き、石門の心學を修め、善導教授となる、文政八年養父の勤功に依りて召出され、同十年三月江戸詰の命を受く、時に年二十八、江戸藩邸に在りて、公務の餘暇、心學講舎、或は老社友に就き、會輔の席に列し、切磋する所あり、同年九月二十四日、參前舎に於て、元祖石田梅巖の祭典に臨み、道話せしに、庵士淺井平右衛門の母喜尾尼大に感歎し、授くるに、中澤道二翁より遺託せられし自筆の一軸「一以貫之」を以てす、是より德水の

御槍奉行を御大筒頭と改む

藩主の大砲試験檢閲

心學家中村德水

名聲著はれ、參前舎の講筵俄に殷昌を極むると同時に、諸所に招聘せらるゝこと繁なり、斯くて三年にして歸國の藩命あり、文政十二年四月歸途に上り、京都の明倫舎に於て、諸國總教授の印鑑を受け、廣島に歸りて郡中代官所の小吏となる、公暇の時、歡心舎及敬信舎に至り、毎に講筵に上り、社友を導き、家に在りては、養父母に孝養を盡し、實父母在世の間は、代官所に登應の時、必ず往きて安否を伺ひ、養父母及實父母共に歿するの後は、毎月忌日必ず其墓に詣づ、弘化二年三月病を以て致仕し、嫡子藏太郎に家を譲り、療病の爲め同年四月攝州有馬に湯治し、幾許もなく病癒ゆ、乃ち江戸に赴き、遂に推されて參前舎の舎主となる、同年九月二日薙髮して德水と號す、是より參前舎再び隆盛となり、幕府麾下の士、諸侯の老臣出席聽講し、又諸侯の邸に招かるゝ事多し、遂に名聲四方に聞え、奥羽諸州よりも請待せられ、常に暇なく、門人諸國に多し、三年を経て歸國の途中、各地に招聘せられ、掩留して道を説き、漸くにして歸郷すれば、九州の諸侯より招かれ、數州を巡歴して長崎に至る、後ち又江戸より迎ひ來ること頻なれば、隨ひ往て道を講ずること數度、名聲諸國に遍し、安政二年の秋歸國し、病に罹り、遂に六町目村の自邸に於て歿す、德水の三

男宮本亥三二、父の志を繼ぎ、矢口來應を師とし、栗原如心の立會を得て、善導手引を受け、後ち如心の薫陶に依り、性理を研究し、三川町の住宅に在りて道を説き、明治三十四年頃歿す。

○四月五日、絹座役所を綿座役所内に移轉せらる。

○五月十七日、山口町岩室喜右衛門、同町岩室正三郎、京橋町繩屋八十吉等、異國船防禦の爲め御用銀を獻じ、藩主より喜右衛門に十二人扶持を、正三郎に六人扶持を給ひ、兩人とも役格に依て、年頭謁見聽許のものなるが故に、改めて仰付けられずと雖も、退職の後は年頭謁見を願出づべき旨を命じ、又八十吉に十二人扶持を給ひ、年頭謁見を聽るし、御銀方御用を仰付けらる。○六月三日、町大年寄佐々木次郎右衛門、坪井七郎右衛門、沼田三郎右衛門、藤井茂八郎等、異國船防禦の爲め、御用銀を獻じ、藩主より次郎右衛門に褒米一石、七郎右衛門に同九俵、三郎右衛門に同五斗、茂八郎に同十二俵を賜はる。

○五月二十三日、明星院八幡社の再建落成につき、上棟式并に武運長久氏子安全の祈禱を執行す、男女の參詣するもの甚多し、境内に於て小餅文錢撒きを行ふ、當時大儉中につき、各町の家毎に神燈として臺釣燈を出すことのみ

絹座役所の移轉
異國船防禦御用銀獻納者の賞賜

明星院八幡社再建上棟式

異國船打拂大森出張の節軍用器具の調査

西用意宿守

藩主の發駕

菊細工見せ物興行

綿改所頭取

原田屋源二の光岸橋再興

を許るし、其他の賑ひ事は一切用捨すべき旨を令す天保四年二月十日の項參照

○六月四日、藩府より、異國船打拂石州大森出張の外、他藩援助の爲め出張の節、軍用の器物として大平鍋三十、同釜三十、投火箸十五、半切十五、荷桶子五十、手桶子九十、大水桶十荷五箇を、市内の社寺又は酒屋より臨時徴發すべき準備として、町御奉行所に命じ、内密に調査せしめらる。

○八月十日、御客屋賄方差添西用意宿守堺町三丁目山澤屋久右衛門の職を免じ、馬頭元助に當分西用意宿守を兼ねしむ、翌年三月十五日に至り、再び久右衛門に西用意宿守を命じ、東用意宿守大島屋新兵衛と協力して勤務せしむ。

○九月十二日、藩主齋發駕して、江戸に赴く。

○十月中旬、古町今の猿橋町に於て菊細工見せ物興行あり、晝夜とも觀客頗る多かりしと云ふ。

○十二月二十七日、橋本町万代四郎右衛門に綿改所頭取本役を命せらる。

●安政四年二月二十一日、是より先き、嘉永三年市内尾道町年寄原田屋源二、鹽屋町年寄若狹屋與八郎等、協議して書を町御奉行に上つり、尾道町、鹽屋町

の境地より袋町の杉木小路に架設せる光岸橋と唱ふる板橋は、前年撤去の後ち中絶し、交通に不便なるが故に、自力を以て之を石橋に改め架設せんことを請ひ、未だ其許可を得ざるに、若狹屋與八郎病死す、是を以て安政三年五月源二は鹽屋町年寄光宗屋儀左衛門と共に再び請ふ、是に至りて町御奉行其願旨を許可し、同石橋を架設せしむ、安政六年三月二十二日同石橋落成し、諸人の通行を許可す、

米屋慎太郎に永代苗字御免(加藤)

○三月朔日、御銀方御扶持人座順銀札元次加藤忠左衛門、病に依り請ひて其職を免せられ、嫡子白神組五町目年寄米屋慎太郎に永代苗字(加藤)御免、座順銀札元次となし、年頭謁見を聽し、父の口俵を襲ぎ、町年寄のまゝ御銀方御用を勤めしむ、

藍座を新開方所管に移さる

○三月五日、綿改所頭取本役万代四郎右衛門、藍座元々兼役を命せらる、七月二十七日藍座を新開方の所管に移さる、

酒屋一同より大砲の献上

○三月二十一日、當時異國船打拂海岸防備の爲め、廣島城下の酒屋一同より國恩寸志として、大砲一挺五百目丸込を藩主に獻ず、翌年三月二十三日藩主より其篤志を賞し、銀七百八十目を賜はる、

原田屋源二の西堂假橋寄附

○四月十日、尾道町年寄白神六丁目住居原田屋源二、去夏西堂橋墜落の際、同町組頭長門屋茂兵衛、木屋六右衛門と協議し、國恩寸志の爲め、自力を以て假橋を架設し、諸人往來の便利を謀りしこと、奇特の至りにつき、藩主より褒詞を賜はる、

廣島入津鹽引受所 御國産藍玉受引所

○四月十三日、中島本町秋田儀右衛門に廣島入津鹽引受所を命ず、
○四月二十三日、藍座役所に於て、中町道具屋喜兵衛、白神組一町目湊屋百二、研屋町小倉屋吉三郎、橋本町横田屋四郎右衛門、稻荷町東組坪屋惣八、尾道町木屋豊助、天神町志和久屋惣右衛門に御國産藍玉受引處を命せらる、

東町御奉行の更迭

○閏五月朔日、東町御奉行蒲生織之助後ち御年寄となり、御書と改名す、御騎馬頭勤向御騎馬頭之通り同格に轉じ、御勘定奉行今村文之助に大御目付格、東町御奉行を命せらる、

國産榿絮賣捌方御用の増加

○閏五月五日、從來藩府御山方に於て、國産榿絮の賣捌方を安藝郡莊山田村熊崎屋新左衛門に命じ置かれしところ、價格の高きが爲め賣捌き難く、毎に困難せるにつき、今回製造元方に於て切磋取締り、品質を優良にし、價格も低廉となりしに依り、漸次販路を擴張する爲め、將來賣捌方一人にては不足なるを以て、更に其人員を増加し、廣島にては胡屋才助に、又賀茂郡阿賀村にては川本屋榮助に、同品賣捌方御用を命せらる、

藩府大砲の鑄造

○六月二十三日、海岸防備の爲め、藩府新たに西洋流十二斤短迦炳二挺、同六斤短迦炳四挺、同三斤山迦炳一挺、外記流一貫目玉筒一挺、同三百目玉筒十三挺、自由齋流五百目玉筒一挺、同三百目玉筒二挺を鑄造し、又御家老淺野豊後は西洋流六斤短迦炳一挺を、御家老上田主水は西洋流六斤輕迦農砲を新鑄すべき旨を江戸幕府に届出らる。

長崎町人藩御用聞嶋谷武兵衛

○七月四日、藩御用聞長崎町人江崎仲左衛門願に依り其職を免せられ、同町町人嶋谷武兵衛に藩御用聞を命せらる。

武藝稽古の奨励

○七月十二日、異國船打拂海岸防禦の爲め、藩府より侍士以下に武藝の練習を奨励して曰、文武の道相勵むべきは、從來數、仰出されし通り、兩道相勵むべきは勿論のことなれども、近年異國船度々渡來し、海岸防禦筋專要の儀は、幕府より仰出されし趣もこれあり、彌、武藝稽古厚く相勵むべきやう仰出さる、御家中連年の御減石中なるも、一統其覺悟をなし、別して出精の輩もこれある趣なれども、當今武備肝要の時節につき、尙一層武藝稽古の儀相心懸け、若年の輩は猶更、都て甲斐々々敷武藝に勵精し、彌、以て油斷なく出精いたすべしと。

大地震

○八月二十五日、朝、大地震あり、其強度嘉永七年のものに劣らずと雖も、震動の時間短かりしと云ふ、市内家屋の破壊、人畜の死傷等少なからざるも、被害の程度詳ならず、是より以後翌月四日に至るまで、毎日微震あり、九月十日再び強震あり。

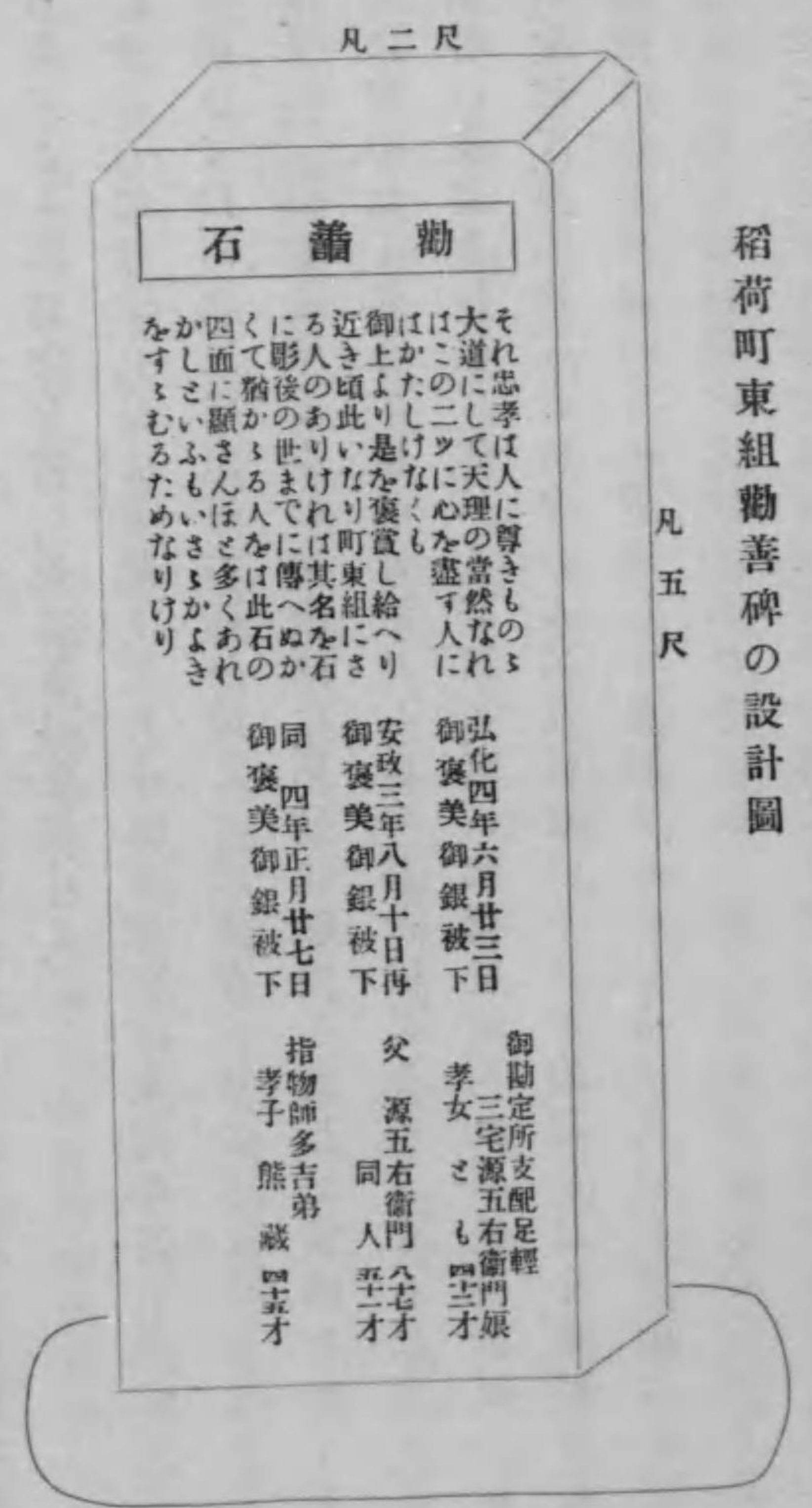
鐵製棒火矢筒の献上

○十一月十二日、能良屋孫三郎より國恩寸志の爲め、鐵製棒火矢筒を獻す、是日藩主より其篤志を賞し、銀二百目を賜はる。

稻荷社内の勸善碑建設

○十一月二十六日、是より先き、五月十五日、稻荷町東組年寄正月屋彦三郎より請ひて曰、町内三宅源五右衛門娘ともは、至孝拔群の者にて、兩度恩賞を蒙り、又百足屋万助借屋住指物職多吉の弟熊藏は、兄嫂に敬愛を盡して賞賜を受く、兩人ともに斯の如く名譽の恩典に浴せしは、町民一同の榮譽とするに足る、就ては渠等の美名を後世に傳へんが爲め、町内稻荷社境内に、別紙設計圖の如き石碑を建て、孝悌節義奇特者の人名及褒賞の年月を鐫刻し、且今後町内并に其附近に忠孝節義のもの輩出して賞賜せられし時は、其碑の四面に刻記して之を顯彰し、聊勸善の主旨に添ひ奉りたし、冀くは同碑建設の許可あらんことをと、是日町御奉行より同町民の篤志を賞して、其建碑を許可す。

稻荷町東組勸善碑の設計圖



町御奉行所名
稱の改唱

霧島追善大相
撰の興行

●安政五年二月晦日、從來東西兩町御奉行所を、民間にては「兩御玄關」と唱へ
來りしが、自今改めて「兩御役所」と稱せしめ、東御玄關を「東御役所」、西御玄關を
「西御役所」と改唱せしむ。

○三月五日、廣島城下の力士石上大五郎、其父霧島甚八の追善相撲を、晴天五

藩主の致仕
藩主の襲封

日の間、沼田郡新村今の安佐郡三條町大字新庄に於て興行せんことを請ふ、是日これを許
可し、當時大儉中につき、諸町よりの進物を飭り、旗幟を立つるを禁じ、又大鼓
は町中打廻しのみにて、家々の前に止り敲くことなからしむ。

○四月十二日、藩主齊肅病を以て致仕し、同十八日備後守と改稱せらる。

●安政五年四月十二日、藩世子上總介慶熾幼名定吉、定之丞、善次郎、大光院繼立襲封す、時に年
二十三、同十八日安藝守と改稱せらる。○五月、藩府より諸士に總登城を命じ、
今般藩主熾襲封につき、從來仰付け置かれたる法度の趣彌、厚く相守り、諸事
作法宜しく相勤め、文武の道を怠らず相勵むべき旨を令し、又御勝手向從來
不如意につきては、既に當年より五箇年間御省略仰出され、當時は勿論御大
儉年限中のところ、此度御代替りつき、萬端相弛む義は素よりこれなく、其儘
これまでの通り大儉遊ばさるべき旨を仰出され、段々御物入も差續き、御勝
手向別して御難澁の上は、取締筋の儀彌、厚く申談すべきやう仰出されたる
ことを令す。○六月十九日、御家老淺野右近、江戸より歸り、侍士以下を城中に
召集し、藩主の台慮を傳へて曰、藩主襲封後直ちに歸國あらせらるべき筈の
ところ、當年賜暇の順年にあらせられず、暫く滯府につき、一統從來の法度の

趣き厚く相守り、諸事作法宜しく相勤め、文武の道を怠らず相勵むべしと○
七月二十三日、當時格別御大檢中につき、廣島町大年寄のうち一名江戸に赴
き、藩主に謁見して襲封の賀詞を述ぶるの嘉例を廢し、是日寶曆の故例に依
り、廣島に於て町大年寄一名人名缺ぐ廣島町中總代として登城し、賀錢鳥目五百
匹を獻じて、賀詞を述ぶ。

阿蘭陀人の通

○六月二十七日、阿蘭陀人一名は領事官にして、三十餘歳、江戸より長崎への歸路、駕籠に乗りて當城下を通行す、町御奉行は豫め沿道小巷の町門を悉く閉鎖せしめ、市民の見物に出づることを厳しく制止せしむ。

心學家矢口來

○六月二十七日、心學家矢口來應通稱八郎平歿す、享年七十七、六町目村今の大手町七丁目長久寺に葬る、詳傳は第七章第三節風俗の改良條、中心學講演の項第三四頁に述ぶ。

藩内外にて罾打網を禁ず

○八月十二日、藩府より侍士以下に令して曰、近年沖合の罾内外さよ、せはに鱈繩を生へ、并に罾内にて打網を爲す者これあり、就ては罾待口に魚乗り宜しからず、漁業者渡世の妨にも相成り、難澁致せる趣相聞ゆ、自今右等の所業は決して相成らず、若心得違の輩これあるに於ては、急度咎め申付くべき旨、御家中家來々々多門住居の者までも、屹度申付け置かるべしと。

第二次の虎列刺病流行

○八月十九日、此頃諸國に虎列刺病流行し、其勢猖獗にして、市民の病死するもの日々に多し、藩主變より諸民安全の爲め、城内三之御九稻荷社に於て、三日間除疫の祈禱を命じ、銀三十枚を獻備し、且近臣を遣はして代拜せしめらる、祈禱畢りて後、一町一村毎に靈符一枚を賜はる、九月朔日嚴島神社に於て同祈禱を命せられ、亦靈符を賜はる、是時市民は市内の諸神社に於て同祈禱を行ひ、毎戸臺釣燈を出し、笹竹を立て、太鼓を叩き、獅子舞を演じ、病魔を逐ひ拂はんとするもの多し、同月十二日藩府は江戸幕府より發せる豫防法を示し、都て身體を冷やすことなく、腹には木綿を巻き、飲酒暴食を慎み、不消化物を食すること勿らしめ、若し病に感染せりと思はゞ、直ちに芳香散、芥子泥を用ゆべしとて、其調劑及用法を説明せり、文政五年第一次の流行を距ること三十六年なり。

女流心學家万代貞子

○九月十三日、女流心學家万代貞子病歿す、貞子は安藝國高田郡甲立村三上六三郎の長女にして、天保九年二月廣島橋本町万代又右衛門に嫁す、矢口仲子の善導手引を受け、心學を研究し、夫妻共に修身齊家に力を致し、教導資格を得たり、又右衛門は敬信舎の都講と爲り、講舎を管理し、京都明倫舎より諸

國總教授の印鑑を受く、貞子は不幸にして夫に先だち病歿す、時に年三十八、下柳町廣教寺に葬る、

心學家藤田幸左衛門

○十月九日、心學家藤田幸左衛門歿す、空鞆町眞光寺に葬る、幸左衛門、名は則勝、幼名は平吉、中ごろ利兵衛と稱し、後ち幸左衛門と改む、寛政八年平田屋町に生る、資性温厚謙讓、寡言にして善く理解す、初め米商を家業とせしが失敗し、後ち江戸に赴き、幕府の醫師土生玄碩の家に寄食し、醫業に志ざせしも、中途にして之をやめ、藩主淺野家の分家淺野廣人に忠勤して長臣となる、弘化元年の頃より石門の心學に志し、矢口來應の門に入り、終に善導教授に進む、來應深く幸左衛門の人となりを受し、嘗て賞讃して曰、幸左衛門は道に志ざずとも、醇良なる質なれば、善人と謂て可なり、況んや性理を悟りて道を樂むに於てをやと、是より先き、幸左衛門其住宅を鐵砲町に購ひ、居室の廣きを以て、心學講筵に使用し、土手町なる敬信舎を此處に移轉せしめ、月次講話并に會輔の定日ありて盛んに行はれたり、是に至りて病歿す、享年六十二、其子敬祐、父の志を繼ぎて心學に志し、矢口來應、栗原如心に就きて、性理の蘊奥を究め、老年に及ぶまで其志を變せず、力を斯道に盡せりと云ふ、

藩主の逝去

○十一月二日、藩主慶熾、江戸の藩邸に於て逝去せらる、同十一日、柩輿江戸を發し、同十八日、尾長村瑞川寺に着す、十二月二十一日、柩輿瑞川寺より國泰寺に入りて葬儀を行はれ、同寺境内に葬らる、

第九章 幕末時代

自安政五年十一月
至慶應三年十二月

藩主長訓

藩主長訓 前々藩主齊肅の叔父淺野右京長懋白香公子の子にして、幼名千之進、後ち爲五郎と改稱せらる。文化九年七月二十九日を以て廣島城中竹之丸御屋敷に生る。生母は久松能桂の女なり。文政元年十一月二十八日支家近江守長容の養子と爲る。同七年六月十七日長容の遺蹟を襲ぎ、同九年十二月二十八日初めて將軍家齊に謁す。同十年十二月十六日從五位下に叙し、美作守と稱す。天保十年二月四日近江守と改稱せらる。安政五年九月十日前藩主慶熾逝去の後、十一月四日日本藩を襲ぎ、十二月二十六日安藝守と改稱せらる。同六年正月十五日登營して、襲封の恩命を謝し、二月七日從四位下に叙し、侍從に任せられ、將軍家茂より偏諱を賜はりて、茂長と改む。萬延元年十二月十六日左近衛權少將に昇任せらる。文久二年閏八月十七日朝廷より近衛關白を経て内勅を賜はる。勅旨に曰、「北米合衆國軍艦渡來以後、皇國の人心不和を生じ、不易形勢に至り、幕府に勅使を差遣せられ、薩州長州専ら周旋、叡威あらせらるゝ。雖も、藝州に於ても、薩長と同様、國家の爲め丹誠を抽んで周旋致すべし」

と、同年十月十五日勅使三條中納言實美、姊小路少將公知東下し、攘夷の詔勅を將軍家茂に賜ひし時、朝廷より特に長訓に「攘夷の儀、累年觀念に絶えさせられず、依て報國盡忠、相勵むべき」旨の内勅を賜はる。十一月七日江戸參觀の途中、伏見に着す。朝命に依り、八日入京す。時に朝廷より、攘夷につきては非常警備を幕府に勅命あるに依り、暫時滯京すべき旨を命せられ、十一日參内、龍顏を拜し、天盃を賜はる。同月十三日、攘夷のこと幕府に勅命ありしに依り、速に江戸に赴き、周旋盡力し、又京師守衛の爲め、家臣を留め置くべき旨を傳奏より達せらる。同三年二月上京し、三月十七日外夷防禦の爲め歸國す。同月二十一日禁闕守衛の爲め選士を出す可き旨を命せられ、藩士四十二人を上京せしむ。同年十月二十一日江戸内海一之臺場の警備を解かる。七月朝廷より幕府に長防追討の天命下りし時、速に廣島に歸り、軍旅を整へ、總督尾張前大納言慶勝の指揮を待つべき旨を命せらる。同月二十三日京都寺町通筋違邊の警固を命せらる。同日鞏下目今の形勢に就き警衛として家臣を上京せしめ、又時機に依り、親ら急速上京を爲すと雖も、先づ重臣今中大衛を上京せしめて、天機を奉伺せしむ。八月十三日長防追討陸路藝州口先鋒を命せらる。十

二月晦日毛利大膳父子伏罪、兩國鎮靜せるにつき、解兵を命せらる。慶應元年十一月七日長防再征の爲め、將軍家茂大阪城に在り、大膳父子伏罪の疑惑の廉々糾問として、幕府大小監察下廣し、糾問の状況に依りては、追討の總軍を進めらるゝに依り、尙ほ藝州口一之先先鋒の心得を以て、十二月十日を期限とし、兵を出して領境を守り、臨機の處置を爲す可きことを命せらる。同二年六月五日長防二州の間、賊脫兵等の潜入を防ぐ爲め、特に領國の境地、間道、海岸、諸島の警衛を命せらる。同月八日外夷國土を窺ひ、皇國危機の際、敢て内亂を惹起するの不可なるを論じ、閣老に再三建策する所ありしも、皆納れられざるを以て、長防追討、藝州口先鋒を辭し、専ら領境、間道、諸島の警備を嚴にす。同月十四日開戦以來、幕軍毎ねに利あらず、八月二十日將軍家茂大阪城に於て薨す。是に於て朝廷より暫時兵事を見合はすべき旨を總督紀伊中納言茂承に命せられしに依り、精々盡力して、朝命を毛利興丸に傳達すべき旨を命せらる。尋で十二月二十五日孝明天皇崩御あり、三年正月二十三日朝廷より國喪につき解兵を命せられ、朝命を毛利興丸及慶親父子に傳達すべき旨を命せらる。明治元年正月十一日備中國河邊川以西、備後福山を始め、舊幕領

たりし地方を征討すべき旨を命せられ、錦旗二流を賜はる。即ち藩兵を派遣して之を鎮定す。同月松平姓を稱するを廢し、本姓の淺野に復し、又諱を舊名長訓に復す。十月東京馬場先門の警衛を命せらる。十二月西京警衛として藩兵を派遣す。同二年正月二十四日病に依り請ひて致仕す。同四年二月二十日東京府に貫屬を命せられ、廣島より東京に移り、翌年七月二十六日東京穩田青山邸に於て逝去せらる。年六十四。芝青松寺に葬らる。明治三十五年七月二十五日朝廷より特旨を以て正三位に追陞せらる。

内室峻姫

内室峻姫 支家松平近江守長容の第四女なり。文化八年十二月二十七日誕生。天保三年二月二十七日結婚。弘化三年五月十八日逝去せられ、清鏡院殿圓心智照大姉と謚し、江戸芝青松寺に葬らる。

藩主長勳

藩主長勳 前藩主長訓の弟淺野式部懋昭の長男にして、幼名喜代槌。後ち爲五郎と改稱せらる。天保十三年七月二十三日を以て廣島城中に生る。生母は澤讃岐の嗣子左仲義質の女なり。安政三年二月廿六日支家近江守長訓の養子と爲り、名を長興と稱せらる。同五年十一月四日長訓出で、宗家を襲ぎし時、立ちて支家を繼ぐ。十二月十六日從五位下に叙し、石見守と稱し、同月二

十六日近江守と改稱せらる。文久二年十二月二十五日宗藩の世子と爲り、翌二十一日紀伊守と改稱せらる。同三年二月十一日從四位下に叙し、侍從に任せられ、將軍家茂より偏諱及刀を賜ひて茂勳と改む。三月六日内勅に依り江戸を發して西上し、七日小田原に着す。關老井上河内守これを知り、江戸藩邸に歸府の命を傳ふ。藩吏追躡して小田原に至り、幕命を傳ふ。長勳乃ち從臣を集めて衆議に問ふ。衆議して曰、縦令幕命たりと雖も、勅命の重きを奈何にせむと、議を西上するに決し、即夜小田原を發して西上す。途中尾張國尾越驛に於て勅命を拜し、四月七日入京參内し、孝明天皇に拜謁して天盃を賜はる。同月十一日山城國石清水社行幸の行奉及警衛の命を蒙る。同年同月より六月まで、藩主長訓に代りて京師守衛を命せらる。六月十七日參内して龍顔を拜し、天盃、晒布五反、末廣三本を賜はり、且つ頃日外艦馬關襲撃のこと、叡聞に達し、隣國の事なるを以て、速に歸國し、援兵を出すべき旨を命せらる。九月十七日天機奉伺の爲め上京し、十月十一日參内して龍顔を拜し、天盃を賜はり、且歸國を許さる。十二月晦日將軍家茂上洛につき、父子の内一名、上京すべき旨を命せらる。時に父長訓病あるを以て、代りて上京し、翌年二月二十八日參内

して龍顔を拜し、天盃を賜はる。元治元年四月十八日左近衛權少將に任せらる。慶應三年六月廿七日朝廷より召に依りて上京し、叡感斜めならず、國事多端の折柄と雖も、暫時京師に滞在盡力し、宸襟を安んじ奉るべきの命あり、酒樽、鯉魚を賜はる。九月十七日京師を發し、歸國の途次、備前國西大寺飽浦に於て、松平備前守と會し、共に國事を談じ、同廿一日歸國せらる。同年十一月廿四日復た召に應じて再び上京し、十二月九日王政復古の大改革に際し、嘉彰親王、晃親王、中山忠能、徳川慶勝、島津茂久等九人と共に議定に任せらる。明治元年正月三日伏見鳥羽の戦あり、翌四日征討總督仁和寺宮より參謀を命せらる。同月十二日參内して龍顔を拜す。時に「積年勤王の志を抱き、勳勞少からず、召に應じて京に登り、朝議の旨を速に奉行し、彼是周旋遂に皇道をして前古に復せしめ、殊に去三日逆賊突然北上の砌、伏見に於て防禦し、其後ち連戦所々追撃し、軍威の盛んなること實に前古に愧ぢざるなり、而して朝敵浪華城遁去の趣、宸聽に達し、叡感斜めならず、彌以て兵勢を勵まし、其巢穴を屠り、皇軍の稜威を内外に輝すべし」との勅諭を賜ひ、即今の恩賞として、眞之御太刀を賜はる。同月十三日太政官代を九條道孝の邸に置き、太政官中に神祇内國

外國海陸軍會計刑法制度の七科を設け、各科に總督を置かる。是より先き議定職を免せられんことを請ふ。依りて同月十七日議定職を免じて、更に中御門中納言岩倉前中將西四辻大夫と共に會計事務總督に任せらる。再び辭職を請ふ。是月二十四日優旨辭職を許されず、金壹萬五千兩を賜はる。翌日事務多端につき、特に自今着襪を免せらる。同月松平姓を稱するを廢し、本姓の淺野に復し、名を長勳と改む。二月三日朝廷又政體を更定し、三職七科を改めて三職八局とし、各局に督一人、輔若くは權輔、及び判事若干名を置かる。同月二十日議定會計事務局輔に任せらる。四月十五日奥羽鎮撫使に應援として京都に滞在せる藩兵三百を出すべき命を蒙り、同月十八日藩兵三百、急速京都を發し、下阪して海路赴援す可き旨を命せらる。五月二十日請ひて議定會計事務局輔を免せらる。六月十八日關東應援として精兵三百人を出すべき事を命せらる。二年正月二十四日召に依り參内し、襲封の命ありて、宗藩を襲ぐ。二月四日參與に任せらる。同月十九日版籍を奉還せんことを建言す。六月四日許可あり。二月二十五日安藝守と改稱す。三月六日參與を免じ、議定に任せらる。同日從二位に叙し、權中納言に任せらる。五月十七日朝廷制度改新あり。

議定を免せられ、麝香間祇候を仰付けらる。六月二日、丁卯以來、大政復古の成業を贊し、戊辰の春、伏見一戰、續て大兵を東北に出し、各所戰争に勉勵盡力し、藩屏の任を遂げ、叡感淺からず、其賞典として永世高壹萬五千石を賜はる。同月十七日廣島藩知事に任せらる。七月二十二日在職中の精勵を賞し、御直垂一領、馬一疋、鞍鎧を賜はる。八月二十八日、北海道釧路國網走郡及北見國常呂郡の二郡を當藩にて支配し、開拓の命あり、依て藩吏を派遣して、實地視察せしむ。然るに北海祁寒、草莽荒蕪の地にして、用度先々より許多の藩債これあり、更に開墾の目的なきに依り、三年閏十月請ひて之を返上す。二年九月二十六日王政復古の功に依り、正二位に昇叙せらる。同月晦日豐安艦、己巳の歲、流賊追討の際、奥羽及蝦夷の海上に至り、終始運輸勉勵の功勞を賞せられ、三箇年間高九百石を賜ひ、船長以下に賞賜すべきの命あり。同日先きに戊辰の歲、東北賊徒追討の際、萬年艦、運輸勉勵中、竟に沈没に至る。依て金千圓を賜はる。十一月晦日藩兵一大隊を警衛として上京せしむべき命あり。十二月二十三日支家淺野從五位長厚を宗家に合併す。三年十二月十七日藩制一定の朝旨を奉じ、官員職務を改定す。四年二月十日東京警衛として藩兵一大隊上京の

命を蒙る、同月二十日東京府に貫屬を命せらる、七月十四日廢藩置縣あり、翌十五日廣島藩知事を免せらる、十三年十二月二十七日元老院議官に任せられ、十四年七月十六日勳二等に叙し、旭日重光章を授けらる、同十五年三月二十日特命全權公使に任じ、伊太利國に駐劄を命せらる、同年五月十五日廣島縣士族授産金補助を爲し、其賞として金杯壹組を賜はる、十七年五月十六日伊太利國より歸朝を命せらる、六月二日伊太利國皇帝より一等勳章王冠大綬章を贈與せらる、七月七日侯爵を授けらる、十一月七日宮内省出仕に補し、華族局長官に兼任せらる、十八年七月七日願に依り宮内省出仕并に兼官を免せられ、同月八日麝香間祇候を仰付らる、十九年三月十二日舊廣島藩士族授産資金補助を爲し、其賞として金杯壹組を賜はる、二十二年十二月二十七日勳一等に叙し、瑞寶章を授けらる、二十三年十月二十一日旭日大綬章を授けらる、二十九年一月二十八日特旨を以て従一位に叙せらる、大正三年七月十日宮中より丹頂鶴壹番を下賜せられ、同十年四月二十三日特旨を以て宮中杖を許され、鳩杖を賜はる、

内室綱姫

土佐藩主従四位下侍従山内土佐守豐熙の第三女にして、正二

位山内容堂信の叔母に當れり、弘化四年六月十一日誕生、明治三年二月二十六日入興、同四年九月二十九日東京に發船移居し、大正八年八月二十一日東京に於て逝去せらる、安佐郡三篠町新庄山に葬らる、

第一節 第一回の征長役 (一)

長州征伐の遠因を記するは煩なるを以て姑く之を措き、其近因と見るべきものは元治元年七月十八日禁闕發砲の事件なりとす、是より先き文久三年四月十一日孝明天皇男山八幡宮に行幸あり、祠前に於て攘夷の節刀を大將軍家茂に賜はらんとす、時に大將軍家茂は病を以て扈從せず、一橋中納言慶喜に代理を命せらる、而して慶喜も亦た急病と稱して拜受を辭す、是に於て浪士等は幕府を嘲罵して怯懦と爲し、到底幕府の恃むに足らざるを揚言し、天皇親征の内議は益熾にして、建言上表するもの頗る多し、大將軍家茂は已むを得ず、遂に參内して攘夷の勅命を奉戴し、攘夷の期限を五月十日と定めらる、然るに長州藩は幕府當局者の逡巡して攘夷を斷行せざるを憤慨し、朝

延に建議して、大和に行幸し、畝傍山陵に謁して親征の議を決し給はんことを請ふ、朝議これに傾く、京都守護職會津藩主松平肥後守容保は専ら天皇親征の不可なるを説き、諸藩も亦これに和するもの多し、就中薩藩は是時長藩と相軋轢せしを以て、特に揚言して曰、長州藩は浪士を煽動して禁闕を紛擾せり、幕府は宜しく其罪を糺明すべしと、然るに公卿中にも亦た親征の危きを憂ふるもの多かりしを以て、朝議茲に一變し、長州藩の守衛を罷め、其藩士を京師より退去せしめ、藝、會、薩等の諸藩に命じて九門を分守せしめ、戎裝して之に備ふ、人心恟々たり、三條中納言實美は馳せて鷹司關白の第に至る、中川宮朝彦親王その毛利氏に黨して、禁闕を亂さんとしたるを責めて、屏居を命じ、毛利元純長州藩末支藩主をして、謹慎して命を待たしむ、元純情を陳し實を訴ふ、皆聽かれず、是に於て元純は三條實美以下七卿を奉じて長門に走る、時に文久三年八月なり、朝廷より七卿の官爵を削り、長州兵の入京を禁せらる、文久四年は元治と改元あり、その元年六月二十三日長州藩の家老福原越後元關東に赴くと稱し、兵三百餘を將ゐて長州を發し、京都に到り、嵯峨山崎に屯し、上書して藩主親父子の衷情を陳べ、七卿の復職を請ひ、且つ藩士入京の禁を

元治元年

解かれんことを乞ふ、一橋中納言は即ち使者を遣はして、果して「哀訴の意あらば、越後一人留りて命を待ち、他は三日を期して悉く歸國すべし」と諭す、越後其期を緩うせんことを請へども、許されず、遇、同藩の家老國司信濃相益田右衛門介施等、各兵を率ゐて來り會せしかば、京師の人心穩かならず、七月十七日に至り、薩州藩會津藩等は長州藩士が名を歎訴に假りて兵を擁し、悍然として命を奉せざるは、上を犯すものにして、其罪斷じて許し難しと建議す、長州藩士は之を聞きて憤悲し、以て畿誣に出でたりと爲し、一舉して君側を清めんと唱へ、福原越後、國司信濃等、兵を率ゐて進み、宮門に逼る、會津、桑名、薩摩、越前、彦根藩の衛兵出で、之と戦ひ、中立賣門、蛤門及鷹司邸に於て、激戰數刻、長州兵敗れて走り、海路より長州に逃れ歸れり、之を甲子禁闕發砲の亂と云ふ、

長州追討の勅命下る

長州藩士が兵を率ゐて禁闕に逼り、輦下を騷擾せしめたるは、其罪跡既に朝敵の汚名を免れ難き所なるに、剩へ松平大膳大夫父子の軍令状も、福原越後等が作戰計畫の書類も、共に官軍の手に入りたれば、今は長州藩の罪跡蔽ふべからずとて、七月二十一日より三日に涉りて宮中會議を開かれ、二十三日

大膳父子の官位

二條關白敬齊以下は御前に於て防長追討の議を決せられたり、二十四日勅命を一橋慶喜に賜ひて云く、松平大膳大夫、豫て入京を禁止せしに、陪臣を以て強訴し、更に悔悟の意なく、容易ならざる意趣を含み、既に兵端を開き、禁闕に對して發砲せること、其罪輕からず、加之父子黒印の軍令狀を國司信濃に授けしこと、全く謀叛顯然たり、旁、防長に押寄せて速に追討あるべしと、是に於て慶喜は、即日朝命を傳へて、大阪兵庫西宮の警備を爲さしめ、若し長州兵入京せんと爲さば、速に誅伐すべしと命じ、藝州藩其他二十藩に出師の準備を命じて、後命を待たしめ、幕府は松平大膳大夫慶親、長門守定廣父子の官爵を削り、幕府より賜へる松平の稱號及名の一字を奪ひ是より慶親は毛利大膳親と、いひ、定廣は長門廣封といふ。三末家なる毛利淡路守元蕃、周防國、徳山主藩同左京亮元周、長門國、長府藩主同讃岐守元純、長門國、清末藩主及び吉川監物經幹、周防國、岩國藩主と共に謹慎を命じ、後ち其官位をも奪ひ、且つ江戸の邸宅をも破壊せり、是時朝廷にては、勅を下して有栖川熾仁親王以下七十餘人を幽せらる、長人を庇保せりとの幕府の嫌疑を受けたるに因りてなり、八月三日紀伊中納言承茂を征長總督に、松平越前守昭茂を副將に任命せられ、七日中納言の總督を罷め、尾張前大納言慶勝を以て之に代へらる、前大納言固辭して

征長軍の攻口部署

英佛米蘭四國聯合艦隊の下關砲撃
元治元年

命を拜せず、十三日に至り、幕府は征長諸藩の攻口を部署し、五方面より其國境に進軍せしむ、藝藩支家、松平、近江、守を附屬すには、松山備中、松代、濃勝山美濃、庭瀬、備中、山崎、磨岡、山前、龍野、磨の諸藩と共に、藝州口より岩國を経て山口に向はしめ松代藩は後守備を命ぜらる、其他の諸侯には、石州口、徳山口海路、下關口、萩口海路より向はしむ、而して幕府より五道の軍には、各軍目付を派し、在京の老中稻葉美濃守正邦を總督と共に長州に出張せしむる事と爲せり、
英佛米蘭の四國聯合艦隊は、嚮きに長州藩が自國の艦船を砲撃したるの罪を問ひ、八月四日下關に迫れり、長州藩は豫て戰の不利なるを知り、成るべく之を避けんとし、三日艦隊の姫島に來れるを聞き、媾和を圖らんとせしも、期を失し、五日外艦より砲發せり、聯合艦隊は十八隻より成り、長州藩の堅壘と特める前田壇ノ浦洲崎の諸砲臺を頻りに砲撃す、長兵奮戰して之を防ぎ、外艦にも多少の死傷者ありたれども、兵器の優劣は比すべくもあらざれば、前田洲崎の砲臺は先づ破れ、長兵は砲臺を棄て、退き、勝敗を陸戰に決せんとし、外艦よりは陸戰隊を上陸せしめて、砲臺を占領す、長藩諸隊の兵は、逆襲して互に勝敗ありしが、後援の續かざるを以て、退いて嶮に據る、外兵敢て輕進

せず、諸砲臺の砲門を碎き、其一部を艦内に收奪し、砲火を發して下關の市街を威嚇す、此戰三日に涉り、長藩は遂に敵すべからざるを見て、和を議し、八日より十四日に至り、藩主の親書を出して之を謝し、五箇條の條約を結びて和議成れり、

元治元年
藝藩主より幕府に上書

八月十二日藝藩主松平安藝守訓長は幕府に上書して曰く、長防追討の命ありし折柄、夷艦長州に侵襲し、二國忽ち嚙類なきに至らば、皇國の制度も立ち難く、萬國へ對せられても國威如何あるべき、大義を以て夷人を曉諭し、一應退帆仕らせ、其上にて長防の御處置あるべしと、其全文を舉ぐれば、次の如し、
此度松平大膳大夫領内へ、夷艦侵襲及戰鬪候處、應援之儀は御差圖之趣も有之候付、差出不申、私領内相固め罷在候得共、追々夷人猖獗、兵威暴熾、難支持趣に相聞へ申候、尤同方乍隣領、即今通路相梗り、實說的據可仕儀は無之候得共、右之勢に而は、長防二國は暫爾に嚙類無之様可相成も、難計儀に御座候、然るに今般同國追討之 公命も御布告に相成候折柄に候處、前文之次第に押移り候而は、第一 皇國之御制度難立、外萬國へ被爲對御國威之儀も如何可有御座哉、夫等於 公邊定而御商議は被爲在候御事柄とは奉

存候得共、大義を以て夷人へ篤と御曉諭被爲在、一應退帆仕らせ、其上に而長防之御所置可有御座哉と奉、存候、何分隣領不容易儀に付、彼是焦思苦心罷在候間、心付之儘、不願尊臆、上言仕候、謹言、

八月十二日

松平 安藝守

阿波國蜂須賀候の上書

阿波國德島侯蜂須賀阿波守齊裕も上書して、夷賊既に長州と戦ひ、勝に乗じて攝海へ襲來せんも知るべからず、淡路國由良、岩屋の兩海門は皇國樞要の箇所なれば、國力を盡して防禦せざるべからず、然るに長州追討に出兵して、事兩端と成らば、人心一致せず、外夷を防ぐこと覺束なければ、兩海門の守備專一に仰付けられたしとて、征長の出兵を辭したり、然れども幕府これを許さず、淡州海門の守禦は嫡子淡路守訓茂に任せ、阿波守には速に出兵せしむ、因幡國鳥取侯池田慶徳は、防長は皇國の防長、其人民は皇國の人民なれば、外夷に侵伐せらるゝは皇國の耻辱なり、然るに防長征伐仰出され、近隣諸藩嫌疑を憚りて、夷賊の侵掠を傍觀せば、限りなき皇國の耻辱たらん、加ふるに内地討伐の師逼りて、外夷と夾攻の姿とならば、亦國威にも關すべし、因りて夷艦退去の後ちに、長州父子の罪を正されて然るべし」といひ、備前國岡山侯池田

因州鳥取侯の上書

備前國岡山侯の上書

肥前國佐賀侯の上書

茂政も「外患の際内地に争亂を生ずるは、神州の爲に痛哭に堪へず、諸侯を輩下に召され、衆議を聞召されて、然る後ち御處置ありたし」といひ、石州津和野、作州津山の諸藩も亦建白する所あり、要するに皆内外腹背に敵を受くる長州に同情し、追討を喜ばざるなり、然れども幕府の有司は之を省みざりき、獨り一橋慶喜のみは、三百年來初めての兵革にて、諸藩の糾合容易ならざるを憂ひ、且世態の變化をも懸念し、重ねて識者の意見を求む、此際肥前國佐賀藩主鍋島閑叟は十月十三日天機奉伺の爲とて上京し、翌日二條關白に候し、十七日參内し、即日歸國の暇を賜はる、勅して今後皇國の爲めに盡力せしめ、且意見を上らしめ給ふ、閑叟は京を發するに臨み、上書して、「公武合體にて、政令分明ならば、自然に國體も立ち、海内平穩にして、公武榮久の基本たるべし、七月九日長州の暴動は、恐懼の次第にて、征伐も仰付けられし程の儀なれども、願はくは一應の御諮問あらせられて、然るべからん」との意を述べたり。

征長總督の入京

元治元年

松平越前守は、副將の任命を以て武門の面目なりとし、總督に辭意ありとも、天下の大事に副將までも因循せば、士氣に係るべければ、上京して總督の決定を幕府に促さんと欲し、九月六日兵を率ゐて京師に入る、此時に當り、尾張

總督副將の參内

大阪城中の軍議

前大納言は尙征長總督を辭退せられしが、松平肥後守・松平越中守さては薩摩・肥後・越前諸藩の勸告もあり、九月二十一日京師に入り、遂に總督に就任せらる、閑老稻葉美濃守は、上使として台命を傳へて、御召の陣羽織及采配を賜ひ、軍中臨機の專斷を許せり、二十六日重ねて、「追討の儀は萬事委任したれば、將軍進發なくとも、聊斟酌なく、急速誅滅の功を奏すべし」との台命を傳へり、是に於て十月十二日總督副將共に參内陸辭す、天皇謁見を許され、勅諭を賜ひ、總督には寮の御馬及御劍、副將には御劍を賜ふ、十四日幕府大御目付永井主水正御目付戸川鉦三郎を廣島に遣し、追討の命を毛利大膳に申渡す、十五日總督は大阪に抵る、二十二日征長諸藩の重臣を大阪城中に召集して軍議を開く、藝藩よりは石井修理三宅萬太夫以上本藩より、今村文之助・岡田直之助以上支藩より、近江守近江守より、列席し、薩藩より大島吉之助後西郷隆盛、吉井幸輔後吉井友實、列席せり、總督副將親ら臨場し、勅諭及將軍黑印の軍令狀を示して、諸藩を勵ます、其軍令に曰、

御軍令

條々

一 今度毛利大膳爲征伐進發に付、旗本并諸軍勢云々

下知狀

覺

一御軍役之人馬員數之儀は慶安度御定之通り候云々

○

制札之文

此たび

御所邊にて、てつぼう打はなし、恐多くも

禁裡の 御門とうに玉あそつき候だん、前代みもんの事に候、是によつて、

うつ手さしむけられ候、しかれども、つみなきものは少しも御かまひなく

候間、安穩に稼ぎやう相いとなみ可申候、

一右にかゝり合せのものをさらへ、あるいはかくれたるをうつたへ出候

はゞ、相應之さた可致事、

一老たるも、わかきも、手むかひいたし候ものは、打すて可申事、

右之通可相心得もの也、

元治元年十月

諸軍大阪より
廣島への發向
順序

軍議は、遂に十一月十一日を期して、諸軍其豫定陣地に到着し、同十八日を以て攻撃を開始するに決せり、總督は特に大島吉之助西郷隆盛を招きて、深く諮問する所あり、吉之助乃ち意見を陳して曰、長州を平定せられんには、藩主をして首謀者を誅し、不敬の罪を謝せしめ、然る後ち寛宥あるに如かじと、尾州藩家老成瀬隼人正既に其意あり、總督も亦た此議を容れ、先づ吉之助に命じて吉川監物に諭さしむ、又總督は別に石井修理に、來る二十五日より征長軍の先鋒大阪を發し、中軍は來月朔日大阪を發し、同十六日廣島に到着あるべき旨を達せらる、

大阪表より諸軍廣島へ發向順序

十月二十五日立

同 二十六日立

石河主計一隊

間宮外記一隊

山村多門一隊

鈴木嘉十郎一隊

同 二十九日出帆

十一月朔日

總督御發向差定御供役々
は別段不記載

成瀬隼人正殿
附添
長谷川惣藏
寺山傳藏
奥田傳藏

高木作十郎一隊

瀧川又左衛門殿

渡邊新左衛門殿

大目付二人

田宮 恕雲

御用人二人

御書院番頭

御書院番共

御小荷駄方

岡田帶刀門弟共

御祕事打方一隊

十一月二日立
十一月四日立

十一月五日立

以上

差矢射手十人

御側廻り三十人

御側砲術方三十人

石河佐渡守殿

榊原勘解由殿

大道寺主水

室賀只右衛門

横井 右近

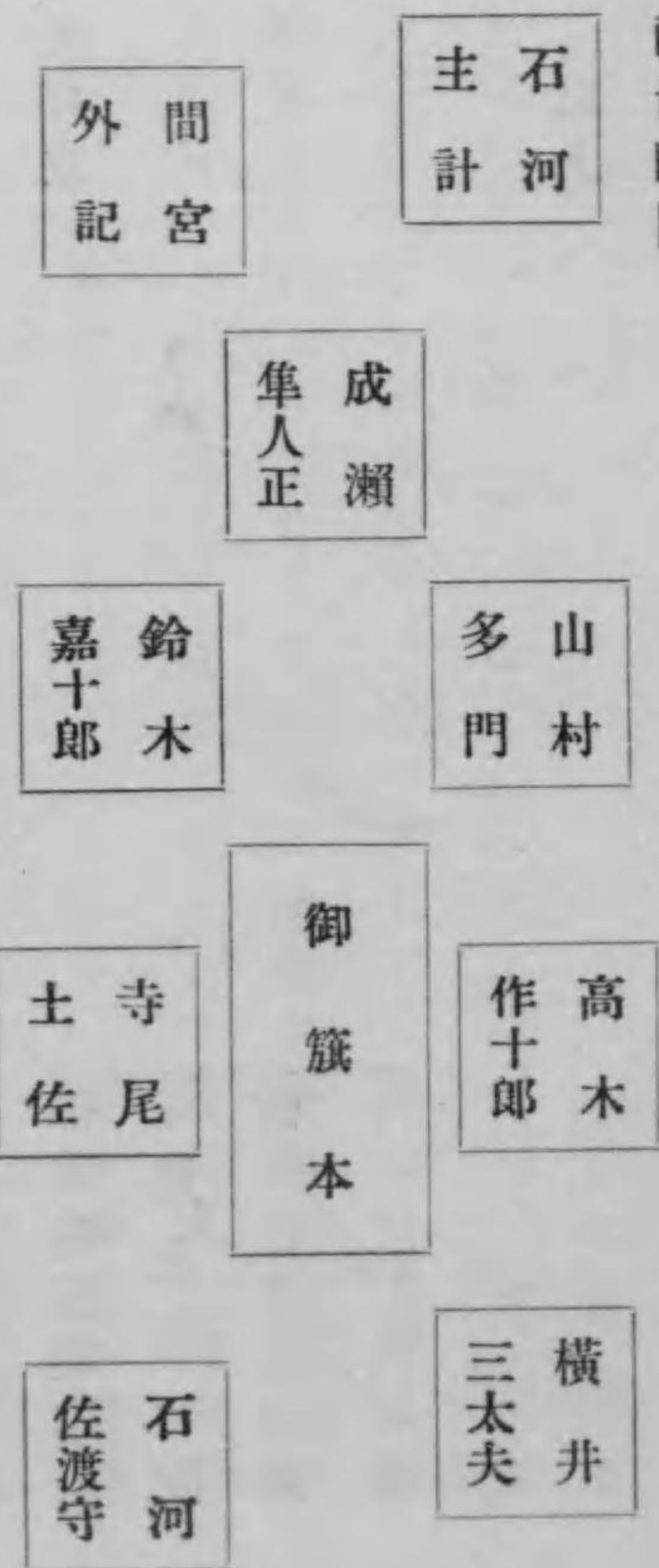
御鉄砲玉藥奉行

寺尾土佐一隊

横井三太夫一隊

御職
甲賀之者

一隊之配置略圖



元治元年

廣島城下の戒嚴令

是より先き、廣島にては、七月二十三日御家老以下諸士一同を城中に召集せられ、藩主安藝守親ら令せらるゝ所あり、曰、當月十八日、京都に於て禁闕近く兵亂差起る、甚だ容易ならざる次第なり、様子に依りては父子の内一人、急遽上京せざるべからず、斯の如く天下兵亂の發生する上は、今日といへども諸事陣中と相心得、聊たりとも不覺悟の儀あるべからず、斯る際には離間流言等紛々として差起らん、決して妄説に惑はされず、上下一致、國威を振張し、彌、忠勤を抽んで、以て大節を失はざるやう戒心すべきなりと、翌二十四日町

御奉行西本清介、川崎鹿之助は、藩府の旨を承けて、廣島城下に滞留せる他領の旅人を悉く歸國せしめ、唯藩用を帯びて來れる旅客のみは、宿主より其氏名を記し、町年寄を経て之を町御奉行所に届出さしめたり、而して二十六日には、藩府より侍士以下市民一般に觸書を發し、「當時の形勢につきては、城門南北西の三御門并に郭門御十二は、毎夜六ツ時より曉六ツ時まで閉鎖すべきに依り、夜間は猥りに出入すべからず」と、城門の警固を嚴にし、次で二十九日には、城下の内外なる海田市、片河町、猿猴橋、西詰日通寺、渡船場、猫屋橋、江波、横川橋、五日市、可部町に番所を構へ、通行の旅人を檢し、又市中一般に町觸を出して、去る十八日、京都表及騒動候趣相聞ゆ、夫のみならず、即今之時勢不時飽取々風聞も有之候へども、萬一の儀有之候とも、末々の者ども可被捨置筈も無之候付、流言風説に取迷ひ、人氣動搖不致、銘々職業諸商事等正路に取引、取留めもなき浮説等申立候儀無之様可致候、右之趣町中末々の者共へ、不洩様所役人共より懇に申論し候様可申付候以上、

七月二十九日

五組大年寄共へ

と誠諭し、町御奉行は町方御歩行帖元及町廻り等を随時に派遣巡察せしめ、市中の警備を嚴重に爲せり、

元治元年

八月三日に至り、藩府は諸士の子弟中十五歳以上前髪これ無き輩に、松原講武所に晝夜とも五十人づゝ交代宿直すべしと命じ、又槍持の武士にて祿三百石以上の面々は、斯る時勢につきては、若黨に手槍を持たせ、又稽古用着服のまゝにて出仕するも苦しからず、殿中向にても肌着を着用し、出火の節は陣羽織を着し出張するも苦しからずと達示せり、此頃諸郡の青年にて、有爲の材幹あるもの、天下の風雲を望んで、武藝稽古を志し、廣島城下に出て來り、市中に滞留して、武技を練磨するもの少からざりしかば、同月四日町觸を發して、

郡中之者共武藝爲稽古當所へ罷出、逗留いたし、并師匠々々へ相頼、又は弟子内相對に而入郡稽古取立等いたし候者も有之哉に相聞候、中には謝儀多少之申立いたし候者も有之趣、武藝教導いたし候者、不似合之至、以後入郡指南之儀、御人出にも可相成候に付、相對入郡之義は決而不仕様、尤郡中之者、當所へ罷出、稽古致度者も候得ば、其筋へ申出、聞届候上、罷出稽古いた

し候様被仰出候間、師匠々々におゐても、頭支配方より相達候上、引受稽古可有之候事、

但、只今迄郡中之者引受、中には寄宿之弟子有之様に候得共、一應不殘引拂改め、本文之通り取計可有之候事、

右之趣不洩様可被相觸候、

八月四日

と之が取締りを爲し、又藩府は「即今の形勢につき、他國者嚴敷穿鑿これ有るに依り、藩士御歩行組以上の屋鋪并に多門に住居の者の出生地を、主人々々より相糺し、詳記して、頭支配へ申出づべし、萬一不穿鑿にて、他より相聞ゆることあらば、巡檢の吏は直ちに踏込み、屋鋪多門の差別なく、吟味に及ぶことあるべし」と嚴達し、翌五日には、城内三門并に外郭十二門の警備を一層嚴密にせり、然るに同月十三日幕府より藩主安藝守に、長州追討につき陸路藝州口先鋒を命せられたれば、同月十九日藩執政は藩主の沙汰書を侍士以下一統に傳へて、大に士氣を鼓舞し、旁、怯懦未練の士卒及其妻子を戒飭して、二十三日左の如く觸示せり、

藝藩主藝州口先鋒を命ぜらる

長州追討之儀於京都御達之趣は、兼而相達候通に付、追々公邊之御差圖に依而上にも御出陣可被遊候處、御家中之内には、此地異條差起り候様、心得違候輩も有之歟、此頃家財等在方へ移し置、立退方等之用意いたし候方角も有之由、就而者末々人氣合に相拘り候趣も相聞候、御家人に有間敷所業、甚以如何敷事に候、左様の心得違より終には無實の流言差起り、人氣動搖、御制度相届兼候様、移行候而は、以之外之儀、御家中之輩は、妻子に至迄、左様に未練之儀無之、婦女子末々之者不安筋申立候儀は、得斗辨別示敷振も可有之筈、却而前段之次第不埒之事共に候、様子に寄り、名前等御糺之上、御沙汰振も可有之に付、一統其旨急度可被相心得候、

八月二十三日

而して九月二十七日には、廣島城下の町門の中に、左記の町門をば來月朔日より夜間閉鎖し、諸人の通行を禁止すべき町觸を出し、御城下所々町門、別紙之箇所來月朔日より夜中へ切、通路被差留候間、一統其心得可有之候事、

(別紙)

- 一 中島本町目安箱之小路
- 一 同町兩替小路
- 一 三丁目濱へ出ル口
- 一 三丁目境川手
- 一 四丁目境川手
- 一 四丁目境川手
- 一 五丁目境川手
- 一 五丁目境川手
- 一 六丁目境川手
- 一 五丁目境尾道町へ出ル口
- 一 六丁目境尾道町へ出ル口
- 一 尾道町境光岸橋
- 一 猿樂町下之濱へ出ル口
- 一 袋町釘屋小路
- 一 戒善寺中ノ町屋敷境
- 一 堀川町流川筋
- 一 銀山町德榮寺小路
- 一 銀山町草小路

- 一 石見屋町彌右衛門小路
- 一 橋本町水汲小路
- 一 京橋町臺屋町入口堤通り
- 一 同町稻荷町東組へ入口
- 一 同町新小路
- 一 同町専立寺小路
- 一 同町的場入口

元治元年

諸軍參集につ
き城下の商人
を戒む

又町御奉行西本清介川崎鹿之助よりは、八月二十二日の口達書を以て、近日長州追討の諸侯、當城下に參集あるに就きては、諸商人は不敬筋これなきやう注意すべき而已ならず、諸品を高價に販賣せず、商事正道、安價に販賣すべしと戒め、

一 此度長州御討手御大名様、近々當所へ御入込に相成候に付、御先方様へ下々不敬筋無之、第一依之萬端御用意御取込に可有之候へ共、何角御入用之品、御買取にも可相成なれ共、依之諸色高直に商ひ候而は、御先方へ

兵糧米の準備

對し、殿様不被爲濟御事柄、隨分正道直安に取引候様あらかじめ御沙汰之大意(下略)

同月二十七日には、當地屯集諸侯の兵糧米を準備せんが爲め、酒屋筆頭榎屋勘兵衛に命じて、市内の總酒屋に藩庫の玄米を渡して、之を搗精せしめ、

頭書

御人數出張之節、兵糧米當町五組酒屋手元に而搗精方之儀は、兼而御談に相成居候處、此度長州御討手御用火急白米御入用、并御當國へ御參集之上は、多分之御入用可有之に付、市中酒屋一統へ御米相渡、早急搗調、其儘預り置候へば、御都合筋に相成候に付、市中酒造家へ兼而相約り候通之振り合に可申談、尤白米にして日數長く貯置候時は、出入杯之憂も有之候間、痛米に不相成内、渠於手元入替候様に相成候へば、別而御都合事に候事、
一 玄米六百石

但、榎廻しに而相渡候事、

一 右搗賃缺り凡一割と申敷、見込何角相約め、早々以書付可申出候事、
一 鼠切等も難計、其段は勿論承知候事、

一御藏より米取寄せ候賃錢、勿論御銀出之事、
一御米受取方之合印木札は相渡し候へ共、外に何石と申差紙様の書物相
渡し候歟、是又好書差出し可然候事、

以上

八月二十七日

○

四組宛

白神組

今夕當組筆役、西御役所へ御呼出、別紙頭書之趣、談じ御座候、尤差急候義に
付、新町組へ御相談仕候處、同組より酒屋筆頭、栗屋勘兵衛へ御談に相成申
候間、左様御承知可被下候、此段得御意度、早々如此御座候、以上、

八月二十七日

○

川崎鹿之助様

西村保五郎

諸侯御入込御用意糧米搗精之義に付、酒屋共御取約、別紙御見せ被仰聞之
趣承知いたし、米屋共よりは、一向に酒屋へ御申付相成候方、締合宜段、御同

意申値候付、左之通早々搗精之義、先達而之振合御申談、御米は西御藏に而
當年米渡り方及通達置候、尤御米千俵つゝ、受取度趣に見候付、別紙合印十
枚差進置候間、御申談御座候様いたし度、此段得御意候、以上、
十月二十七日

○

一米三千石

此 一万俵

○此通り返事來候付、印鑑十枚下げ渡候、早々御米受取、搗精方等、万々宜申談候事、

<p>十月廿七日 當子 年米 高壹万俵之内</p>	<p>一米 千 俵</p>	<p>酒造屋渡り</p>
<p>但兵 標米</p>		

此通り十枚渡る

同御役中様

茶屋次郎右衛門

御米三千石搗精之義に付、今日當組筆役を西御役所へ御呼出し、別紙夫々林嘉右衛門相渡、今日之内、御米藏承り合、明日は御米受取、早々搗精取掛り候様にこの義に御座候、尤今日勤兵衛差問之義も御座候趣に付、私より肥後屋増之助へ申談置候間、右爲御心得書類入、御廻覽、此段得貴意候、以上、

十月

元治元年
屯集諸軍宿舎
の徴發

八月二十九日には、屯集諸軍の宿舎として、社寺以外に市中の町家を徴發する爲め、左の如く町大年寄に口達を下して、各戸の繪圖面を差出さしめ、八月二十九日夕、當組筆役、兩御役所へ只今罷出候様申参り、罷出候處、青木與八郎示談大意、此度諸家様御入込に付、御宿寺社夫々相約り候へ共、五組町々本通り筋家々は除き、外町に當り大家へ御宿申付、住居取り一軒を諸口一枚繪圖に認、店は日々商用に遣ひ、或は家内はドレ／＼へ住居仕候と申様、委く掛紙にして、明晦日夕方迄には五組共差出候様、九月朔日には御奉行朝出仕に御持參被成候間、吳々五組共一同差出候様にこの事故、火急

軍用薪炭其他
軍需品の供給
準備

之事故、組々大肝煎用場詰之内、只今早々當組用場へ参り候様申遣、參次第右之趣談し、當組内肝煎も呼出し、得斗談し、晦日暮前迄に、夫々相約め、繪圖さし出候事、(尼子氏日録)

九月六日參集諸侯の軍用薪木を準備せむが爲めに、此度諸侯御入込につき、御入用の大束類は大量につき、奥筋御山方より伐出しに相成り、御材木場より御拂渡と爲るに依り、川筋にては猿猴川東西岸、平田屋川東西岸にて各一軒づつ、西堂川にては尾道町、元安川にては東は三町目、西は中島邊、本川東西岸、尤も西は鍛冶屋町、歟、寺町、歟、孰れにても最寄の適處を選び、人柄善き相當の者へ、大束受拂所を仰付らるべし」と町大年寄に口達し、其人選方を託し、夫れ々々大束受拂所を命じたり、十月二十九日には總督尾張大納言の軍隊の糧米、薪炭、鹽、梅干、草鞋、蒲團につき、準備方を御勘定奉行西村保五郎より町御奉行川崎鹿之助に協議し來りて、

川崎鹿之助様

西村保五郎

此度尾州様御入込に付、御同勢糧米初め、其外炭薪、鹽、梅干、草鞋、ふとん等迄、御手當之義、御頼談御座候趣に付、右早々御手當方之義、御年寄中被申聞、

申値考合いたし候所、差懸り此御方様御出陣手當有之品に寄難相調ものも有之、逆も御頼談通り御世話被進候義は難出來義に付、其段は御年寄中へ申達置候得共、尾州様は素より、其外諸家様方之内にも、運送方遲滞等に而は、無據急場御取替之義御頼談御座候時は、一圓に御斷も難被成義に付、調候丈は程々御手當被置度義に付、炭薪臨時積廻し方郡御奉行へ示し合、専ら取約め中に候へども、町新開之内に、右之品々平常賣事致候者共手筋に而、來る七八日頃迄に寄集、何程は出來候見込之品早急取約め申出候様、并當時貯居候員數等、夫々御しらべ御聞せ被下度、様子に寄、尙御相談申度候間、被仰談可被下、此段得御意候、以上、

十月二十九日

市中の金錢相場を定む

といひ、其他糧食を始め、軍用諸品の供給準備につき、周旋奔走すること繁し、之れと同時に十一月朔日には、市中の金錢相場并に銀貨、札貨の取引歩合を定むる爲めに、左の如き町觸を發布せり、
金錢相場并正銀と銀札之取引、左之通り相改り候に付、此段町中可相觸候、一金一兩に付

正銀 札銀 共七十二匁に成る、

一 正銀札銀と取引二歩込被差止

一 銀一匁に付

錢八十文に成る、

以上

十一月朔日

○

四組宛

中通組

只今當組筆役東御役所へ御呼出しにて、青木與八郎談し有之候付、此節他藩御入込之上、町々におゐて百文錢を以買物被致候處、中には心得違、右百文錢を八十文に受取候者有之哉に相聞甚不相濟次第、右は兼而九十六文通用に候間、心得違之義無之様急度相示し候様に、この儀に御座候間、此趣は直に町々肝煎呼出可申談と奉存候、右可得御意、早々如此御座候、以上、

十一月十一日

斯くて十月十四日藩府にては、藝州先陣一之手一大隊として、御番頭寺西雅

征討軍出陣の始

開戦の日限

樂組頭阿部文三郎、同湯川徳之丞等に命じ、兵千五百人を率ゐて、佐伯郡五日市に進軍せしむ。是れ追討軍出陣の始めなり。同月二十二日、大阪に於て、征長總督尾張前大納言は、『征長の諸侯は、來月十一日に部署の地に到着し、十八日を以て攻入るべし』と令し、二十六日、廣島着陣の諸侯の兵は、屯集に混雜せざるやうなすべき旨を令せり。其文に曰く、

- 板倉周防守 阿部主計頭
- 松平近江守 三浦備後守
- 板倉攝津守 本多肥後守
- 松平備前守 脇阪淡路守

此度廣島表へ諸藩の軍勢、夥敷參集之上は、諸般混雜不自由之儀も可有之候。尤夫等之儀、無如才被相示置候儀には、可有之候得共、決而惱儀申立、其所の迷惑筋無之様被相心得、末々迄も急度可被申付候。此段分けて相達候事、

十月

總督尾張前大納言豊は、初めより成るべく戦争を避け、長州をして恭順の意を表せしめんと欲し、兵を進むるに先ちて、十月豊後國佐伯養賢寺の僧鼎州

大膳父子謹慎
待罪の歎願書
を上る
元治元年

尾張國出身、時に京都花園龍華院長藩主の菩提寺の僧機外を密使として、成瀬隼人正の家臣八木銀次郎輝と共に岩國に入り、長州恭順の實を擧げなば、寛典を以て處せんとの意を、吉川監物に通せしむ。監物は二僧の勸説を納れ、三家老を斬り、大膳父子謹慎待罪の事に決し、家臣を大阪に遣し、歎願書を總督の内覽に供し、二十七日藝藩を経て、正式に之を總督に上れり。其書には、一藩彌、謹慎し、大膳父子は蟄居して、ひたすら罪を謝せる由を陳べ、三人の者ども處置の儀は、御差圖を待ち奉る心得なりしも、今日に至りては却て過慮に當り、自然嫌疑も生すべきを恐る、仍て速に嚴刑に處し、首級を差出すべき心得なり。某謹慎中、越境の儀は恐入るに依り、已むを得ず封疆に臨みて、罪を幕下に謝し奉る、寛大の御處置、厚く歎願し奉ると記せり。

私本家家老益田右衛門介、福原越後國司信濃、去七月登京之上、不用主命、恐多も於、葦下騷擾仕奉驚、宸襟候段全大膳父子平常之緩、罪科難遁奉恐入候、右に付、是迄奉、歎願候趣も御座候處、今度御征討之御期限切迫に及候段、竊に奉、窺誠に以、恐懼痛心仕、國中一統彌、謹慎罷在、大膳父子寺院蟄居仕、只管奉、謝罪候、右三人之者處置之儀、此内御差圖相待候心得、今日に至候而

者、却而過慮に相當り、自然御嫌疑も可相生哉と奉恐入候、然る上は速に嚴刑に處し、首級可差出心得に御座候、且又私儀謹慎中、越境之儀奉恐入候間、不得止封疆に臨み、罪を幕下に奉謝候、何卒御寛大之御處置、厚奉歎願候、誠惶敬白、

十月二十七日

吉川 監物

西郷吉之助等
廣島に來る

西郷吉之助植
田乙次郎等岩
國に入り吉川
監物と會見す

藝藩主安藝守は、乃ち家臣立野一郎を急使として、其歎願書を持して上阪せしむ、一郎播州大倉谷に抵り、總督の西進せらるゝに遭ひ、之を獻す督府征長記事には十一月三日長防伏罪の儀吉川監物申立、此間に西郷吉之助大島吉之助十月二十日吉井幸輔、税播州明石御旅館に達するあり、此間に西郷吉之助四日より西郷に復す、所篤は尾州藩士若井成章と俱に、總督の意を承け、十月廿六日大阪を出帆し、十一月二日を以て廣島に着せり、監物の歎願書は、唯恭順を表するのみにして、未だ實際の處置順序の確定せざるを觀て、藝藩士と協議し、即夜藝藩士植田乙次郎と共に、廣島を發して、岩國に入り、監物に會して曰、今や征討の期既に迫れり、速に三家老以下の處分を爲し、以て恭順の實を表せざるべからずと、又曰、當今長防に集合する過激黨は、其暴激の行動惡むべきが如しと雖も、亦國家の元氣は此黨にあり、妄りに苛酷の處置を爲すべからずと、監物深く

平和に局を結
ぶに決す
監物の使者來
廣して進軍發
隊の歎願書を
藝藩主に呈す

吉之助等の信義に感じ、直ちに其意を萩に通じ、遂に宗藩をして三家老以下處刑の議を決せしむることとし、又吉之助に依頼するに征討の猶豫を以てせり、吉之助は監物の歎願の情實を覺り、長防の内情を觀破し、其目的とせる平和の局を結ぶに決したるを以て、廣島に歸り、總督尾張前大納言に之を復命せり、同月六日吉川監物の使者廣島に來り、藝藩を経て再び書を總督に上り、三家老の首級を總督の實檢に供する事、參謀者を嚴科に處する事、山口滯在の五卿を他州へ轉座を請ひ、追つては歸洛の取扱を願ひ奉りたき事を述べて、進軍の猶豫を請ふ、其文に曰、

私本家々老之内、乍恐於京師暴動仕候儀に付、先達而奉歎願置候處、此度御征討之御期限切迫及候段、竊に奉窺、大膳父子を初末家中、關國之士民一統痛心泣血仕候、就而は御差圖を不待、罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人之首級奉備實檢、其餘參謀之徒、嚴科可申付候、尙又公卿方去年以來山口御滯在之處、何卒他州御轉座、追而都下御歸入相成候様、御取扱之儀奉願度心得に御座候、乍併於此儀は、早速大膳父子へ申聞、其分相計せ度奉存候得共、遠路相隔、往復之日數有之候付、仰願は列藩御進發之儀、暫御猶豫被成

下候様奉希候、此由可然 大總督幕下へ御執成之程、只管奉懇願候、恐惶敬
白、

十一月二日

吉川 監物

是に依りて、藝藩主安藝守は藩士永田恕助を使者とし、監物の歎願書を齎ら
して總督に呈せしめたり、

十一月四日、幕府御目付戸川絆三郎、大阪より海路廣島に來着し、白神組一町
目桑原秀太郎の宅に止宿す、是れより征討軍諸侯、幕府官僚の廣島に來り宿
陣するもの、絡繹として絶えず、

元治元年
征討軍幕府官
僚の廣島着陣

着陣年月日 (退陣年月日)	諸侯并に幕府官僚	宿陣
元治元年十一月四日 (元治二年正月九日)	幕府御目付 戸川絆三郎	白神組一町目 桑原秀太郎
元治元年十二月十一日 (元治二年正月二日)	備後國福山城主(十一萬石) 阿部主計頭の軍兵 尾州藩家老、犬山城主(三萬五千石) 成瀬隼人正	本陣 東寺町正清院 下陣 同町諸寺院并に妙慶院、戒善寺、妙覺院等
同日	幕府御祐筆 竹村讓之助	白神組一町目 御家老淺野守之進の邸
同日	同 佐久間平兵衛	白神組一町目御用屋敷

元治二年正月二日 (元治二年正月二日)	備中國松山城主(五萬石) 板倉周防守の軍兵	左官町本覺寺、外十箇寺院
元治二年正月二日 (元治二年正月二日)	九日 板倉周防守	本陣 左官町妙頂寺
元治元年十二月廿九日 (元治二年正月九日)	十日 板倉攝津守	本陣 西寺町淨專寺 下陣 光福寺、德應寺、其他附近の町家
元治二年正月九日 (元治二年正月九日)	同日 本多肥後守	本陣 木挽町持明院 下陣 西應寺、安樂院、福壽院
元治二年正月十日 (元治二年正月十日)	同日 松平佐金吉 白井左門 小笠原鍾三郎	白神組一町目御用屋敷
元治二年正月十一日 (元治二年正月十一日)	十一日 三浦玄蕃頭	本陣 金屋町專立寺 下陣 海光院、長安寺、廣寂寺、了海
元治二年正月廿三日 (元治二年正月廿三日)	同日 松平近江守の軍兵	本陣 東白島町眞木兵左衛門宅 下陣 藥師院、禿翁寺、妙風寺、圓光寺、万行寺
元治二年正月七日 (元治二年正月七日)	同日 松平上總介	中島新町 満足屋佐七宅
元治元年十二月廿九日 (元治元年十二月廿九日)	十四日 幕府御先手格、講武所師範役 永井主水正	白神組一町目豊島屋圓助、後ら三位 小路今村文之助
元治元年十二月廿九日 (元治元年十二月廿九日)	十五日 播磨國龍野城主(五萬八千九百石) 脇坂淡路守	本陣 西寺町佛護寺 下陣 報專坊、善正寺、圓龍寺、正善坊
同日 (十九日)	石州御代官 鍋田三郎右衛門	塚本町 大塚屋與右衛門宅

元年 十一月十六日 (元治二年正月四日)	總督尾張前大納言慶勝	郭内八町馬場 御家老淺野右近の上屋敷
(元治元年十二月廿九日)	幕府關老、山城國淀城主十萬二千石 稻葉美濃守	眞鍋御用屋敷
二十日 (元治元年十二月六日)	薩州藩の軍兵	中島本町慈仙寺、其外五箇寺、天神町北組の町家
晦日 (元治二年正月申日)	紀州藩家老 安藤飛彈守	本陣 尾長村國前寺 下陣 同寺附近の民家
同日 (元治元年十二月十六日)	備中國倉敷代官 櫻井久之助	本陣 松屋万兵衛の宅
十二月朔日 (同日)	幕府御勘定役 大儀見鎖六	白神組一町目 富士屋喜兵衛の宅
同日 (同日)	幕府御普請役 櫻井規矩郎	白神組一町目 小田屋直助の宅
十五日 (同日)	同 石黒喜十郎	本陣 六町目御家老淺野河内の別邸 下陣 國泰寺新開今中大衛の別宅
四日 (元治二年正月十二日)	讃岐國高松城主(十二萬石) 松平謙岐守	本陣 下陣 國泰寺新開今中大衛の別宅
初旬 (十日)	備前國岡山藩家老 池田加賀 同 池田出羽	誓願寺、空積神社、元成寺
十日 (元治二年正月元日)	美作國津山城主(十萬石) 松平三河守	本陣 神崎上田主水船屋敷 下陣 西地方町附近の町家

征長總督本營の準備

元治元年 諸商人の買占見懸賣を禁ず

十四日	加州藩家老 長 大隅守	本陣 木茂町西福院 下陣 新川橋町禪林寺
元治二年 正月五日	幕府大御目付 大久保紀伊守 幕府御目付 山口駿河守	
二月十五日 (二月廿五日)	尾州藩御年寄列 瀧川又左衛門	

是より先き、藩府にては、征長總督尾張前大納言慶の着陣に先だちて、城郭内八町馬場の西端なる御家老淺野右近備後三原城主の邸を以て、征長總督の本營と定め、其東西に柵門を構へ、又た三位小路と、御家老上田主水邸の南側小路と、眞鍋御用屋敷との三所に、柵門及番所を構へて、庶民の通行を禁止し此時淺野右近は城に移るごあり、十一月五日藩府より觸書を發して、近々長州討手の諸侯、當表に屯集につきては、當地奸商の徒、諸品の拂底を豫想し、奇利を博せんが爲め、買占或は品圍ひ、或は見懸賣をなすこと勿れと嚴令し、

今般長州討手の諸侯方、無程當表へ御參着可相成就、而は諸品御運送も可有之候得共、闕乏之品々は於當所御買調相成候儀も可有之候處、當度御參集は御銘々全御公務之儀に有之候間、於當方は差支なく諸用相達候儀專

要之事に候、万一御制度御不行届之儀有之候而は、乍恐御不徳御國辱にも相拘候儀に付、其所得斗辨別致、即今之形勢を見掛、賣買之諸色無故圍ひ、或は賣買等之儀無之、正路に賣買いたし、日備賃等に至迄、聊貪ケ間敷義無之様、精々厚相示し被置、尙於役場も油斷無之、深切に教諭可有之候事、

十一月五日

別紙之通、郡中町新開尾道え相達置候間、爲心得相達候、御家中多門住居浮過之者へ、得斗相示し可被置候、

十一月五日

同月六日、藩府より再び觸書を發して、征長總督尾張前大納言慶勝を初め、追討諸侯の軍隊漸次當地に參集せらるゝにつき、當藩の士卒輕輩に至るまで、途中にて邂逅する時は、慇懃に下座致し、決して不作法の振舞あるべからず、又諸藩ともに彈藥準備これあるにつき、殊に火の元の用心を厚くすべき旨を令し、

長州御征伐に付而は、御總督尾州前大納言様其外討手之諸侯方、追々御參集に付、御滯在中、御兩敬并御同席様之外たり共、御家中末々迄も於途中御

行逢申候得ば、慇懃に下座致、不作法之義無之様可被仕、且又諸藩入込み多勢之義に付、於途中他藩へ對し失禮之義無之様被仕、下々之者は無據用事之外、御旅館近邊は勿論、町方等へ隈に差出被申間敷候事、
一火之元常々念入候義は勿論之事に候得共、此度之御參集事柄之諸藩共、火藥用意有之候に付、別而厚く心付、聊等閑之義無之様可仕旨被仰出候、右之趣、一統得斗相心得、銘々家來々々多門住居之者迄も、厚く相示し可被置候、

町門の警固

又城下所々の町門につき、夜中の開閉并に警固に關し、令する所あり、

御城下處々町門夜中、方之義に付而は、兼而相達置候趣も候處、此度諸侯方御參集に付而は、差支之義も有之候に付、左之箇所々々程へ番所相出來、晝夜共番人被差置、其外町門は夜中、方先ッ被差止候、右に付、左之箇所は、十二御門同様相心得、不作法之義無之様、召仕之末々迄、得斗可被申付候、但、往來之者、出入とも無釣燈に而も不苦候得共、不風俗之者は往來差留め候義も可有之候事、

一鐵砲町

- 一 幟町
- 一 同所弓屋小路
- 一 京橋筋
- 一 八丁堀
- 一 流川
- 一 柳町
- 一 神田橋西側
- 一 御材木場渡場上
- 一 白島東町渡場

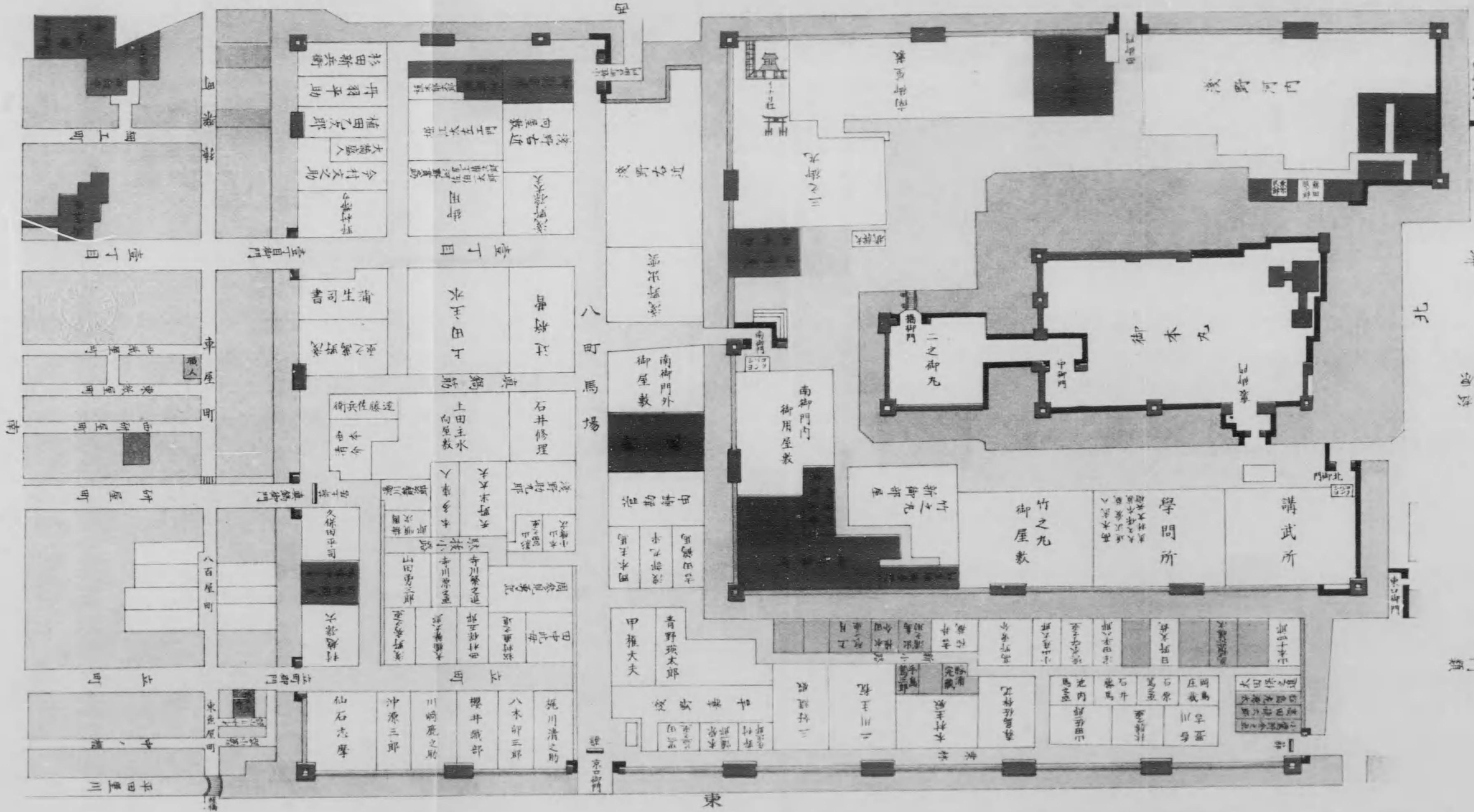
但、右之外、御材木場渡場より川手通り、并矢倉之下より川手通、兩所共
柵門出來、往來被差留候事、

右之趣、相組支配方末々迄、不洩様可被相觸候、

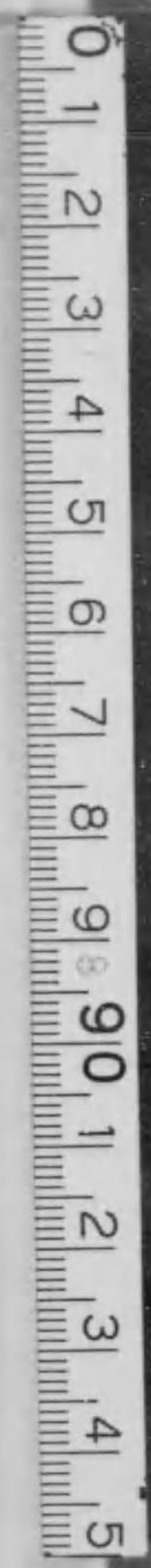
十一月六日

本文之通に候得共、末文箇所へ新番所出來之上、組町門へ方被差留候事、
と、而して征長總督尾張前大納言の着到を待てり、

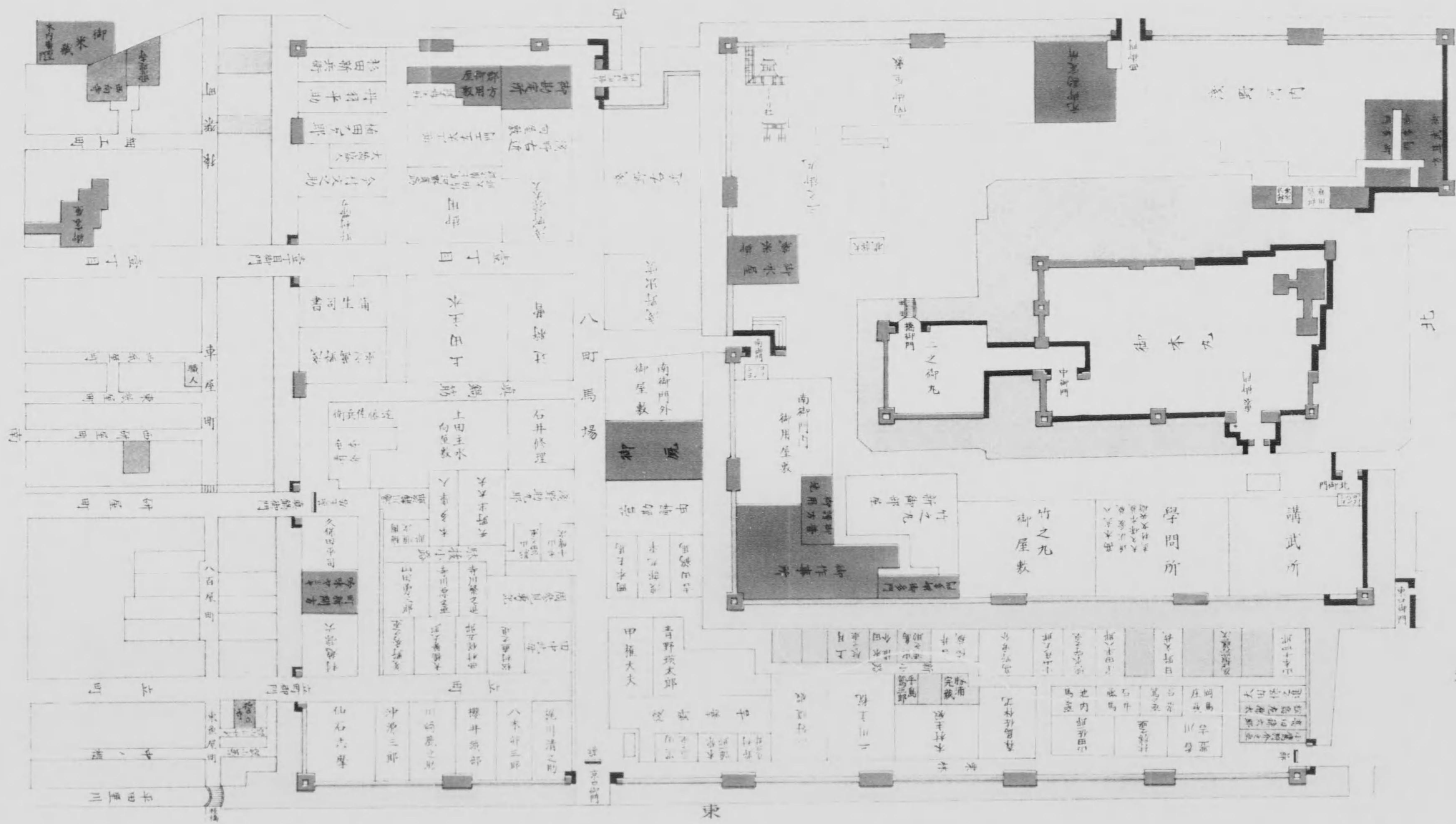
露光量違いの為重複撮影



- 土居堀
- 高石垣腰板堀
- 兔木御門
- 御門構
- 走御櫓
- 平御櫓
- 二重御櫓
- 待屋敷
- 運路
- 御堀
- 御儀家種領家
- 御用地并御多門類



露光量違いの為重複撮影



- 御田井御多門類
- 御家並御家
- 御屋敷
- 庭鈴
- 侍屋敷
- 一重御鈴
- 平御存
- 走御存
- 御門御存
- 庭大御存
- 高石垣御存
- 土御存

と而して征長總督展前大納言の者...

草津村海藏寺
にて長防征討
趣旨の申渡

第二節 第一回の征長役 (二)

元治元年十一月十一日、幕府御目付戸川鉦三郎は、佐伯郡草津村海藏寺に於て、長州家老毛利隱岐志道安房を召致し、長防征討の趣旨を申渡せり、其文に曰、

御口達之扣

今度主人大膳父子末家に至迄、御征伐被仰付、尾張前大納言殿より改而可被仰渡候御趣意有之、拙者より申渡候様にこの儀に付、則今日申渡候間、右御趣意之趣、大膳父子家來末家に至迄、感徹いたし候様、申渡候扣、毛利大膳父子儀に付、兼而入京を禁候處、陪臣福原越後を以右は歎願に托し、其實強訴、國司信濃益田右衛門佐追々差出候處、寛大仁恕を以雖扱之、更に悔悟之無意、事を左右に寄せ、不容易趣意を合、自己に兵端を發し、奉對禁闕發砲候條、其罪不輕、加之父子黒印之軍令條、國司信濃に授け候由、全軍謀顯然、旁長防へ押寄、速に追討可有之旨、御所より被仰出候付、總督尾張前大納言、副將松平越前守奉朝廷幕府之命、諸軍を牽ひ、

長門・周防へ向ひ、罪を可正もの也。

十一月十一日

同月十三日、長州家老志道安房は、佐伯郡廿日市に三老臣益田右衛門介・福原越後・國司信濃の首級を持參し、實檢に備へんが爲め、藝藩に依りて督府の指揮を請ふ、尾州藩家老成瀬隼人正より、廣島國泰寺に於て實檢すべきにつき、同寺に之を護送すべき旨を安房に命ず。

【参考】

督府征長記事曰、十一月十三日(中路)毛利大膳家來志道安房儀、廿日市迄罷出兼而内達いたし置候通、益田右衛門介・福原越後・國司信濃三人之首級持參いたし候間、實檢に備度、宜指圖有之様致度旨、松平安藝守家來迄申立候由にて、取計方之義、隼人正へ相伺候付、右首級廣島國泰寺へ護送いたし、同寺において一ト先實檢可有之候間、右之趣を以宜取計有之様、安藝守へ相達之。

翌十四日の朝快晴四つ時頃あり志道安房の一行は、廿日市より海路江波島に來り泊し、二艘の小艇に分乘して西堂川口に來り、國泰寺の南方數町を距る淺野守

之進船屋敷の前岸より上陸す、一行の人名左の如し。

- 家老 志道安房 上下二十五人
- 用人 粟屋隼人 上下五人
- 目付役 三鍋作茂 上下四人 馬一疋
- 先手者頭 田阪半左衛門 上下八人 馬一疋 組子二十六人
- 中間頭 一人 上下三人 組子二人
- 徒士目付 二人 上下三人
- 岩國物頭 安達彌太郎

安房以下、悉く長髪のまま、麻袴を着し、素足に藁草履を穿ち、脱刀して白扇を腰に挿し、首級は白麻布に包みて之を首桶に入れ、更に白絹にて之を包み、三桶ともに白木造りの長持に納め、謹慎徐行して之を國泰寺に護送し來る。是日拂曉、成瀬隼人正は、陣笠陣羽織を着し、馬に跨り、從兵凡百五十人を將ゐて、國泰寺に至る。其軍裝、物頭役以上の輩は騎馬陣羽織、其他の從兵は何れも手鍔・小具足陣羽織を着し、頗る壯觀を呈せり。藝藩を初め討手諸侯の軍兵二千人、寺境を警固す、斯くて首級の到着するや、成瀬隼人正は總督尾張前大納言

に代り、正面の牀几に倚り、幕府御目付戸川鉦三郎、軍目付松平左金吾同向井左門、同小笠原鍾三郎、尾州藩重臣長谷川惣藏、青山勲負等は其左右に列座して、三首級實檢の式を擧ぐ、式畢り、長州使者一禮して退出し、嚮きの上陸せる地より小艇に乗じて、江波島に至り、更に海船に移乗して、歸國の途に就けり、

【参考】

〔督府征長記事〕十一月十四日の條に曰、

一右衛門介始三首級、今日於國泰寺戸川鉦三郎始列居、隼人正及實檢候事、

左之書付、志道安房差出候由にて、藝藩より相達之、

去七月毛利大膳家來於京師、及暴動候參謀之者ども、左に

安戸左馬之助

佐久間佐兵衛

竹内正兵衛

中村九郎

右此度於國元斬首申付候、此段御届申上候以上、

十一月

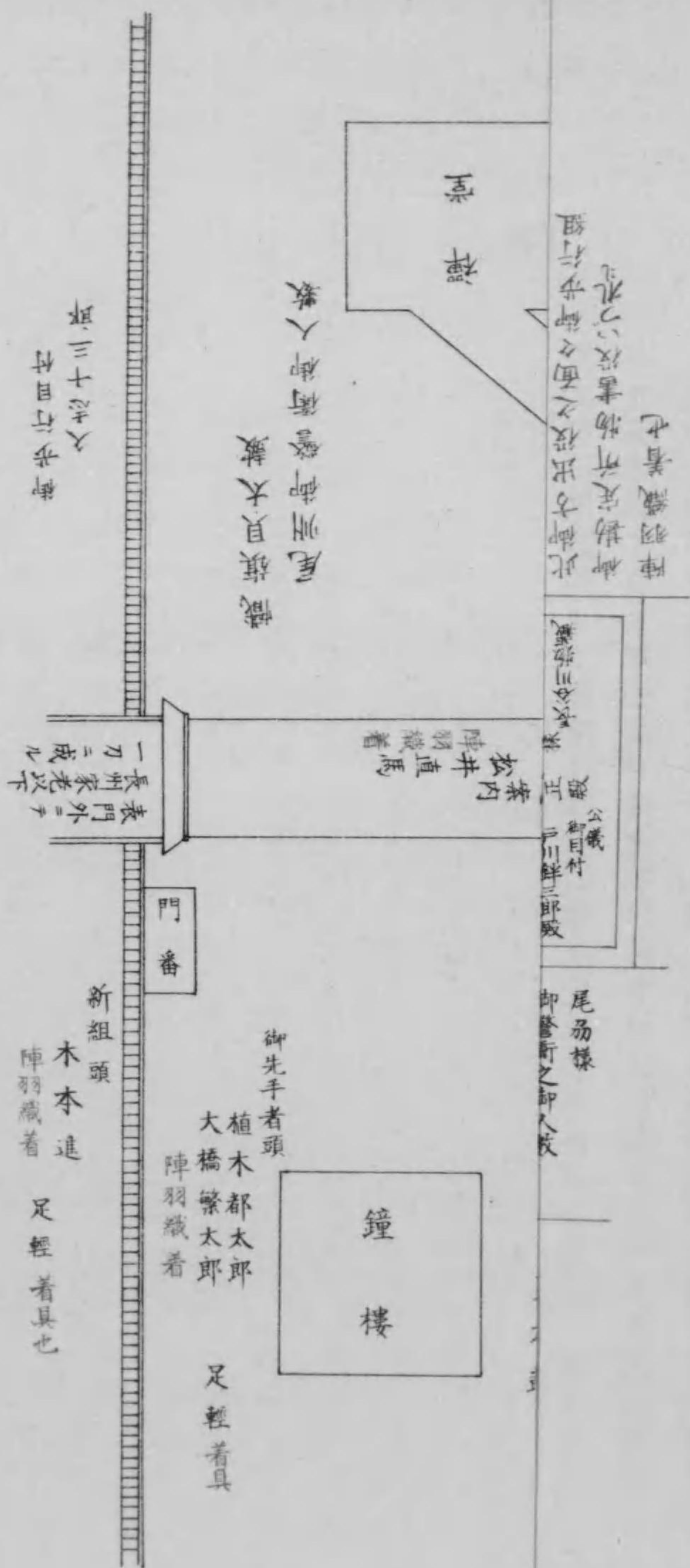
毛利大膳家來 志道 安房

右者十一月十四日、長州家老毛利隱岐、志道安房隱岐人數五十人程 安房人數三十人程、藝州菩提所國泰寺へ益田右衛門介、福原越後國司信濃、三人之首、白木長持へ入持參、兩人共長髮之儘、麻上下着用、誠に謹慎之體に罷在、成瀬隼人正、拂曉、半隊之人數繰出し、物頭以上騎馬、其外供之者何れも手鍵小具足陣羽織にて、凡百五十人程召連、戸川鉦三郎列座、尾藩間宮外記始役々出張、藝州人數を初、寄手諸藩警衛嚴重に相見え、其後十八日攻懸り之儀見合候御觸、先手之諸侯方へ達有之、近日吉川監物應接罷出候筈、今十六日當表へ御着陣、

〔長州家老三首實檢録〕曰、藝藩之使者、長州往復、實に頻々たり、或時は尾卿之藩中も同行する事もあり、長州公父子には、本丸下り二、丸にて慎心中と洩れ聞ゆ、或日、不日志道安房殿、長州三家老首級を國泰寺に實檢あると風聞す、同寺其準備中を見受くる果して事實也、同寺大伽藍にて雲水僧いつも百僧飲くることなきなり、向南側にも末寺五ヶ寺あり、燒失後の今日其景をもとめず、扱て當日となる、尾州家老犬山城主成瀬隼人正、殿旅館と國泰寺との距離凡そ五六丁大手町一丁目より四丁目 横町を通過し國泰寺に至る、此通路町奉行最も嚴重に取締之上、當日御案内として、先手物頭陣笠割羽織小袴にて從之、足輕十

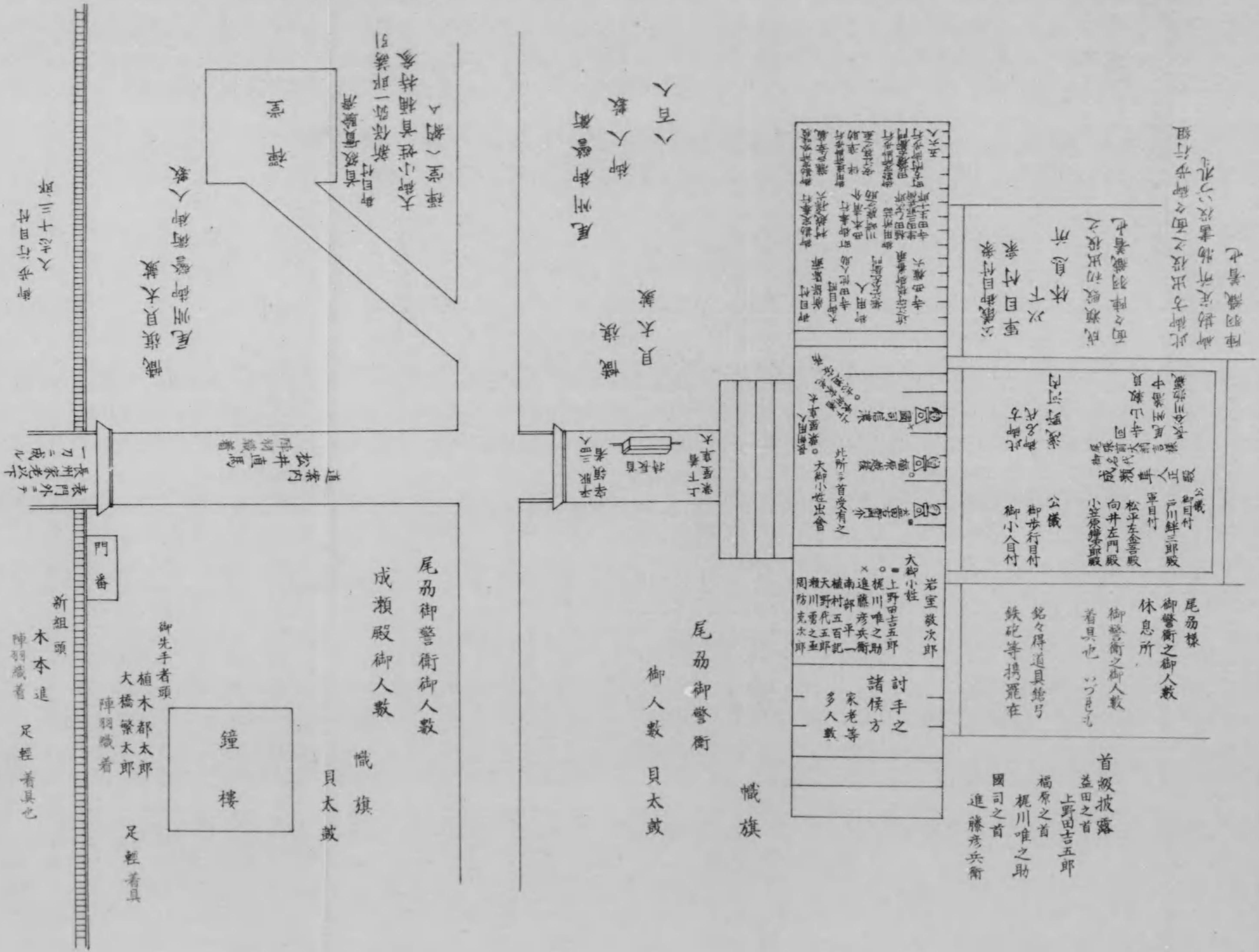
五人小 鐵砲を持、皆わらんず也。成瀬隼人正の從者、凡そ四五十名、鎗を携、其跡に隼人正は馬上陣笠錦之陣羽織右に騎馬、最も嚴重なる出立なり、着寺正面の床几寄らる、槍組は寺内左側に列す、參列諸公の從者門前右に列す、長州使者志道安房一行乗組二双船は江波港に泊字品より約一里西北にあり、小舟二双にて今中大衛殿高二千、八白石下屋敷に来る、國泰寺まで道凡そ三丁左右に各藩警衛殿重、安房等一行眞先藝藩係り役添麻上下勿論帶、刀なり、其跡安房殿麻上下紫足、藁草、履なり、扇子を指して大小は刀箱に收め、頭髪は結びあれども、月代は剃らず、首を少し前に垂れ、脇目もふらず之、愼心を表す、此頃の禮義なり、其跡に従ふ白木小長持三首級なり、附從者二名斯て寺門に至ると、刀箱門内に入れず、小長持を敷臺の下た白砂の上に置、安房殿左により一層首を垂れ、宣命を待たる、係り役刀を從者に持せ、敷段を上り、左末座に言上是れは、聞へず、從是先き正面隼人正殿、左側諸公列す、右側藝藩軍士金子徳之助藝藩軍士小幡宗七、則吉田兼次郎、若年に付、儒者金子代る、禮士岩室敬次郎門人補助、四人なり末座より首座に述べ、夫より隼人正殿の正面に進み、首座係り役に宣命を承り、五段の下段に至り、安房殿、恭く之を傳ふ、小長持を椽側に上げる、軍士出て蓋を開き、首桶を出し、隼人

元治元年國泰寺長州三家老首實檢の圖



白砂の上に置安房殿左に... 一層首を垂れ... 儀刀を従
 者に持せ、敷段を上り、左末座に言上^{是れは}開へす。
 従是先き正面隼人正殿左側諸公列す、右側藝藩軍士金子徳之助^{藝藩軍士小幡宗七郎吉田兼次郎若年に付禮士岩室敬次郎四人なり}末座より首座に述ぶ、夫より隼人正
 殿の正面に進み^{開へ}首座係り役に宣命を承り、五段の下段に至り、安房殿
 恭く之を傳ふ、小長持を椽側に上げる、軍士出て蓋を開き、首桶を出し、隼人

元治元年國泰寺長州三家老首實檢の圖



進軍停止の令

吉川監物謝罪の爲め草津村に来る

正殿の前なる臺に置三首いづれも結髪薄化粧唇に紅をつけてある左首座後ろに着座の士に令をなす之を案するに首級正偽を判定さすと思はる判定士退くと同時に軍士鐵扇携進む禮士隼人正殿の前に三重盃を出す之を採らると歳十四五の童子長柄之銚子にて酒をつぐ盃の乾を見て軍士扇を開勝聲を發す隼人正殿うなづかる他の二首同式なり此式終りて三首小長持に收め宣命を安房殿に傳之一禮ありて今中邸に退く引汐なれば至急小舟に乗り江波港に向はる夫より隼人正殿を初め一同歸陣跡にて國泰寺大佛事營と承る

同日、總督尾張前大納言より毛利大膳父子伏罪につき、征長の諸侯に進軍を停むべきの命あり、
毛利大膳父子伏罪之姿も相顯れ候に付、當月十八日攻懸り日限之儀、重て一左右相達候迄、攻懸り可被見合候事、

尾張前大納言

同日、吉川監物は佐伯郡草津村に來り、謝罪の爲め軍門に抵り、懇訴せんことを、藝藩に依りて懇請す、其書に曰、
私本家毛利大膳儀、兼而被爲禁入京候處、陪臣福原越後を以て、歎願に託し

強訴仕、國司信濃、益田右衛門介等追々指出於、闕下發砲、加之父子黒印之軍令條授、國司信濃候罪科を以、御討伐可被。仰付旨、當度奉蒙御嚴達實以奉恐縮候、就而は私儀謹慎中、越境之罪、萬死難遁儀に者奉存候得共、御軍門へ罷出、難默止心底、乍此上奉愁訴度、唯今草津驛迄到着此所おゐて相扣候間、御垂憐を以是等之儀何卒御取上被。仰付被下候様伏而奉懇願候、恐惶頓首、

十一月十三日

吉川 監物

監物を廣島に召喚す

是日^{十四}總督府は吉川監物を召喚して、成瀬隼人正より二通の書を申渡せり、其書に曰、

吉川 監物

先達て戸川鉦三郎より申渡候追討の御主意之趣に付、吉川監物を以申出候謝罪の廉々は有之候へ共、猶大膳父子恐入之次第、自判の書面を以、早々可申出候、

三老臣之首級受取、參謀之輩斬首之義も承届候、五卿の義も申出之通り無遅引可差出候、且右に附屬之脱藩人之始末も早々可申達事、

元治元年

征長總督尾張前大納言の着陣

總督本營の庭上に於て首實檢

聞 朝廷幕府に奏

一 山口之義は、新規修築の事に付、早速破却可有之事、

同日、朝、藝藩先陣一の手軍隊は、城内屯所に集合し、家老上田主水寺西雅樂天野保允等これを率ゐ、佐伯郡大竹村に向て出陣す、時に藩主安藝守病あり、藩世子紀伊守藩主に代り、南門内御水屋前に出で、軍隊の行装を檢閲せらる、夕刻軍隊草津驛に至る、總督府より進軍停止の令下りしが故に、同驛にて宿陣せり、

十一月十六日、總督尾張前大納言慶勝廣島に着到し、郭内八町馬場の西端なる淺野右近の上屋敷に入り、總督の本營と爲す、藝藩主安藝守は使者御用人西川直記を遣はして、其着陣を賀し、前藩主よりも亦た使者布施鉄之丞を遣はして之を賀せらる、

同月十八日、總督尾張前大納言、營内書院の庭上に於て、閣老稻葉美濃守、大御目付永井主水正、御目付戸川鉦三郎等、列座の上、長州家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃の三首級を實檢せらる、實檢了りて後ち、三首級を國泰寺に送り之を守衛せしむ、即日總督より朝廷及幕府に其旨を奏聞あり、

征長總督より朝廷幕府に奏聞書

謹で奉申上候、毛利大膳家來志道安房儀、當月十三日藝州廿日市と申所迄罷出申達候は、當七月於京都及暴動候罪魁益田右衛門介、福原越後國司信濃、三人之首級持參仕、實檢に備度宜差圖有之候様仕度旨、松平安藝守家來迄申出候、右は右衛門介等存命に候はゞ、生活の儘可爲差出筋合之處、安藝守を以て先達而申聞候趣、未相達内、斬首差出候に付、右首級廣島國泰寺へ護送の上、同寺に差置、警衛爲仕置、臣慶勝義一昨十六日廣島表へ到着仕候に付、今日右衛門介始首級實檢仕候處、相違無御座候、且右及暴動候砌、參謀大膳家來宍戸左馬介、佐久間佐兵衛、竹内庄兵衛、中村九郎義於國元、斬首申付、并久阪義輔、寺尾忠三郎、來島又兵衛、義暴舉の節、於京師相果候旨、安房申立候、就夫右衛門介始三人の首級、實檢濟の上、吉川監物へ差遣し申候、右等の趣、幕府へ申達候に付、依之奉言上候、誠恐敬白、

尾張大納言

翌十九日、總督尾張前大納言は吉川監物の懇請を納れて、監物を本營に召出さる。監物より毛利大膳父子共に城を出で、天樹院に謹慎閉居して、天幕の沙汰を待つ云々の書を總督に呈す、其文に曰、

私家老益田右衛門介、福原越後國司信濃、去七月於葦下騷擾之始末、深奉恐入候、右に付三人之者禁錮申付、御差圖を奉待候之處、却て過慮に相當候儀と奉存、今度嚴刑に處して首級奉備御實檢候、參謀之者一同斬首申付、委細吉川監物を以て申上候通に御座候、全く私平常之緩、罪科難遁、依之寺院蟄居、恐懼罷在候、何分之御沙汰、謹で奉待居候、

毛利大膳

毛利長門

總督は左の件々を監物に申渡し、而して三首級を監物に返與せらる、

大膳父子自判の書付、山口城破却、參謀人等斬首之義承届、五卿は五藩へ引渡之事、

三老臣之首級は請取、參謀之輩斬首之儀も承届候、五卿之儀も申出之通無遅引可指出候、且右に付、附屬之脱藩人之始末も早々可申達事、

一山口之儀者新規修築之事に付、早速破却可有之事、

先達而戸川絆三郎より申渡候追討之、御主意之趣に付、吉川監物を以申出候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膳父子恐入之次第、自判之書面を

以、早々可申出候、

同節吉川監物へ演達

五卿を奉じて暴徒發動いたし候よしは、びこらざる内、早速取締可然事、

若手に及び兼候は、沙汰次第人數繰込可申、一左右を待候事、

又是日、督府より左の通り藝藩に達せらる、

益田右衛門介初三首級吉川監物へ差遣候筈に付、即刻監物へ引合致し、遣し方宜取計之事、

但、右之次第國泰寺警衛之輩へは申遣候、

而して總督は、藝藩二藩に命じて監物を岩國に護送せしめ、『様子次第見合せ

働くべき機會これあらば、速かに手を下すべきやう』薩藩に申含めらる、

十一月廿日、總督は三條實美以下五卿を五藩松平美濃守、細川越中守、有馬中務、大輔、松平修理大夫、松平肥前守に請

取るべき由を其藩々に命じ、萬一請取方に行届き難き節は、細川越中守肥後藩主

初め申合ひ、其力を以て、速かに臨機の處置を爲すべき旨を命せらる、

同月二十一日、督府より廣島に屯集せる諸藩の軍兵に、山野に於て發砲すべ

からざる旨を達示せらる、

元治元年

廣島城下の警衛

同月二十二日、藩府より家老上田主水に命じて、古江の宿陣を撤して廣島に還らしむ、同日、督府は藝藩に命じて、諸軍廣島に宿陣中は、四方の要害を警固し、平常斥候を派出し、緩急に應じて、西は廿日市、五日市、東は往還筋、南は江波島に迅速出兵の設備を爲さしむ、

此節、若緩急之事有之時、西は廿日市、五日市、東は往還筋、南は江波島へ迅速人數繰出設備之心得可被在之事、

平常四方へ斥候之手配は素より可有之候得共、實狀見聞候はゞ、大小となく、即刻督府へ被申達、差迫り候事變之時者、松平備前守、板倉周防守、阿部主計頭、脇阪淡路守、三浦備後守、松平近江守、板倉攝津守、本多肥後守へも直に被相達、設備之儀も猶更厚可被取計候、備前守初出勢之地は、別紙之通之筈に候事、

十一月二十二日

西口

廿日市

五日市

草津

松平安藝守

阿部主計頭

淺野氏時代(幕末) 第一回の征長役(二)

五〇九

己 斐

板倉周防守

東口

往還筋

三松浦安藝守
備後守

南口

江 波

松平安藝守

水主町下

本多肥後守

國泰寺下
竹屋村下

松平備前守

北口

祇園口

臨阪淡路守
板倉攝津守

日通寺口

松平近江守

元治元年

十一月廿三日、藩府は、去る十四日藝藩先陣一の手として出陣せる草津驛宿陣中の軍隊を廣島に還らしめ、西口警衛として寺西雅樂の隊伍を同驛に残屯し、天野保允の隊伍と交代勤番せしめ、二十五日草津驛に新たに番所を構へ、番卒二人づゝ晝夜警衛せしむ。

同月二十六日、總督尾張前大納言は、營中書院の庭園に相撲場を新設し、御抱

廿日市及五日市の警固

監物の消息并に事機の内報を藝藩に内託せらる

え力士を召して、角觥の技を觀覽あり、閑老稻葉美濃守、大御目付永井主水正、御目付戸川鉦三郎、講武所師範松平上總介等陪覽す、同夜國泰寺新開の尾州藩人夫小屋より出火し、一棟類焼す、市中騒然たり。

同日、藩府より淺野八左衛門の隊伍に江波島番所の警衛を命せらる。

同月二十七日、藩府は、佐伯郡草津村に宿陣中なる寺西雅樂の警固隊に命じ

て、廿日市及び五日市に出張警備せしめ、二十九日水山權太夫に廿日市番所

の小頭を命じ、木村吉之助に五日市番所の小頭を命せらる、後ち十二月二十

五日に至り、天野保允の隊伍は寺西雅樂の隊伍と交代して廿日市を警固す、

同月二十八日、督府より、曩きに吉川監物に申渡せる件々に對せる監物の消

息、并に事機の内報を藝藩に内託せらる。

毛利大膳父子謝罪之儀、吉川監物より遮而申出、引續罪魁益田右衛門介、福

原越後、國司信濃首級、志道安房を以差出、參謀之者共一同斬首申付候段を

も申出候付、攻懸見合之儀諸手へ相達候事、

一 御追討之御主意申渡候付、監物儀罷出、大膳父子之情實申述候事、

一 三條實美始五人、松平美濃守へ引渡之儀、申渡候事、

此趣奉畏、此節長州おゐて專所置運び申候事、

一山口城破却之儀、監物へ申渡候處、御請仕候事、

一大膳父子謝伏證書差出候事、

益田右衛門介始暴行之一件、大膳父子平生之緩せ、罪科難通、依之寺院に蟄居、恐懼罷在、何分之御沙汰奉待旨、自判之證書差出候事、

一三末家之者よりも謝伏之證書差出候事、

一右に付、不日山口城破却、且萩城之體、大膳父子蟄居謹慎之様子等、爲見届

督府名代監察指向筈に候事、

十二月、長州の使者家老毛利隱岐、副使粟屋隼人、自賀田喜助等の一行廣島に來着し、毛利大膳父子并に其末家毛利讚岐、毛利淡路、毛利左京、自判の伏罪書を持參し、之を總督に獻す、

大膳初自判之證書

私家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃、去七月於「葦下」騷擾之始末、深奉恐入候、右に付三人之者禁錮申付、御差圖を奉待候處、却而過慮に相當候儀と奉存、此度嚴刑に處し、首級奉備、御實檢候、并に參謀之者共、一同斬首申

元治元年
長州使者來廣
し毛利大膳父
子以下の伏罪
書を總督に獻
す

付、委細吉川監物を以申上候通に、御座候、全私父子平生之緩せ、罪科難通、依之寺院蟄居、恐懼罷在、何分之御沙汰謹而奉待候、以上、

元治元 甲子年十一月廿六日

毛利大膳 判

毛利長門 判

長州處分案の
評議

同月八日、曩に督府は三首級の實檢を畢りしを以て、征長諸侯の進軍を延期せしが、十一月十四日の條參照此際尤も困難なりし問題は、此後長防に對する處分は如何になすべきやの事なり、之を關東に告げて其裁斷を俟たんか、道路遠隔して、萬一實情の達し得ざるあらんも測り難し、若し寛猛其宜しきを失はば、國家の不幸を生せん、加ふるに天候日に寒冽に迫り、軍兵の勞苦も察すべし、是に於て總督は其處置を速かにし、且公平ならん事を期し、是日征長軍參加の諸侯及び其重臣を本營に召集して、其意見を諮問せられ、長州處分案を左の如く議決せり、

毛利大膳父子謝罪之儀、吉川監物より遮而申出、引續罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃首級、志道安房を以差出、參謀之者一同斬首申付候段をも申出候付、攻懸見合之儀、諸手へ相達候事、

一 御追討之御主意申渡候付、監物儀罷出、大膳父子之情實申述候事、
 一 三條實美始五人、松平美濃守へ引渡之儀、申渡候事、
 此趣奉畏、此節長州おゐて專所置運び中に候事、
 一 山口城破却之儀、監物へ申渡候處、御請仕候事、
 一 大膳父子謝伏之證書差出候事、
 益田右衛門介始暴行之一件、大膳父子平生の緩せ、罪科難遁依之寺院
 に蟄居、恐懼罷在、何分之御沙汰奉待旨、自判之證書差出候事、
 一 三末家之者よりも謝狀之證書差出候事、
 一 右に付、不日山口城破却、且萩城之體、大膳父子蟄居謹慎之様子等爲見届、
 督府名代監察指向筈に候事、
 翌日、召集諸藩の重臣は、登營して總督尾張前大納言に謁す、總督は懇ろに其
 勞を犒ひ、且酒饌を賜はる、
 十二月十二日、督府より廣島宿陣中の諸軍に狼藉を戒め、且飲料水は河水を
 用ゆべき旨を勸め、左の如く達せらる、
 一 末々迄の者、市中おゐて、狼藉ヶ間敷儀等有之、町人共及迷惑候趣も相聞

廣島屯集諸軍
の狼藉及飲料
水を戒む

候に付、取締の爲め、見廻り不所業之者見懸、又は廻り先おゐて訴出候は
 踏込可取計候、

右之通申渡候間、被得其意、御供之輩え爲心得可被申達置候、

一 當地井水之儀、水性不宜候付、食料等に相用候得者、追ては害にも可相成
 由に付、川水にて食料相調候様可致候、被得其意、組支配之方えも可被相
 達候、

同月十四日、長防鎮靜の状況を按檢する爲め、總督名代石河佐渡守、幕府御目
 付戸川伸三郎等の一行五百餘人、廣島を發足し、岩國を経て、十九日山口に抵
 り、新築城郭の破壊の状を檢し、次で二十日萩に到り、城郭并に大膳父子菩提
 寺天樹院に蟄居謹慎の状を實檢し、二十七日廣島に歸る、藝藩よりは寺尾生
 十郎、尾州藩士長谷川惣藏と同道して、一行に先發し、石河佐渡守には岡田喜
 太郎、佐々木群司を隨行せしむ、
 同月十八日、福山侯阿部主計頭、江戸參府につき、草津口警固の任を解かれ、加
 州藩家老長大隅守これに代りて警固す、

長防鎮靜状況
の按檢

元治元年

十二月二十日、毛利淡路より、大膳家臣中左記の者ども、是まで粗暴過激の所業少からず、天幕に對し奉り恐懼の至りにつき、嚴科に處せし旨を總督に奏聞す。

覺

福間 一内

右在郷蟄居

兒玉次郎彦

河田 佳藏

江村彦之進

井上 唯一

右扇腹

本 城 清

岩城 謙司

信田 作太夫

淺見 安之丞

莊原 登美衛

渡邊 新三郎

入江 彌源太

右入牢

以 上

藝藩主の建言書

同日、末の刻、廣島に颶風あり、

同月二十四日、曩に督府より、毛利大膳漸次謝罪の運びに相成りしにつき、此上の處置如何爲すべき歟、各藩の意見を徴せられしに依り、藩主安藝守より、建言書を總督に呈せらる、其文左の如し、

長防此先之御處置、御深謀可被爲在候儀、猥りに愚考申上候は、深奉恐入候得共、過日御達之趣も御座候付、聊心付之廉左に申上候、

抑大膳父子罪を 天朝に受長防征伐之 令下り、官軍御差向に相成候上は、速に攻入、逆徒誅滅可致は勿論之儀に候處、大膳父子深奉恐懼、暴動巨魁之徒を誅し、寺院に蟄居謝罪仕候に就而は、攻入御猶豫等寛大之御沙汰も被爲在、兩國之士民倍、以感服可仕と奉存候、乍去條理不相立、徒に寛仁之御處置と申事は、御爲不宜儀に可有御座、前文之如く 朝命を以て征伐被仰出候儀に候得ば、長防之形勢具に御奏聞之上、朝廷御仁恕之御沙汰も被爲有候は、其處を以御決議被爲在と奉存候得共、内外不穩折柄、遲緩之御取計は何れにも不可然、自然此儘に而御陣拂、後日之御沙汰に相成候而は、長防之蒼生失望仕、謹慎之心も漸々怠惰仕、不慮之禍害を生じ候様に

而は、無此上天下之御大事に可有御座得斗御英斷被爲在候儀哉と奉存候、
右眞之心付之儘申上候、以上、

十二月廿四日

松平 安藝守

諸軍に撤陣の
令

十二月廿七日、總督尾張前大納言は、毛利大膳父子伏罪に就き、長防鎮靜の情
況を按檢せしめしところ、異條これ無きに依り、藝州口・石州口・四國口・下の關
口・萩口討手の諸侯に撤陣すべき旨を命せらる、

毛利大膳父子服罪に付、國內鎮靜之體爲見届候處、異條無之候、依之討手之
面々陣拂可被致候、

元治元年十二月廿七日

尾張前大納言

同月二十八日、播州龍野侯脇阪淡路守は、沼田郡祇園口に派遣せる斥候隊を
撤し、備中松山侯板倉周防守は己斐口の哨兵を撤して廣島に歸還し、又岡山
藩兵は國泰寺村南方并に竹屋村南方の警備を解けり、同日總督尾張前大納
言は、諸藩の周旋方二十名を本營に召し、酒饌并に白銀若干を賜はる、

同月二十九日、總督尾張前大納言より朝廷に上書して、長州處置の狀を奏聞
せらる、其書に曰、

總督より長州
處分の狀を朝
廷に奏聞せら
る

毛利大膳父子追討に付、臣慶勝、總督として藝州廣島へ出陣仕候處、彼に於
て只管悔悟伏罪仕、長防全鎮靜に及び候間、此段御届申上候、依之長防鎮靜
の方、三末家吉川監物并大膳家老に急度申付、松平越前守始討手の輩陣拂
の義申渡候、慶勝義も引拂申候、委細は近日登京奏聞可仕候得共、件々の次
第、別紙に取綴奉言上候、誠恐誠惶、頓首敬白、

尾張前大納言

別紙

一 罪魁益田右衛門介福原越後、國司信濃、嚴刑に行ひ、首級實檢に差出、其餘
參謀の者共、斬首申付候旨、申出候事、

一 暴臣共於輩下騷擾の始末、大膳父子平生の緩せ、罪科難遁、依之寺院蟄居
恐懼罷在候、何分御沙汰奉待旨、自判の證書差出、右證書等都合五通差出
候、

一 山口は新築の事に付、破却可致旨申渡、則爲見届家老石河佐渡守差向、并
爲立合目付戸川鉾三郎差出候處、破却の體異議無之旨、佐渡守鉾三郎申
達之、

一三條實美始五人、松平美濃守、細川越中守、有馬中務大輔、松平修理大夫、松平肥前守分配、各國元へ引取り御預取計候筈の事、

一大膳父子萩城立退、寺院蟄居の體、佐渡守始見届候處、城中無異議、父子菩提所天樹院に蟄居罷在、謹慎の體、疑敷義無之趣、佐渡守、三郎申達候、

一長防領内村市人民、謹慎恭順の體、疑敷義無之趣、佐渡守、三郎申達候、同日、總督尾張前大納言より長州三末家毛利左京同淡路同讃岐、吉川監物及大膳家老、毛利筑前等に、追討諸軍陣拂につき、國內鎮靜筋に盡力し、謹慎追ての沙汰を待つべき旨を命せらる、

元治二年正月元日、總督尾張前大納言より幕府に長防鎮靜の顛末を報せんが爲め、家臣千賀與八郎、長谷川惣藏を使者として、報告書を齎らし、幕府大御目付永井主水正、御目付戸川三郎と共に、宇品より大江丸に乗じて出發せしむ、其書に曰、

毛利大膳父子御追討に付、總督蒙仰、藝州廣島へ出陣仕候處、彼におゐて只管悔悟服罪いたし、長防全及鎮靜申候、此段御届申上候、宜御詮議、相當之御所置被仰出候様仕度奉存候、猶此上國內鎮靜方、三末家并吉川監物、大膳家

元治二年
總督より長防鎮靜の顛末を幕府に報す

老へ急度申付、松平越前守始、討手の輩陣拂之義申渡、某儀も引拂申候、依之別紙六通相添申上候、右等之趣、早々出府可申上之處、歸路之節、一旦入京、件々之次第、奏聞仕、歸國之上、出府可仕と奉存候、此段も申上候、

十二月

尾張前大納言

○ 罪魁益田右衛門介云々十二月二十九日 朝廷へ奏聞書の別紙と同文

○ 大膳初自判之證書

私家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃、去七月於鞏下騷擾之段、深奉恐入候、右に付、三人之者禁錮申付、御差圖を奉待候處、却而過慮に相當候儀と奉存、此度嚴刑に處し、首級奉備、御實檢候、并に參謀之者共、一同斬首申付、委細吉川監物を以申上候、通に御座候、全私父子平生之緩せ、罪科難通、依之寺院蟄居、恐懼罷在、何分之御沙汰、謹而奉待候、以上、

元治元 甲子年十一月廿六日

毛利 大膳 判

毛利 長門 判

○外に毛利左京毛利淡路毛利讃岐の歎願書あれども之を略す、

先般戸川紳三郎殿を以被仰渡候 御書付之内、國司信濃へ軍令狀相渡候
上は、軍謀顯然之旨、此段深奉恐入候、依之 朝敵に相當仕候而は、末代之汚
名難相雪、如何にも泣血之至に御座候、右者脱走之者爲鎮靜人數差出候節、
印章差出候様相願候付、任其意候處於出先條々之主意を取失ひ、遂に奉恐
入候非禮非義之及暴動候段、畢竟父子不明故任用非其人、依頼仕過候より
如此始末に至、其罪科難遁、如何成御譴責をも可奉、甘候得共、素より奉對
天幕毛頭野心を挾候義無御座候間、右等之處、篤と 御憐察被成下候様、伏
而奉懇願候、此段御内訴奉申上候間、可然御取扱可被成下候、以上、

十一月廿六日

毛利 大膳

毛利 長門

○ 媁和の見込大綱書

別段御内達

(此御内達書封物にいたし、水野和泉守殿へ與八郎より差出候處、追而
封之儘御差戻有之、)

大膳父子御處置之儀に付、稻葉民部大輔方へ御書通之趣者、委細承り候
得共、猶見込之段、左之通に候事、

一 御削地之儀、當節長防之四民恭順謹慎之體を以相考候而者、舊來之恩信
格別に相見候間、多分之御削除者勿論別紙之通御座候共、更に舊主を離
れ候而者、人心變動も難計候間、矢張其儘御預に可相成方哉、猶御參考之
爲申上候、且右削地之儀者、攝海邊海岸御嚴備之料に被宛行候は、猶更
格別之御儀に存候事、

一 三末家之儀、本家に准御所置可被爲、在歟に候處、當時鎮靜方專盡力罷在
候儀に付、其品を以御所置可有御座候半哉之事、

一 吉川監物儀、宗藩鎮撫方誠實盡力いたし候儀に付、何等之御沙汰不被爲
在方候半哉之事、

正月二日、督府は、今後長州三末家吉川監物或は大膳家老より督府に申達の
儀は、都て藝藩の手を経て申出づべき旨を命じたるにつき、藝藩に於ては其

長州三家老の
妻子

心得を以て、執達方を取計ふべき由を達せらる。又同日督府より、長州罪魁の妻子の件につき、藝藩に左の如く達示せらる、

一益田右衛門介、福原越後、國司信濃、妻子所置之事、

右之趣、御自分心得之振に而、毛利筑前へ無屹度相尋、答之趣書取にい
たし差出之事、

右之通相達候處、左の如く答書差出す、

一益田右衛門介、其外妻子之儀は、於當節先親類どもへ氣を付候様致沙汰
置候、

一右衛門介、其外家來共之儀者、夫々分家之者へ鎮靜方申付置候、

毛利 筑前

〔元治二年〕

總督尾張前大
納言の凱旋

正月四日、辰の上刻、總督尾張前大納言慶勝、凱還の途に就かる。是日總督は騎馬、陣羽織を着し、從兵を率ゐて、本營を發し、廣島の東端、岩鼻に至り、馬より下りて駕籠に乗り歸京す。藝藩世子紀伊守これを海田市に送らる。是夜總督の一行、賀茂郡西條驛に宿す、

四日(曇)西條驛泊、五日(少々曇)本郷驛泊、六日(終日降雨、夜大風雨)尾道泊、

幕府上使大久
保紀伊守の來
廣

七日(雨天)備中高屋泊……十六日、大阪に凱旋(甲子行
營日記)

翌五日、幕府大御目付大久保紀伊守御目付山口駿河守、上使として海路廣島に來着す。總督凱還の後なりしを以て、上使は追躡東上し、夕刻本郷驛に於て追及し、關老松平周防守、松平伊豆守、阿部豊後守、水野和泉守、松平伯耆守、連署の左の命令書(一、二印の書)を總督に呈す、

一印

一毛利大膳父子、江戸表へ指下之事、

但、御人數之内にて警衛之事、

一三條以下七人、江戸表へ差下之事、

一大膳家來とも急度爲相慎置、御下知相待候様、吉川初末家共之内へ御
達可被成候事、

一江戸表より御下知有之候迄、所々出張之御人數を始、御引揚無之、彌、無

油斷警衛可被成候事、

右之通御取計可被成候事、

○